

紀淡兩國の間を經、今日九日朝、横濱港へ入津仕候、尤も外一艘は、豊土兩州の間より、外通長崎へ向け罷越候趣に御座候、

ここに於て、攘夷の事は、彌々實地施行の狀となりて、その九日に列藩に勅して、一致して事に従ふべきを宣し、又十六日には、監軍使として正親町少將を長門に下さるなど、をさく嚴重の命ありといへども、たゞ鳥取藩にて、大坂に來りし英艦とも既に去るの後に砲撃して其事を届出たる一條ありじのみにして、諸藩も其力を盡して、長州藩を援けんとせざりしものごとし、而して幕府にては如何といふに、小笠原閑老の上京して、開國の規模を確立せんとせし秘策も敗れて、將軍は東歸あり、攘夷期限、一切御委任あらせられたくとの旨を奏上して一面は諸藩に飭して、狼に外船を砲撃せざらしむ、

七月に至りて、中根市之丞を長門に使して、其嚮に外國船を砲撃せしことの朝旨幕令に背ける條を糾問せしむ、はやりにはやりたる長州藩、いかでかゝる命令に服すべき、其後再應の尋問に答へし書中、一應の御答は、市之丞殿へ相渡し、との語あるを見れば、當時定めて不遜の答ありしなるべし、市之丞も流石に多くの幕士中撰れて此大任に膺りし程なれば、まさかはその答辭に甘んぜず、蓋し抗論する所もありしとおもはる、竟に客舎にありて、其屬官の一人と共に、長州藩激徒の爲に暗

殺せられ、其駕坐せし幕府の軍艦、朝陽丸もその手に奪はれ、小倉藩士河野四郎柳生兵衛は自殺して、幕府に謝するに至り、而して一面は益田右衛門佐をして兵を率て上京せしめ、禁闕を守護せしめしなど、其勢力實に天下を動したり、然るに僅に一月の内に、朝局俄然一變して、八月十七日に至りて、松平肥後守に九門の守護を命ぜられ、其翌十八日長門藩堺門の警衛を撤せしめ、その藩士の京師に在るを許されず、これと相呼應して其奥主たりし朝紳も、身を安んずること能はず、京師を出で長門に竄るゝに至れり、剩へこの十八日以前に在りて、勅諭と稱するものは、眞正の敵慮にはあらずし旨の聖諭を下し給ふに到りて、さしむに時めきし長州藩も、頓に挫折の狀あり、されば長州侯はその十二月に藩士井原主計をして、その無罪の狀を具して歎訴せしむ、即ち所謂奉勅始末書なり、其書に曰く、

癸丑外夷之事起りしより、戰爭に決し、和議を斥候を以て、度々幕府へ建言、戊午墨夷の情態、閑老を以御親相成候得共勅許無之、列藩へ議下候、其節も敵慮違奉の趣意を以、待夷の良策被爲在度段、建白仕候處、幕府因循、終に上巳上元の變を醸し候次第、不忍傍觀、家臣重職の者を以て、官武の間周旋申付、於關東は一橋越前の登庸申立候得共不相叶、田安上京板倉閑老委任と申迄に議定、一と先朝廷向之御様子御伺爲仕候處、豈計ん家臣之者、趣意取失ひ、自己之密議に及

び、幕議を張り敵慮を懸候様の令取計候に付、速に嚴罪申付、奉解宸疑、彌以周旋盡力候様と厚き朝命を蒙り候に付、先年來被仰出候勅詔並御沙汰書に當り候、御定議の御旨奉伺候二事六ヶ條の内、下田條約の通は、乍御不本意御許容被遊候御事歟と御伺申上候處、御附紙を以て下田條約尤も不被爲好候得共、已に以前於關東爲濟候上にて言上有之候に付、不被爲得已事、如何と被思召候處、重て假條約數ヶ條言上、實に被驚思召、廿六日御附紙之旨、無餘儀被仰出候儀にて、勅許にては無之其後關東より言上假約定、可有拒絕堅御約定に候、

且つ又九繼夷追々驕傲猖獗、下田條約頃と同日の論に無之、以ての外の儀當時に到り、下田條約を被宥可然とも難被仰出、假條約は御破却御拒絕被遊度思召との御答へ、被仰下候に付き、御確定の敵慮、始めて伺ひ定め候に付き、彌々決心、敵慮貫徹候様盡力可仕と、家臣どもへも堅く爲申聞、悻長門守關東へ差下し、右伺ひ濟のほか、赦宥一條、(戊午の罪人を追赦し伏見にて斬られたる薩士の罪を赦すすなんどのことなるべし) 近々遂其節候由に候、此餘は攘夷の大義、一途に周旋不致候而は、事多端に涉り、却て敵旨貫徹の驗立間敷と相考、最前伺定候下田條約並に假條約とも御破却御拒絕と申敵慮の處、被爲問幕府、精々可申解旨、書付を以、前關白殿下へ家臣差出言上爲仕候處、委曲御領掌被爲成、其後言上の趣、全敵念御符合の段被仰聞候に付、其後長門

守へ申遣、猶又幕府において、彌決定、列藩へ布告、策畧之次第、拒絕之期限等、衆議可及奏聞旨、勅使を以て關東へ被仰遣、右同様之御旨、私へも被仰聞、周旋盡忠候様との御内命、正親町三條殿より御書面を以被仰下候に付、長門守事は、於關東盡微力、越前春嶽、土州容堂も素より同論同志の上、老練にも有之、俱に遂其節候而、幕府遵奉の次第を歸京及奏聞候處、敵慮の旨被仰聞、最前於關東將軍家上洛の儀及建議、御採用相成候に付、右勅命遵奉の上は、列藩の策畧見込相認、上洛前途に差出候様との幕令有之候得共、私共於父子は、敵慮の御深旨は、戊午年以來の御決定にて、戰の勝敗は、必御算定被爲在候儀にては無之、唯々國体の立不立と、義理の闕不闕との事にて、聖斷被遊候御事と奉窺候、其證は、戊午三月廿三日、關老へ御渡相成候御沙汰書に、今度の條約連も御許容難被遊思召候、衆議中自然差純れ及異變候節は、無是非義と被思召候と有之候得ば、假條約破却と申事相決候に付、天下一統決戰の心得勿論の事に可有之と、相伺申上候處、其節條約破却一決候は、先達御内沙汰の通、尤も天下一統決戰勿論に而、防禦速に御座被遊度、と御付紙を以て被仰聞候、午年にすら無是非儀と被遊宸斷候御事に御座候えば、今日に至り、假令武備充實無之とも、攘夷延引可相成理無之は、天下の公論、宸斷の御旨、實に従天祖御受傳の皇國眞武正氣奉威戴、長門守並に家來へも、御旨趣重疊申合、於關東、幕府其の外へ

も伺取候儘を申傳へ候處、勅旨遵奉と申事に相成、是より自國引受の武備、假成にも取整、期限決定候は、他に後れを取間敷と、父子申合居候へ共、朝廷より御差止も有之、長門守義は京師へ殘し置き、於私に速に歸國、國政改革武備假成にも相整候内、將軍家御上洛、列藩衆議、將軍家御滞京十日、歸府廿日後は、必拒絕の御受の由にも傳聞候へ共、彌御決定の處は不相分候に付、當三月十二日、長門守より家臣を學習院へ差出し、攘夷期限彌何日頃と御決定相成候哉、と手扣にして御窺爲仕候處、翌十三日、御附札を以、四月中旬御決定と被仰出候段、國許へ申遣、致承知、即時國內に布令いたし候

次月中旬迄は、先應接致、不得止事は、征討、中旬後は直様征討と相決し、要衝の場所へは成兵差出置候處、夷舶不來、警戒の内、次月廿一日、傳奏坊城家より、外夷拒絕之期限、來る五月十日御治定相成候間、益軍政相整、醜夷掃攘可有之との御沙汰有之、同月廿三日、同家より攘夷期限、五月十日、無相違拒絕決定の段、將軍家御前有之候由御達相成、右御請書をも被相渡、幕府よりも攘夷の儀、五月十日可及拒絕段、御達に相成候間、右の心得を以、自國海岸防禦、彌以嚴重相備、襲來候節は致掃攘候様、水野和泉守より違有之、其以前三月十八日の幕令に、攘夷の詔御奉戴にて、早々拒絕の應接に及、外夷承服不仕候節は、速に打拂候様にと有之、夫より五十日

隔り、五月十日には、談判は勿論、策畧は素より幕府へ御委任には候得共、頗に相立候事故、拒絕期限御布告に相成候事に可有之、況して年來攝海防禦筋苦心致し見候處、明石、加田、嵯峨關、赤馬關、出入の異船萬一攝海へ亂入し往來も難計、私父子年來慮慮貫候様にと、官武の間周旋ながら、攝海亂入の船を自儘に往來爲致而は、朝廷幕府へ奉對、言行相違、面目無之次第と存込候に付警戒彌以嚴重に申付、竟に五度馬關に於て戦争に及、素より募々敷軍も出來不申候得共、慮慮遵奉、幕府承順の寸志を相遂、是よりして彌以國政を一新し武備を全治し、皇國の武威を海外に輝し候様仕度、と日夜苦慮仕候處、因州浪華一舉而已にて、眼前小倉の如き、我苦戰の狀を傍觀し、隣國の交誼不相辨候に付、慮慮幕議の貫徹如何成障有之候哉、微力獨立にては、一身一家の分を盡し候得共、全國御持固の目途難立事と考へ、其段及言上、攝海列藩へも使節を馳せ、應援を乞、且其見込をも尋問候、且朝廷よりも、列藩へ此儀御布告無洩相届候様相願候處、恐多くも期限不相違、速に及掃攘候段、敵感不斜候旨、裝御沙汰、猶又態々監察御下向にて、軍勞御慰撫有之、全國死力を盡さんと決心仕候、左候而筑前其外五藩へ應援の御沙汰も下り、追々列藩の厚志を辱し、鹿兒島之決戰、洲本明石等の砲發有之、(此洲本とは、幕府軍艦朝陽丸を誤認して砲撃せるをいふなり)然る處於關東は、和蘭魯佛其外同様之御處置に相成候哉、御趣意柄難相分候

間四月廿一日、朝廷より被仰出候趣、水野和泉守より三港奉行へ申立候通には不取行旨申出候由、然處於私て和蘭の儀、他異同様拒絶可仕段、既御伺仕居候事にも有之、其上於將軍家は、勅意御遵奉の儀は、長門守へ御直答も有之、拒絶期限も御達に相成候上は、其筋に敷慮と齟齬仕候處は無之筈、且一旦兵端を開き候後にて、最早穩便に難取計段、幕府へ申立置候、

其の後一橋卿よりは、開老並大小の有司同心仕り候もの一人も無之との儀、關白殿下へ書中を以ッて言上有之、其の節將軍家御滞坂の處、小田原まで罷下り、聖旨貫徹候様所置可仕段言上有之由に而、朝廷より京詰家臣等へ御下問被爲在候に付き、此の儀一段可然儀、と内密御答申上候内、斯まで將軍家御苦心の事に候得ば、一橋卿御談合、屹度貫徹の驗可有之と考居候處、豈料哉、於大坂、六月十二日、水野和泉守より、異國拒絶の儀に付、了解難致廉は可相同等、猶横濱談判中、未御手切不相成内、狼に兵端を開き、御國辱を取間敷、彌以御手切の違有之迄は、彼より不襲來ば、粗忽無之様との儀、家臣へ申聞有之候得共、已に敷慮の御旨被仰出、家臣未々迄、勉勵の折柄、朝旨幕意と齟齬仕候様にては、甚不可然儀、且國の榮辱は、戦の勝敗には有之間敷、只正氣の盛衰を以て、榮辱を分ち可申、尙又拒絶の儀に付了解難仕廉無之由、相答置候處、又々於江戸、此度京都より被仰立候旨も有之、拒絶の義は勅命に候得とも、策畧は御委任に付、此上彌打拂候

儀は、幕令相待、航海船へ砲發差扣候様との儀、密封にて渡方相成候に共、敷慮遵奉に而、拒絶期限御受有之候に付、則幕意を承順して、掃攘の沙汰に及候段、妄動とは不心得、又國力を不顧、義心作興を以要務と考定め、追々及建白候に付、幕府の策畧も愚考を御採用に相成候事と相考、何分只今戦争相止候而は、一藩の動亂不容易段相答候、彼是應答に道路相隔り、書中意味難解儀も有之哉、竟に幕使下向に相成、五月十日の夜、亞船發砲並外夷拒絶の儀は、談判決定不相成以前、襲來にも無之船へ、妄發の事、詰問有之候に付、拒絶期限五月十日と御請相濟候段、自朝廷被仰聞候間、期限よりは夷船と見受候は、可打拂様、及沙汰置候に付、十日夜、國柄は不辨候得共、夷船と見定、及砲撃候、猶又談判にては、拒絶の驗不相立、驗不立ば、拒絶とは難申、談判は拒絶前に有之候事と相考、且夷情難測、通行襲來、何れにて差別可相立哉、期限より必戦と相心得、專御沙汰筋を相守、及奮戦候事に付、妄動とは不相考段、書付に相認、關東へ申遣置候、其後爲何儀も不申來候得共、將軍家は御忠誠、一橋卿の賢明、勅意遵奉の上、拒絶の期限を書付に迄にして言上有之、且御上洛中、拒絶の應接振、從朝廷御尋有之候節、一時和親交易取結候得共、元來不經奏問開港の事故、一國人心不居合の廉可申渡との答有之事にも候に共、談判にて、拒絶期限延引に及候ても、幾月と決定致兼候儀は無之筈、其節中川宮御建言にも、掃攘の儀、遲

々致候より、國內一致の場合に到らず、既に及接戦候も、列藩拱手傍觀致候様の次第、不堪切齒云々、猶又攘夷先鋒被蒙仰度、御懇願も有之、是畢竟戊午年に聖察被爲在候通り、有司之不取計に出る事歟と考居候、闔藩之疑を抱き、憤懣之餘、如何様の儀出來候も難計、と鎮靜方苦心不大方候處、遂に夜中何者共不知、幕使旅館へ令狼籍候様之義も有之段、如何成故に而候哉、奉對天朝中上候は、恐多候得共、敷慮彌以御決定、卓然たる御實行、天下感動仕候程の宸斷被爲在候外、御處置も有御座間敷と奉恐考候、兼て奉伺居候御親征の思召、此時被爲在度御事と、石清水迄行幸、暫於彼地御軍議、攘夷の御駈引被遊候様に、宸斷意表に被爲出、大和行幸、神武陵、並春日社等御拜、暫く御軍議、伊勢神廟御拜可被爲遊との御旨、被仰出、誠以驚喜感泣仕候處、八月十八日、何事共不知、俄に堺町御門、干戈を持、野戰砲を列し、多人數出張有之候に付、警衛に差出置候家來等、兼々申付を守り、覺悟を極め居候得共、九重近き御場所柄、奉憚朝威、武備嚴重に仕居候内、御門御固め御免有之、勅使を以、攘夷御依頼の勅命をも被仰付候に付、京詰人數、國許へ引移、其後上京御差止め、家臣共右門内の立入御禁止、且家臣共不束の取計有之候に付、取調候様との御沙汰に候得共、憚朝威忍勇憤候段のみ申出、兼々申付候處の尊攘の大義を相守候ての取計に而、處科申付候に難忍、就て御歎願申上候通りに御座候、此餘宸疑被爲在候

は、乍恐父子の内、玉座近く被召出、前段の始末、委細言上仕度、其上にて猶も敷慮に不相叶、幕意にも相違候事に候はば、如何様に御譴責を蒙り候共、聊遺恨無之と決心仕、猶八月廿五日書付を以、勤王の諸藩、不待幕府命、速に可有攘夷の由被仰出候に付、闔國の士民、彌々以攘夷の布告嚴重に申付候、

これにて長州の藩情、察知するに餘りあり、畢竟は幕府の朝旨を奉ずるに汲々として、深く思慮する事なかりしより、號令一ならず、長州藩をして其卒從する所に迷はしめたるの實は、掩ふべからざるなり

當時熊本侯の兩弟より上りし議に、乍恐、公武御双方の御處置を不被爲得候處より、人心を激し、諸卿は、過激の徒に擁せられ、大膳大夫(長州侯)は、激烈の臣に擁せられ、激烈の臣は、浮浪過激に擁せられ、浮浪過激は、相互に被劫、勢不得已、展轉相激し、件々亂暴の仕方及候儀と奉存候、既に天朝より大膳大夫非常の鼻進をも被仰出、其後暴發の砌(五月十日の事をいふ)は、御譴責こそ可被爲在歟、と奉恐察居候處、却而被賞、監軍使をも被差立、一旦は九州の末迄動搖仕候、云々とは、よく當時の情を盡せしものといふべし、長州より屢陳訴哀願する所あるも、聽納せられず、剩(猶も實言あるべき)幕使を暗殺し、逃匿の七卿を扶持する等、)との説も行はれたりしかば、竟に

元治元年五月十八日、蛤御門の變を激し、反覆の間に、朝敵の名を受るに及び、征長の命、幕府に下るに至れり、而して幕府のこれに處する、寛猛緩急、兩ながら其宜を失し、奉命伐罪の剛も、黷武の名を受るに至り、結局滅亡を促せし的事實は、事外交に干らざれば、ことに叙するに及ばず、單に此際、各國連合軍の下の關を砲撃して、前にいへる如く、數次各の國旗に對し、放砲せし罪を問ひ、一戦の後、和議に及びし概容を述べんとす、先づはこれを長州侯の届書に徴すべし、曰く、

當月四日、英佛米蘭諸異軍艦、赤間關へ襲來、豊前地方へ繫船、翌五日、未中刻、彼より及發聲候に付、諸臺場より大砲打懸け、烈敷相戦、竟に陸戦に相成、六日七日兩日の間、苦戦仕、互に勝敗有之、夷人數十人打倒、味方にも討死手負彼是有之候、委細追々可申上候得共、先是迄處、不取敢御届申上候、

而して、第二の届書には、曰く、

當月四日、英佛蘭米諸異、赤間關襲來、及戰爭候段は、先達御届仕置候次第に御座候、其後同八日、砲發相止候に付、最前覺悟の通、和議及應接候處、追々退帆仕候、此段被聞召置度奉存候、これ其大綱を知るに足るべし、而して當日の戦況は當時横濱英字新聞に通信者の書を載せたり、左のごとし、

千八百六十四年九月七日、(我八月)下の關に於て書す、(八月廿九日、我)提督アイ、シューベル君、其船隊を率ひて横濱を發し、九月二日、(即令曜日、我)姫島に到着し碇を卸せり、此所は、兼て約定せし會合所なるを以て、英國官船ヘルシユースは、既に一艘の石炭船と共にここに至て船隊の來るを待合せり、故に船中の一二艘は、其石炭を積込、而して九月四日、(即日曜日、我)八月四日、船隊皆其碇を揚て下の關へ發向せり、右船隊の已に碇を揚し時、コクエテ船正に到着せしを以て、亦共に船隊に加りたり、

四日、午後六時より蒸氣を起し、九時過に下の關に着し、第一の臺場を距ること大凡二三マイルの處に碇を投ぜり、其の翌日、(即月曜日、我)八月五日、提督船より合圖を擧げ、タルタル船の甲比丹ヘイス、ハロツレ船の甲比丹ドウエル、レオバルト船の甲比丹レッキール、並に佛國の軍艦ミュンレイリス、メタルコロイス、シヤンポイに向てこれを示し、以て午後第一時に諸臺場に向ふの備を爲さしめたり、是に於て諸軍艦各其碇を揚げ、進んで第一臺場に對して碇を卸し、船隊恰も半月狀を爲せし、然る處其以前に、日本の士官二人、ユルユヤリス船に來り、提督を尋ねて曰、公何時此瀬戸を通航するや、若少々猶豫致され候は、其旨を主人に告て、公に向ひ發砲することなからしめんと、提督答へて曰く、貴方より我等を打ことなしとも、我等より貴方に向ひ

發火する心得なりと、既にかく断りしに由り、諸軍艦臺場に向ひ砲を御せし時、臺場より砲發を初めんとせり、乍去先我より打ざれば、彼より猶未だ發せざるべしとおもはる、

午後三時廿分に方りて、ユルユヤリス船より初て第一彈を投ずれば、諸臺場よりも亦頻りに發火せり、然れども其九七八分は船舷に達せず、すこし我船を開きければ、第一臺場の彈に中ることなし、但し臺場の砲火は一時半より長くは續射すること能はずとおもはる、第一の高き臺場は、大砲六門を備へ、其次の下の關の方によりて少し低き臺場には、大砲十七門を備へ、又其次の臺場第三には、大砲十八門を備へり、而して此第三の臺場は土俵を以て築立、最海濱に近接せり、大砲は大小同じからず、多くは銅製なり、猶船上に於て其一二を見し委細を略るべし、

上にあぐる所の軍艦は、臺場正面より打掛け、ベルシユース、メツエツテ船、砲船ポーンセン共に横撃して、大に功を奏せり、上にいへるごとく、凡一時半の内に、日本人其大砲を棄て一旦逃去、大砲の側に來りて、一丸を打てり、然れども船より一個の崩發彈を擲しにより、悉く離散せり、猶時時日本人の大砲の側へ現れ來るを見たる故、一發の實凡を送りたれば、全く人影を見ざるに到れり、諸軍艦は臺場を襲撃して、午後六時前に皆これを黙止せしめたり、五日の夜、ベルシユース船の指揮官、一組の勇兵を率ひて上陸し、臺場の大砲十門を釘死し、悉くその他の物を燒

拂へり、第一第二の臺場も不殘燃上り、其夕の間、數々火藥爆發し、人家にも火移れり、然れども上陸兵別に掠奪をなすことなし、其夜は天色暗冥なるに由て、諸臺場の火焰天を焦し、殊に爛々たり、これを初日の戦争の終りとす、此日は殊に多忙たるを以て、あらまし右の模様を記すのみ、猶此上に記すべきは、初日の手負人の一條なり、タルタル船には、一個の空丸飛來りて破裂し、且一二小銃實丸船腹に中り、五六人手疵を負へり、パッサ船の手負も、大抵同様也、レオバルド船には、手負一人もなし、然れども一實丸來りて前櫓の帆綱を打切り、一空丸來て高く前郭上に迸裂し、其一大片蓋板上に落、又一實丸の爲に右舷の車輪を損じ、其鉄軸すこしく曲れり、猶一彈の船腹を穿ちしあり、かく敵の猛火に觸しといへども、一人を損せず、メタルコロイス及マンビト船にも、死傷一二人あり、メタルコロイスは、一空丸飛來りて舶上に破裂せしによれり、九月六日（火曜日、我八月六日）日本人前夜の暗昧に乗じ、忙しく大砲を變置したり、これ白晝には行ふことかたきを以てなり、而して此日の明方より、第三の臺場より一二の大砲を發火し、レオバルド船を打、第四の臺場よりは、最も接近したるタルタル船及びメリアレイクス船を打、第一の空丸は、佛人二名を斃し、其他を傷けり、其臺場の火は、一時間は續かずといへども、前日に比すれば、甚猛烈なり、就中第四臺場の火最危険なりき、其一九タルタル船上に來り、第

一リユテナント、及見習士官一名、並に七人を傷けり、第一リユテナントブラチンロー君は、其股の最厚き肉を射落され、更に骨を摧けり、見習士官は其双脚を折れり

上に入るごとく、臺場の火長くつかず、朝飯の頃、日本人大砲の傍を立去れり、此時、船にては皆朝飯を喫せり、喫し了りて、直に海軍兵上陸の合圖揚れり、甲比丹アレキサンドルは、青隊二三組を號令し、共に上陸せり、上陸兵を乗せし脚船は、ヘルシエス、アルコス、メシユサ、ターキアン、コックェット船にて、海岸に到り、上陸の間も此諸船を以てこれを庇護し、午前十時に上陸を遂げ、佛兵和蘭兵、並に英の青隊、皆其將の指揮に従ひ、大に勇威を顯し、皆一齊に海岸に登り、第一の臺場を始として、皆これを奪領せんとす、ユニオンセツク隊及び三色隊は、共に相合せり、故にその何れか先陣なりしは辨じがたし、第二第三の臺場を取り、更に強固なる第四の臺場を陥れり、海軍青兵隊も、幾隊に分れて競進し、上の兵と同時にこゝに達せり、但此所にては、ユニオンセツク隊第一に其旗を立てたり、今や四臺場皆我手中に落たり、上陸兵は一齊に大砲を解脱し、悉く其車臺を焼拂へり、此際リユテナントコロネル、シユリルは、海軍兵を率ひ、深く陸地に入り、大功を顯さんと欲し進で日本人の陣營並に其野戰臺場に向へり、其臺場に進ば其大砲は、我隊の正面に向て發火し來り甚危険なり、幸に敵の大砲の照準精しからず、否らざれば死傷極めて多かるべし、此一戦にて傷を被るもの甚多く、死するものも少からず、敵の大砲は、皆葡萄弾を用ひたりしが爲に、わけて死傷多かりし、ユリヤルス船にては、甲比丹アレキサンドル其脚を傷け、リユテナントエシユアルト其脛を傷け、見習士官も同じ、海軍兵隊の内にては、甲比丹デコールセイ、リユテナントイングリッス等、凡て死者八人、傷者三十三人、これを今日鬪戰の最苦とす、竟に其野戰臺場を奪ひ、夜間其附屬の器械を破摧し、大砲をば、ヘルシエス船に搬び入たり、此船は常朝上陸の兵を乗せて、極めて近く海岸に到りしとき、偶退潮なるを以て、淺瀬に擱し、進退する能はず、且其瀬戸の潮流甚だ急にして、一時間に七結なり、故に此船をひき出すには極めて力を費し、漸く七日の夜に到り、レオバルト、アルコスの助によりて牽出せり、これが爲に一日を費したり、而して薄暮に手負人を最接近せる船に運び、半はアルコス船、半はレオバルト船に入たり、敵の臺場大砲陣營は、悉くこれを破壊し、午後其陣營を望むに、火焰瞭々として快と稱するに足れり、晝間シツキニオルベートは、戰場の景を寫眞し、ロンドン新聞紙の畫工、ウヰルグメンも其景色を繪けり、又タンクレイテ船は、遠く進でチヨホ(長府かいぶかし)の市に到り、こゝにある小臺場と戦ひて、其市に放火せり、遂に其火光を望めり、これ火曜日(軍功とす)とす。

九月七日、(水曜日、我八月七日)に至り、勝敗は決せりと雖も、猶タルタル、トブレイキス、シヤンピー、及メタルクロイス船は、重隊とし、其他を輕隊として、以て海峽の臺場を打、大砲四十五門を得、午後に至り、戦全く終り、たゞ陥れたる大砲を、チビーチ船に積入るゝが爲めに忙はし、且夜十二時に及て、ホルセウス船の洲にかゝりしを牽出せり、九月八日、(木曜日、我八月八日)砲臺の大砲を船に積入るゝこと頗なり、其中大なるもの二个あり、其一は青銅製にして、長一丈四尺、腔徑甚大なり、其二は、腔徑六インチにして、長これに准ず、これに長門侯の徽號あり、亦銘あり、支那人をしてこれを讀しめしに、攘夷を意味せし語なり、而して重量四千八百斤と記せりといへり、予これを試るに、五十六ホントルトウエートあり、則四千八百斤に近し、此日五時、日本の官人ユライリユスに來る、予聞く、此時アドミラル日本に向て、我此瀬戸の砲臺に大砲を置くことを好まずと、時に日本人は、足下既に悉くこれを奪へり、我何ぞこれに敵するの力あらんや、といへりと、而して一少時後、號船の檣頭に號旗の翻るを見たり、これ長門侯の降服を表せるなりき或説に長侯自ら來りて和を請ふにあらざれば、アドミラルは承諾すべからずと、

九月九日、(金曜日、我八月九日)予早朝に起しとき、チーキンク船の出帆を見たり、其何の意あるを知らず、たゞ其横濱に向けて發せしとの事をきくのみ、

九月十日、(土曜日、我八月十日)朝七時二十分、英佛兩國のアドミラル其屬船と共に海峽の方に赴けり、これにつゞきて、デコックット船も共に發船せり、これ長門侯に對顔せんとの意なれども、その否知るべからず、予きくこゝに長門侯の所持せる書あり、これ大君より長門侯に送るものにして、其中、周防灘を往返せる外國船は、悉く掃蕩すべし、と認ありと、もし此書發露せば、大君の罪亦輕からず、我々が船に奪ひ來れる大砲の中には、木製のものあり、此日、サンハイより來りしペンブローク井イル船より、諸船具石炭を積入たり、

九月十一日、(日曜日、我八月十一日)ユライリユス、セミラミス、メタルクロイス、タルタル、シヤンピー、ドブレイキス、オーキユット等の船は、海峽に留り、コルモラント船も、亦午後に出帆せり、便船の出帆急なるが爲に、委細を報ずるに暇あらず、筆をこゝに止む、

當時長州侯より、各國總督に宛てし書簡と、其和睦の條款は左の如し、
 昨年來、朝命幕令に従ひ、於下ノ關、外國船を及砲撃候處、豈圖暴發の名を蒙り、違背朝命姿と相成候折柄、家來兩人歸便を以、懇諭の趣有之候間、朝旨伺定度、長門守及出馬候處、未着中、京師變動差起り、不得中途より歸國、不得果其意候、過る三日、貴國軍艦姬島來着の由に付、

下ノ開通航差障無之段、可及應援、と家臣兩人に書翰持參申付候得共、御出帆の後付、猶又下ノ關において、可及應接の處、時刻相移、終に戰爭に及、遺憾の至に候、素より宿怨は無之、數萬の國民を苦め候儀、不本意の事に付、和議を冀ふの外無他事候、此儀宜敷御酌量被下度、委細は、毛利出雲其外可申述候、

約 條 書

- 一 此節の雜費相償候事、
- 一 各國船、瀬戸内通行不妨事、
- 一 薪水、食料、石炭、其外必用の品可相渡事、
- 一 下ノ關に於て、新臺場を不築事、
- 一 舊臺場修覆不致、且大砲不備附事、
- 一 過料高、政府と各國公使等の裁斷に可任事、

これにて事竟に平に歸せり、これよりさき下ノ關にて數次外船を砲撃せしや、各國公使は幕府に迫りてこれが處分を求めたり、當時の幕府、いかでこれに應ずべきの力あらんや、たゞ其日々々遷延して、眼前の無事を偷めるのみなりしかば、各國公使も其情勢を看破して、幕府の處分を待たず

直に兵を卒ひて、その罪を問はんぞ申出ぬ、幕府は益恐れを抱きて、種々にこれを慰めすかして、その行をどいめんとし、その爲には、既に英國軍艦の搭載せる陸兵の休宿所として、横濱の山手に兵廠を建築して、これに居らしめ、以て幕府が處分を待しめんと計りしに至れり、

されど固より成算あるにあらざれば、各國軍艦は、動もすれば下ノ關に發向せんとするの色ありしに、池田筑後守等が巴里にて約する所ありしを以て、佛國政府は命を下して、其艦隊の下ノ關に赴くを猶豫せしめしが爲、他の艦隊もこれと共に見合せ居たりしに、池田等が歸國の後、幕府は斷然其約を廢棄するの趣を公告せしを以て、各國艦隊は直に碇を上げて出帆せり、されど幕府は尙外國奉行の一人をして之を追蹤せしめ、説てこゝまらめんとを計れり、其船を問へば、函館奉行廳に屬する帆前船健順丸なり、其人を問ば、奉行中にも特に庸名高き田村肥後守なり、こゝまた當時の一笑話として傳へし所なりき、長州藩と外國との間に和議既に成りて、各國公使は横濱に歸り、幕府に向て其善後の方を謀り、竟に左の約束をなすに至れり、

長門周防の諸侯、毛利大膳、(この時既に朝命を以て其官位を褫れ、幕令によつて松平の稱號を削られしを以つて、かくいへり)敵對をなし、大君にて條約而を眞實に取行ふ事かたかるべきほどの懸念ありしに因り、大不列顛、佛蘭西、亞米利加合衆國及び、荷蘭の目代、外國船を打壞し、

且貿易を妨ぐる爲に、右大名にて打建たる臺場を破壊せむ爲、同盟の船隊を、無餘儀下ノ關の海路に送れり、且又謀反の大名を討する事、大君政府の職務なれば、條約各國貿易の損害と、軍隊の雜費とを大君政府にて引受くべきなれば、下名の條約、各國目代と、大君政府の全權、若年寄酒井飛驒守と、千八百六十三年第六月已來、毛利大膳、條約各國の旗章へ對し、敵對に及び、暴業を爲せし、總ての苦情を纏めんことを欲し、且同時に戦争の償金、並に下ノ關に送りたる同盟軍隊の諸雜費等を、取極めたるため、次に載する四ヶ條を取極めたり、

第一

各國に拂ふべき高は、三百方ドルと取極たり、右高の内に、是迄長門の諸侯暴業をなせしにつき拂ふべき、總ての償金も加へあるべし、右は償金、及び下の關を燒ざる償金、並に各國同盟船隊の諸雜費を云ふべし、

第二

右拂方の儀は、各國目代より、此取極書の本書、並に各國政府の命令を受け、大君政府に報告するの日附より、右總高を六割にして、則ち五十萬ドル宛、四期に(三ヶ月毎に)拂ふべし、然れども、右各國にて、取て金子を求むる主意なれども日本と交際を厚くせんが爲なり、雙方

の利を充分になさんことを希望なる所なれば、大君殿下にて、右償金の代りに、損失、並損害の償として、若下の關の港、或は内海に在る貿易に適宜なる港を開かんと欲する旨を申出する時は、各國政府に於て、それを承諾なすか、或は償金を金子にて受取べき存意あらば、前に取極ることくなるべし、

第四

此取極書の日附より、十五ヶ月の内に、大君政府にて本書を取替すべし、右證據として、各國と日本の全權、此取極書を英文蘭文、及和文に綴り、各五通宛書記し調印せる内、英文を原文とすべし、

元治元年甲子九月廿二日

これにて全くこの局を了へたり則世に所謂、下の關償金の約といふものにして、この償金は、維新の後に至りても、猶償完に及びざりき、

吾人はこの事を叙し畢るに臨んで、一問を世の論史者に試んとするものあり、蓋し人みな幕府の外國通交を請ふの始に方りて、徒らに戦を避けて、其求むる所に従ひしを咎め、繼令一戦の後、其和を講ずるにもせよ、この一擧發なきを以て、外は侮を來し、内は士氣を沮喪せしむ、策の得たる

ものならずといふものなり、これ當時水戸老侯にもその意はし、如く、鎖攘を唱ふるの徒にも、その底意はこゝにあるごときものなきにあらず、而してこの徒は、この下の關の二戰を例として曰く、長州藩は、下の關の戰の爲めに大害を蒙れり、然れども此一戰よりして、國內士民の志、益一致協同を固くし、みな武備に力を盡すに至り、其後幕府の征討の師興るに至り、よくこれに抗して敗を取らざりしのみならず、往々隣封の境をも侵掠して、大に武威を輝せり、これを以て推せば、一戰して和するは、却て其國を利するに足るべしと、なるほど長藩にありては、實にこの一戰の爲に、武備も整備せしならん、人心も一致せしならん、然れどもその構和の際に約する所を見るに、下の關の舊砲臺を修むまじ、大砲を具ふまじ、又新砲臺を築くまじとの明文あり、長藩は我邦の一部にして、獨立のものならざれば、かゝる約束をなすといへども、上に幕府ありて、爲に三百萬の債をなすを約せし時に、この約文廢棄に歸したればこそよけれ、もし一ヶ獨立の國にして、この約をなし、今に到るまで猶存すとせばいかに、その國、國たらずといふも不可あるまじ、されば幕府にして最初に戰戰に従はざりしは、決して國を誤るとは謂ふべからざるなり、たゞその開國の和説に決して後、浮説に搖かされて、これをどぐることを能はず、卓然たるの定力なかりしことを憾とするのみ、

◎外國人居留地制度

鎖攘の利益々盛なるより、暴徒の竊發計りがたく、外人保護の爲には、當路者の苦心は一方ならず、既に生麥殺傷の事起りし際には、東海道の驛路を移して、古鎌倉海道に依らしめ、厚木より直に大磯小田原の間に出で、以て條約の遊歩規程を避け、諸侯の參觀するもの、往來するに、外人に撞見する事なからしめんとの計畫さへありて、その事を各國公使へ書通ありし折柄、亞國公使より外國奉行への談話あり、左に抄示せる對話筆記に於に明かなり、

亞國公使

一山手の方は、随分地廣く有之、右を外國人遊山場といはし候は、自然神奈川邊へ遊歩いたし候者、百人に一人位に相成可申候、此儀は英國コンシユル共咄し合候儀にて、右場所にて花園を設け、又その周圍に競馬場などしつらへ候は、十分の遊歩も出來候事に候、右御許容の事に相成候は、其入用は差出候事に候、如何可有御座哉、

外國奉行

一夫は至極宜敷考に候、其内にて遊歩出來候得ば、自然神奈川邊へ出行不致様可相成、尤も承り候、就而は東海道附替の儀、閣老より書面を以被申入候處、右遊歩場出來候上は、海道附替に不及

様にも可相成、其邊如何に候哉、

亞國公使

一海道附替の儀は、御書簡の趣、外ミニストルども相談致候、自分丈の存寄には、附替の儀は御見合せの方可然と存候、其故は、此迄東海道往來盛に有之、萬事自由を得居候人民も、新道附替に相成候は、萬事不自由に可相成、夫而已にても、却て人心の不平を起候基と相成可申候、去迎此迄の人家を新道へ移し候事は、莫大の入費も相かゝり、損失不少、殊に品川驛の如き繁華の街、且公使館御建築可相成御殿山ども相接居候處にも有之、右移轉相成候而は、内外の差障りに相成可申とも存居候、

これ實に文久二年の末にあり、當時幕府に於ては、此上もなき便宜なりと認し所なるべし、されど其翌年に到りては、生麥償金の事あり、攘夷の詔勅あり外交上重大の案件引つゞきたるを以て、いまだ居留地の事などを議するの暇なかりしが、元治元年、將軍再度上洛の後、政事御委任との勅を受け、攘夷はもとより鎖港の説さへ殆んど消滅したるかとなりしかは、其十一月を以て、外國奉行をして各國公使と協議せしめ、横濱外國人居留地取廣方其他を約定するに到れり、其目は左の如くにして、かの亞國公使のいひ出たる趣に基けるものなりけり、其文に曰く、

横濱外國人居留地を廣めん爲の存意、並其他是に關る公然の事件を、下名の各國公使等、及び柴田日向守白石下總守と談判し、八月八日(洋曆九月八日)九月廿四日(洋曆十月四日)の面晤に従ひ、雙方同意し取極しごとく、右改革廣め方、及其工業の基本及約定を、著明に記さんことを約諾し、此書に、日本全權及各國公使手記し、此約定の日より五日の内に、江戸大君殿下政府にて承諾あるべし、

故に下條を互に約定す、

第一

周圍日本里程十八町(英法一里)にして、既に方位付示し置たる堀割の向なる地所を、各國人の訓練場、且當地居留の外國人遊馬場の爲、永々免すべし、右地所は、當今沼地なるが故に、日本政府の失費にて埋立らるべし、且此地所は雙方の訓練場なるが故、此地租は拂ふことなしといへども、遊馬の爲に設る外面周圍の地の地租は、追て取極め拂ふべし、

第二

條約を結びし總ての國々の海陸軍病者、其外痲瘡人の爲なる假の舍屋、並其場所は、既に示し置ける故、コンシユル等舍屋建造の入費を償ふことを引受なば、右コンシユル等の望に任せ、差向

日本政府にて病客加養に必要なる舎屋一二個を、遅滞なく増加せんことを了解せり、

第三

其他外國人の墓地に極められたる地を、既にこれが爲に許されたる地と接して、既に取極たる境の内を、コンシユル一同より申立なば、其を廣めんことを許さるべし、

第四

外國人のみならず、恐らく日本人の爲にも、健康を破るべき害を避んとして、屠牛舎を造營せんが爲、海岸に於て、一个の場所を示し置が故に、兼て差出し置ける圖面の通りに、緊要の舎屋を延引することなく、日本政府にて造營せらるべきを今約定せり、且コンシユルの許せる屠者の外は、狼りに立入る事を禁ずべし、且右舎屋落成せば、建造の入費高一割の租を、年々拂ふべし、但建造の失費は、銀一萬元より聊の増減あるべし、尤眞の高は、コンシユル等と取極むべし、

第五

日本政府の失費を以て、堀割の内手になる沼地を殘らず埋立べし、右落成に至らば、其中央にある港崎町は、居留地の遙か端なる地に移すべし、若又此工落成以前、其地に火災起り、家屋焼失することあらば、當今の地に再び建造せざることを約したり、

右沼地埋立落成の後は、是に添たる圖中第一の如く、赤線を以て示す税關とコンシユル館地との間にある街路を、一直線になし、太田町と大岡川と號する堀割との間にある廣地を、日本政府にて備へ置べし、是は各國コンシユル同意の上申立なば、追て貸渡さんが爲なり、右地所を貸渡す時取立る金は、土地の元金中に加ふべし、此元金は、街路溝渠の建築路掃除等に用ゆべし、右地租は、他の外國居留地同様に拂ふべし、

第六

圖中第二と記せし、今般條約を結びし各國コンシユル館、及び住居の爲に取拂ひ、且免されたる場所は、其家屋を全く取拂ふべし、此地區別分配の事に付、日本官吏と談判する事なく、是迄コンシユル等取極し如く、互に右地所を配分せん爲に渡さるべし、其租は他の居留地のごとく、各國の借主より拂ふべし、

第七

税關の波戸場より海岸を沿ふて、近來辨天にて佛蘭西へ貸與へられし地所迄、且海岸より大通り迄の地所は、殘らず外國人の爲に用意し、適宜とするる地所を、追々外國人並日本人に入札にて渡すべし、

右の注を始むる時は、日本政府は、外國人居留地の石垣を、運上所より辨天佛蘭西の地所まで廣めざるを得ず、八月八日、(西洋九月八日)、九月廿四日、(西洋十月廿四日)、對話の節、既に取極め、且前にいふ記録に基き、右作事の失費に付き、貸渡高の半高、即海岸通りにある居留地を借受くるため、拂ふべき價の半高を、神奈川鎮台に、(當時の日本借主(移轉の入費を拂ひし後)、右作事の眞の積り高、及約定に従ひ、諸雜費を償ひ充るまで拂ふべし、右地租は、他の居留地同様に拂ふべし、

第八

條約を結べる各國の公使等、當時は江戸在留の事を再起する能はず、依て横濱に於て、一二の假官舎を營む爲に、用意する事肝要たるべし、且右の見込にて、佛蘭西及び荷蘭の當地在留公使等、既に辨天に於て一個の地を得たり、(李國コンシユル同様)故に右の外辨天の海岸にて、圖上第四と記せる宇漏生地所より、西の方の角までの地所、大不列顛及び合衆國當時在留全權公使の爲に備へらるべき事を取極たり、其地所の坪數は、此後日本政府と兩國の公使と取極し地所、直に入用ならざる時は、右公使等に談じ、承知せざれば、其地を在來の外他の事に用ひざるべし、

第九

各國士官集會所の爲に、圖上第五と記せる英國コミカードファイシレン當時現住せる地所か、然らざれば其近傍の地一個所を、既に約されたる上は、是を速に有すべき事と、又右會所の支配の者共より、其家の價、或は其持主移轉の料を拂ひ、且彼等引受、其地租を他の諸外國人等と同様に拂ふべき事とは既に了解せり、

第十

日本人食物を商ふ爲に、都合よき市場を設る事肝要なれば、今其爲に用ひある圖中第六と記せる空地を廣くし、且平坦になし、食物類を商ふ爲に、一方に屋根を附け、小店數箇を建造すべき事

第十一

當今掛念の場合有之に付、日本政府にて、外國人の東海道出行を可成省かん爲に、日本政府にて長四五マイル巾二十フットに減せざる善き街道を、外國人運動の爲に、根岸村を通じ圓轉し、既に差出たる圖面の通り、建築方頭取マコルレイの差圖にて、既に取掛りたる工作に従て營み、並右街道も、日本政府の費用にて賄ふべし、

第十二

これまで多くの地租を、外國人より拂へるが故に、當地の日本官吏の引請なりし、道路溝等の備

に付、此後の對談を省かん爲、以後は外國地借人自から此作事をなすべく、且これによりて起れる雜費を補はん爲、諸外國人の拂ふべき總ての地租の内、二割は其爲に元金として年々差引くべし。

右證據として、下名の日本の全權及び外國公使此約定に、元治元年十一月二十一日、(西洋千六百十四年第十二年十九日)各國文五通とも、手記して調印せり、

抑々横濱開港のはじめに當りては、前章に既に説けるがごとく、神奈川驛内を避けて、此地に市場を開くべき計畫なりしを以て、豫め外國人の住居すべき家屋土地をも營築したるの始め、中外人の雜居せむとは何かにつき便宜あしかるべしとて、稍區域を立てたる事なりしが、其内に一大鴻溝を畫して、これを隔斷せんとはあらざりき、

されば開港場場所につきて、最前亞國公使の條約面に違犯せりとの議論に雷同して、他の公使よりも彼これとの違言ありたりしも、畢竟港灣の都合、地勢の便利、神奈川よりは横濱の方遙に立勝りたるを以て、各國諸商估は争うて居を横濱に占めて神奈川に住ものなきにいたり、安政七年(此年閏三月萬延と改元あり)の正月、神奈川表外國人共居留の地、宿驛の北はづれより子安村までかけて、五町計の海岸片類を、去未年中約束ありしに、これハルリス等が異議の爲に、幕府にて姑く其

請を容て、かゝる約束をせしものなり、横濱の方にて、各國商人の住地、割渡されん事を、コンシユル共より申立、蘭亞兩國のコンシユルは、其館舎をも同所に取建度旨申立たり、と神奈川奉行より上稟して、外國掛閣老の承諾を経て、外商の住地は、全く横濱の方のみに定りてよりは、其者の望みに任せ、日本商人の現住せる市街の外は、これを貸與するにいたりて、改めて奉行より左の如き地券を給して、これが約束をせなり、

某國岡士の報告を落手し、其書中、商人某此横濱港にて、外國人居留の爲に定めたる地内に、一區の地所、即某處にて幾號と記せる幾何坪の地所を借受け、某月より某月まで、廿四ヶ月間の地租、墨銀幾何枚幾何の高を拂ひしことを證せり、因て余此旨を以て、下條を證す、即上に述たる某、或は相続人、若くは名代人、次に掲ぐる約定に従ひ、毎年の地租を拂ふの間は、上に載せたる區分の地を永く借得べし、條約を結べる國民へ地を貸す法は、誰人にも妄にこれを借ることを得ず、此地所を有せる日本領内に居留すべき權ありて、其借地に就て、日本長官及び岡士より、すこしの故障をもちざる所の外國人にあらざれば、これを借得べからず、又日本人は、日本長官と岡士の調印せる公の免許狀を得るにあらざれば、外國人居留のために設けし地内にて、貸主となるべからず、此免許狀を與へ、或はこれを拒むも、日本長官と岡士の自由なるべし、

故に此證書の約定は、左のごとし、即上にあげたる某と、或は其相続人、もしくは名代人、當今借たる地所を、此後他人に譲るに、其岡士に地所をかへすことなく、及び取極る時、鎮臺に文通せずして、其地を譲り、又は右某、或は其相続人、もしくは名代人、暫時の間たりとも、其借たる地所を、或は全く、或は一部分取替へ、又賃を取りて、日本人に貸し、或は外國人に貸すこと、上に述べたる免旨なく取行ひ、右某、或は相続人、若しくは名代人、毎年の地代幾何枚幾何を拂ふことを怠り、又は右某、或は相続人、若しくは名代人、此規則及横濱鎮臺と岡士と相協議して作る所の規則を犯すに於ては、其度ごとに、此證書は無用に屬し、地面上の家敷を併せて、日本政府の所有に復すべし、

かくのごとき取極めを以て、地所を貸與し、その外人の居留する所は、自から別ありといへども、別に居留地の名目を設けて、一區域を劃せしことなく、從つて其取締方をば、我奉行所にて處措して、敢て假借する所なく、所謂治外法權てふものは、彼此の間、民事訴訟の裁判と、犯人の處刑上、各自に其法を用ゆるだけに止りて、外人居留の地といへば、我警察の權の行はれずのことにはあらざりしなり、然るに鎖攘の論益熾なるに従ひ、幕府は外人保護の力乏しく、往々殺傷の沙汰ありて、苦慮甚しきを時として、神奈川海道筋出行を省くべしのごときを口實として、横濱山手の方に地を

廣め、一大區域を劃して、外國人居留地の名稱を附し、其内に於て各の好む所のごとき、運動の道路を築き、又はその娛樂の爲に、遊馬場をも作爲し、上に陳る約書第十二條のごとき、道途溝渠のごとも、外人の手にて其費を出すとして、全く自治の体を立て、從て警察の權も自然かれらが手中に落つるに及べり、條約に議定する所は、開港の地に於て、地を借り家屋を賃するの自由を與へしにござまり、且門牆を設けず出入自在にすべしとの約こそあれ、堀割をなし隙地を設けて、中外人居留の地を隔離し、殊に外人の居留地には、自治の制を施さしむべきの條款はあることなし、固より其規約に就ては、日本政府と在留公使の間に議定すべしとありといへども、既にこれを議すといはれ、固より我國權を損する所は、これを抗拒するも妨あるべからず、然るを當時の當路者、たゞ目前の小便宜に眩して、只管滋事の端を避けんとの一念より、かかる約定に甘諾せしもののごとし、その時に於ては、已ことを得ざることなりしにもあるべしといへども、ここに到りて、全く外國人の合同自治の一區域を成さしめ、率土の濱王土にあらざるがごとき一境地を現出したるは、實に此約書にはじまれり、其後、慶應の二年十一月にいたり、猶又此約書を改め、稍面目を存する所ありといへども、其大体はこれを變ずる能はず、左に抄出する所に見て知るべし、

火災を防がん爲改正を重ねたる目論見に従ひ、横濱居留地中眞を改造せん事緊要にして、且千八

百六十四年第十二月十九日の約書の内を、こゝに加へ再議せんと欲し、且居留地安全の爲、他の約束をなさんと、日本政府にて、其全權として、御勘定奉行、小栗上野介、外國奉行、柴田日向守、神奈川奉行、水野若狹守に命じ、協議の上、下名の外國目代等と、左の約定十二ヶ條を取極めたり、

第一條

競馬場、操練場、及び遊歩場の爲、大岡川の後方にある沼地を埋立んとする事に關る、右約書中第一ヶ條に掲ぐる取極は、此度全く廢止せり、(此費用の浩繁なるが爲なり)且是にかへ、根岸の灣を見下す原野に於て、今既に落成せし競馬場を用ひ、且舊來港崎町の地所を、外國並に日本彼我にて用ふべき公けの遊園となし、(此公園も外人専有のものせんとの議ありしも、小栗が執てきかざりしより、地租を取立ずして、彼我共同のものとするに定めたること前文のごとし、もし、からざれば、現に支那上海の公園のごとく、日本人立入るべからずとの榜示をなすがごとの失體に陥りたるや知るべし)是を擴め、平坦になし、樹木を植付る事を、日本政府にて契約せり、但右港崎町を大岡川の南方に引移すべし、日本政府右遊園の租を取立ずと雖も、右地所を安全に保ち、且取締の出費を拂ふべき法は、神奈川奉行及び外國コンシユル等にて設くべし、

第二條

運上所波止場と、辨天の間にして、日本居留地大通りの後方にある海岸の地所を、公けに入札にて日本人と共に擧り上げ買入る事、右約書第七箇條中、外國人に許せしを、下名の外國目代等廢止す、(これ日本商人等が住むべき土地の縮小するを以てなり)是にかへ、左の道を築造する事を日本政府にて約諾せり、

第一に、廣六十フートの道を、現今の海岸の道西際より、佛蘭西公使館通り、廣き街路の際まで通ずべし、第二に、右街路に續き、同じ廣さ及平坦の道を、吉田橋まで直線に通ずべし、第三に、六十フートの道を、右橋より大岡川北岸土手に沿ひて、西の橋まで通ずべし、日本政府にて、右道を此約定の日より、十四箇月の内に成功し、且これを能く修理すべきを約諾せり、

第三條

外國人及日本人の居留地内を模様替し且延焼を防がん爲、廣二十フートの街道を、海岸より右にいふ公の遊園まで、居留地の中央を通しこしらへ、右場所の中央にある低き所を、其前後にある地所と等しく平坦に地上げし、且如是地上げせし後、右全地を水吐の爲、大岡川の方に漸々低くなし、而して別紙繪圖面(イ)號に従ひ、(圖面はすべて罫す)八區になすべきを契約す、中央街道

の東方に在るコンシユル所地所、及新三區は、此下に掲ぐる仕方にて、外國人所有の爲に存し置べし、運上所地所、右街道の西方にある新三區は、日本人所有の爲に存し置といへども、日本政府にて適宜とする仕方にて、如何様になすも勝手たるべし、此ヶ條に掲ぐる埋立、及び地を平坦にするは、此約定の日より十ヶ月の内に落成すべし、

第四條

中央街道の東方に、出來すべき新三區の地所は、外國人等の爲に入用にして、コンシユル等の是としたる公の建物を造立する爲に存し置べし、其公の建物といへるは、町會所、公會所、飛脚所、及市中取締役所、龍吐水置場等なり、但百坪に付二十七ドルラル七十九セントの通例の地租を、年々日本政府に拂ふべし、別紙繪圖面(イ)號の通り、市街中央を模様替し、地を高くし、道路を平坦にし、且夫に下水を營むに、日本政府にて起る入費を考へ、日本政府中央街道の東方にある殘の地所二區を、公の入札にして、外國人に貸渡すべしと取極めたり、其事を外國人民に普告する爲、外國コンシユル等に報告すべし、

第五條

別紙圖面(イ)號に載せたる中央の街道、右道路に並びたる兩街道、及び其外數多の横街とも、日

本政府にて善く造り、下水を通じ、善く道普請をなすべし、但右下水の大きき其方位は、各國コンシユルと神奈川奉行と、雙方談判の上取極むべし、廣さ二十フートの歩行街を、中央街兩側に築き、其外側に樹木を植並ぶべし、中央街にならざる新兩街路へも、廣さ十フートの歩行街を築くべし、

第六條

別紙圖面(イ)號の内に記したる地所に、造立したる建物は、外國人の所有なりとも、日本人の所有なりとも、これを堅固に造るべし、其屋根には瓦を置、壁は磚石、又は厚き石灰にて造るべし、外國人たりとも、日本人たりとも、右にいふ約束を違背する右地所の持主、日本政府より告示せし後、それを改正する事を怠る時は、其地所の地券を取上げ、而して設けたる規則に基き取扱ふ爲、其地所は日本政府に返すべし、

第七條

大岡川の北方に在る沼地を埋立る事に關る、右約書中第五條を唯僅に果せしを以て、此度契約せるには、日本政府此日より七ヶ月の内に、居留地中日本人部分の後にある沼地の埋立を成功し、且これに下水を造る爲に、充分なるべき用意を爲すべし、

第八條

別紙繪圖面(イ)號に掲ぐる地所の一區を、右約書第十條に載する市場と爲すべし、且こゝに約諾せる小屋を、日本政府にて建造し、其を日本政府相當の租税にて貸渡すべし、且右約書第三條に載る各國民墳墓地所を廣むるの境界は、此約書に添る繪圖面(ろ)號にて今取極たり、

第九條

大岡川は、其東方の入口淺くなりたるを以て、日本政府これを浚ふべし、居留地周圍の全流は、干潮の時、四フットより減ぜざる深さになし置べし、

第十條

居留地の東方にある山手地所は、一ヶ年百坪に付十二ドルラルの地租を拂ひ、日本政府より外國人に此約定の日より、三ヶ月の後貸渡すべし、日本政府は右地面を公の入札にて貸渡し、如此して得る所の金を、右場所の模様替に用ゆべし、

此約書に添る繪圖面(ハ)號に掲ぐる山手の地所は、百坪に付六ドルラルの廉なる地税にて、公の遊園として外國人民の爲に存し置べし、右は此約定の日より、三ヶ月の内に、外國コンシユル等の手を經て、右の割合にて願出べし、今其地所にある樹木を、其間其儘に存し置、且右地所を右にいふ事に用る時に到り、地所と共に其樹木を賣なしに讓るべきを、日本政府にて契約せり、第一條に載る競馬場に用る地所は、別紙繪圖面(ニ)號に判然せり、且其地租は、一ヶ年百坪に付十ドルラルにして、年々前渡すべし、右は日本政府の出費にて造築せしといへども、其修覆は常に外國人の引受たるべし、

第十一條

此約書四ヶ條、第八條、及第十條に載たる公の遊園、並に競馬場の爲存し置たる地所は、外國目代等にて是とすべき證書にて、外國人民用の爲、各國コンシユル等に任すべし、外國コンシユル等、右地所を此約書に記したる事より、他事に用ることなき様にすべし、且コンシユル等取極めたる地租を、日本政府へ拂ふ様取扱ひ、此約書に載ることに入用なる建物の外は、他の建物を造立することを禁ずべし、

右の約束に違背し、又は神奈川奉行より外國コンシユル等に談ずる事ありとも、外國コンシユルの方にて、右違背を改正する事を怠る時は、日本政府外國目代等と同意の上、右違背をなしたる所の地所を、再び日本政府の所有とすべし、コンシユル所の地所を、コンシユル住所、及役所より、他所に用ひなば、其地所の區分の地券は、日本政府にて右の割合にて、全く廢物となすべし、

是は右約書第六ヶ條中に、日本政府より全く其爲のみに與へし地所なればなり、

第十二條

現今外國居留地の境内にある地面残らず充塞し、他の地面を外國居留人にて實に要すべしと外國目代等考へなば、日本政府にて堀割と山手との間の地所を、不殘別紙繪圖面(ろ)號に載することく、新道の入口まで、外國人用の爲許し、向後取極むべき約束にて、堀割の入口本村の方にある居留地を擴むる用意をなすべし、但右地所は、此約書の日より四ヶ年前には願出べからず、其期に至り、當時の場所を明渡す日本人の、右轉移に付起る失費、或は損毛の爲、外國人より相當の償を受取べし、但外國人の便利の爲、右日本人等の轉住を要する故なり、然れども寺社は、その儘に存し置べし、

右證據として、下名の外國目代等、及び前に載る日本全權、此約書に、江戸にて千八百六十六年十二月九日其名を手記調印し、且茲に添る(いろは)及(に)號と別々に記す繪圖面にも、下名の者共の手記して正しきものとせり、

これや、初約にことなる所ありといへども、其初約の第十二條は、いまだこれを更正するに及ばず、居留地内警察の權、依然外人に屬するの狀ありき、

然るに其翌年十月にいたり、英國公使より書を外國掛り關老小笠原壹岐守(即ち圖書頭)に送て、其改正を求めたりしは、意外の幸といふべし、其書に曰く、

横濱にある外國の住民等、書付を予に差出し、當今居留地に於て取締向、並に一般の健康に干係する事、甚だ不満足なる有様に流れたる趣を申出たり、

千八百六十五年の春、外國岡士等、神奈川奉行と取極たる規則に従ひ、外國のコミミッチー(委員)その仲間の一コミミッチーをして、街衢の取締をなさしめ、且外國ポリシ(選卒)の小組合を置事を初めたり、而して日本政府は、これが爲に外國人より地稅として受取る金高の五分一を給せり、

然るに右の金高にては、全く不足なるを證したるが故に、コミミッチー其引合ざるを考へて、當今居留地の取締をなす任を嫌へり、昨今の事情、上に述たる如くなれば、日本政府其外人の居留地として、撰定る所の土地をして、外國人の住居に適當ならしむるとき定則を、引受て、極むべきは其任也、

予これが爲に、横濱にある外國のコミミッチー、當今受る所の弊害を改正せんが爲、外國奉行の中、取分け此事務を取扱ふため命ぜられたる奉行に而接し、急速に其規則を取極めんと欲す、而

して其委任は、朝比奈甲斐守に命ぜらるれば、尤も好む所なり、(甲斐守、今開水と稱す、侍臣より出で外國奉行たり、初て英國公使パークスに接せし時、彼のいふ所、皆之を不可行ものとして、一事もこれをきかざりしかば、性急のパークスは、いたく怒り、目を瞋らしてこれを睨視せしも、夷然として動くことなく、徐にこれが辯解をなせしに、パークスも大に省悟し、これまで予に接する奉行は、多くは予がいふどころ、樂ねこれを拒むものなく、いつれにも閣老に稟議すべしなど、其座を程よくいひくろめて、其後に至れば、知らざるものごとくなる狀あり、今我面前に於て其不可を争ふはどなれば、果してこれを可とする時は、必ずこれを遂行するの人なるべし、是願みある奉行なりとて、爾來重切なる議あれば、甲斐守とはからんことを求めざることをし、)

小笠原閣老は、この書を得て直に同意を表し、奉行をして商議を盡さしめたり、一体横濱にて外國人取締の事につきては、安藤閣老の時既に其商議を開きしも、未だ議決にいたらずして、安藤は職を退き、爾來外事に心を用るの人乏しかりしのみならず、鎖港とか、攘夷とか、益もなきことに心を苦しめ、かゝる約束等を議するの暇なきが上に、殺傷の沙汰、其他のことにて、外人よりは實言を受けることのみ多く、幕府閣老の外人を視ること、悍妻のごとくにして、たゞにその反目を恐るゝの

狀ありたれば、とくにも議定すべき此事も、因循してこゝに至り、中間外國人の東海道遊歩を避けん方便として、居留地規則を議定するに至り、前に抄示せるがごとき頗る不都合なる約束をなすにいたりしなれば、最早初に溯りて、我警察の權を充分に施すべきの制を商定すること能はずといふども、居留地取締役をば、神奈川奉行の管轄に歸せしめ、其命令を奉じて檢察逮捕の役を取らしむるの約を議決するに至りしは、たゞ其爲に外國人を備ふの欠典は免れずといふども、全く自治に任せたりしかの初約に比しては、いくばくの國權を恢復せしものといふべし、其約書は、英佛亞荷の四公使と共に議決調印までに至りしも、當時普魯士の岡士、ホンブランドは、身岡士といふといふども、其任はデプロマチーキアгентなれば、此議にあづかるべきに、その時席に列せざるを以て、紛議を起し、漸くにして、調停を得るに至りしも、又瑞西岡士、シベルの異議ありて、局を結ぶにいたらず、この約案は幕府還政の頃まで、實施せらるることなかりしを以て、こゝに約書を抄載せず、

居留地一体の規制は、ほ、前に述べるごとし、而して其地租を定めたる計算の基くところは、こゝに一言せざるを得ず、横濱の地は上にもいへることく、元幕府旗下の士の采地にして、一小村なれば其地價も固より低しといへも、既に定めて開港場とせし上は、五方商估の輻湊することは豫期すべ

し、されば幕府は、其初に市區を制定する時、江戸市中中等の地價を準として、これを四等に定め、又其内に表通り裏通りの差を立て、こゝに移住する商民に貸與したり、其別は、左のごとし、

一の場所、一ヶ月、

一坪に付、表、銀一匁九分、裏、九分五厘、

二の場所、一ヶ月、

一坪に付、表、銀一匁六分、裏、八分、

三の場所、一ヶ月、

一坪に付、表、銀一匁三分、裏、六分五厘、

四の場所、一ヶ月、

一坪に付、表、銀一匁、裏、五分、

而して外國人に貸與するには、右の價額に例して、これを平均して算出せし、銀一匁八厘七毛五糸を準として、其奇零を除き、概して一ヶ月百坪にて、二十兩、閏月ある年は、二十一兩二分永百六十六文七分と算定せしなり、第二約書中、二十七ドル九十七セントの通例の地租とあるは、これを洋銀に改算したるものなり、而してこれを長崎の上等地三十七ドル、中等地二十八ドル

第四号
七十九

ラル、下等地十二ドルといふに比して、これを平均せば、租相同じかるべし、而して箱館は概して、金二十八兩なりしときけり、横濱にある、外人の居留地所のごとは、概ね上に述べるがごとし而して長崎は横濱居留地制度約定の議ありしより以前に、其地の奉行と各國岡士とにてその規則を議定せり、而して新潟のごときは、別に居留地を設くることなく、箱館も埋立地外は、皆我國人と雜居するの狀なり、各規則約書ありといへども、横濱に比して大差あらざれば、皆省に従ふ、兵庫のごときは、全く横濱の規則を準則とせしものごともはれたり、各開港場の外人居留の地につきては、其梗概を叙せり、而して今こゝに江戸大坂居留地のごとを畧説せん、蓋し條約にこの兩市の事を記して、「たい商賣をなす爲に」とあるを見るべし、これ其意、其店肆をこの兩市に開きて、賣買なすべしとの意にして、これに居住する者にはあらざるべし、既に最前ハルリスと條約案談判の際にも、我方より禮拜所を取建ること、居留地に限るとの文言を挿入せしめ、以て江戸大坂市中に、拜場を建てることを避けんと試みしに對して、居留御免に無之所へ、拜所等可取建理決して無之事に候しとの答ありしにても、大に其差あるを見るべきなり、されば當時の意は、江戸大坂市中にては、外人も我國人と將を並べて見世を出し、商賣をなさしむべき積にして、別に居留地などを設くるころにはあらざりしがごとし、然るに兩市を開くに及びては、開港場居留地の制に齊しく、

江戸は築地、大坂は安治川と、一區の地を畫して、外人の居留を許すに至りて、條約上其の名を異にするも、其實を同ふするものとなりて、たい輸出入の貨物を直に積入陸揚することなきのみにて、居留の狀態は、更に其差を見ず、現に工場のごときあり、禮拜堂のごときあり、學校のごときあり、これ豈商賣をなすものといふを得べけんや、これみな幕府が攘夷黨の爲に制せられて、却て外國人に向ひて強硬の政を施すを得ず、不知不識の間、自然こゝに陥りしものとしらる、維新の後、さる肘を掣くの徒あるにもあらざれど、猶外人に假借する所多かりしは幕吏にも遜るところなきかことし、たいに外人住居のことに就ても、かの駿河臺上、盞々天に聳ゆるの高塔は、將何等の緣由ありて然るや、これ條約に基くなるかいかほどの間は徒らに幕吏の外人に畏怖して彼かいかまゝにせしと今よりこれを追咎する人々に向ひて發せんとするものなり、

◎條約勅許

これより先、松平總裁と板倉閣老と相軋するの際、水野閣老は、京師より江戸に歸り、これが調停に力めたりしも、竟に協和を致す能はず、板倉閣老の職を辭するに次で、松平總裁もまた罷られ、其羽翼たるの有司も、罷黜せらるゝに至りて、阿部豊後守閣に入りて老中たり、時恰も京師に長藩の暴發あり、關東に常野の變亂あり、幕府も漸くに自ら省る所ありて、やゝ自強のやむべからざる

を悟り、これまで一意に朝旨遵奉てふ方針をば、變ずる所あるがごとし、これ蓋し時の勘定奉行なりし小栗上野介(元豊後守)が意見の、漸く用ひらるゝに到りしものぞ知られぬ、されば外交の事に於ては、また舊時の畏首畏尾の狀態なく、かの攘夷の勅といひ、鎖港の奏といふものも、今はこれに拘泥せず、只管富強の術を講じ、先自立の力を養はんごせしものゝごとし(元官を廢し、祿制を改め、兵賦を課する等、皆是なり)而して恰征長の詔下れるに會したれば、阿部閣老は此機を以て、京師に上り措畫する所ありて、猶江戸に歸り、速に將軍の大坂に出張して征長の指揮あらんことを勧めたりしは、蓋しこれを機として幕府の威を恢復せんごの志なりしなるべし、されば己れと主義をひどしうする松前伊豆守を引て、海陸軍總奉行とし、尋で閣に入れて事を共にするに到り、其施政の方針は、大に前日に異なることあるを見る、その時攘夷の氣焰稍衰ふるといへども、人猶其餘威に懾るゝもの多きをも顧みず、悍然洋装せし銃卒を引具して憚る所なかりしがごとき、大に前日の閣老がなす所ご其趣を殊にせり、折柄各國公使は、下ノ關戦争より歸りて、此機を以て幕府に迫り、延期の約を引戻して、兵庫の開港を促さんとす、而して將軍は其五月十六日を以て江戸を發し、二十二日京師に入り、即日參朝せられ、廿五日大坂に下りて、征長の事を指揮せらるゝに際せり、初め各國艦隊の下ノ關を砲撃するや、長門侯は書を以て、事朝旨幕命に出で、己の私にあらざる趣

を辯解して、只管外國に對し敵意なきを表し、且其藩士を英國公使に托して、其本國に航せしめ、其光を觀せしめんと計りしなど、曩に幕府よりきく所と大に相違あるを以て、頗る幕府に疑ふ所ありて、かの京師にて云々といふといへども、攘夷といひ鎖港といふも、また幕府の捏造せるものにして、中間にありて沮格するものなるべしとのれもひあり、故に將軍の大坂に在るに方りて、一同兵庫に至りて開港を促し、以てこれを試みんどの意ありしを以て、屢々阿部閣老に説くに其意を以てせり、閣老が主持する所は、専ら外交を重んずるにありて、京師のことごときは、國事既に幕府に委任あり、朝意を安んせしめ奉らんことは、我措置次第にあるべしと信せしを以て、これを聽許せしとはあらざれども、勢止むべからざるを知る上は、徒にこれを抑沮することを強てせざりしものごとし、これ佛國公使レオノロセスが大坂にて出せし書翰の趣に徴すべし、其書に曰く、佛蘭西全權ミニストル、レオノロセス申上候は、吾政府、大君殿下に於て、長州の重罪を猶豫する事、更に其趣意を得ず、大君殿下に於て、今日まで急度其罪を責めず、唯彼が自ら過ちて降参するを待、追々日數を費し給ふといへども、今日に到るまで其證なく、或は偽り降参の約定を申立、或は餘人立入て、終には大君殿下の御進發徒事に可成哉、と某頼りに此事を掛念して推参致し候、抑も國民を哀憐すること、専ら人君の可務といへども、併ら天子よりあづかり、先祖より

受嗣どころの天下太平を亂さば、仁心却て不仁となるべし、諸方今日本の形勢を考るに、上は、天子の慮慮の不決、次に、非義なる謀反あり、貴國の泰平に禍するものは、外ならず此二條にあらんか、國政を委任せられし事なれば、世界の變を見く時宜に従ふ故に、各國と交易條約を取結びしなり、

條約取結ぶ事は、日本に於ても、天子及諸侯方も、政府と同意不成時は、却て不慮の擾亂を醸すべし、既に政府に背て内亂を爲す所の逆徒を、日本政府に於て鎮靜方不行届ば、各國より其逆徒を擧んと議定したり、其期に及て、貴政府より如何制し給ふとも、不可從、就中英國政府の所爲を考ふるに、交易を専らとして、自己の利害のみを先とし、追々疑念を生じ、彼の心には大君は最早無實意、専ら鎖港の思召ならんとおもひ居る處に、薩州長州の大名、英吉利へ密に使者を遣し、何時となく、二ヶ國に於て、開港可致の存意を顯し候故に、却て諸大名と外國と睦く交るに、獨政府のみ鎖港の志ありと、英の政府深く疑居候、右の事實は、貴政府に於て未だ疑ひ給はざるか、右は某篤と見定たる所ありてかく申候に、英の公使は、此等の疑念を晴さん爲、上坂して右の實否を自ら辨知致さん存意に候れば、過月某熱海に於て、山口駿河守、栗本瀬兵衛、(後安藝守、今鋤雲)を以て、大君殿下は何れにも武威を振ひ給ふ様にと閣老まで申上置候、其頃英の公使、

頻りに上坂せんとする所を延日爲致、又は前に述ることとき大名の甘言は、不都合なるべし、併右は如何なる不都合なりとも、其各國と兵端を開かば、發明したる武器もまた少く、西洋には大國あつて、其大國の兵士は、年々の戰場を経て、新に發明したる武器多くあれば、日本政府の未だ西洋に敵對する心なきは、必定の理なり、既に條約書を爲取替し上は、妄に廢すべからず、且鎖港せんには、武備未だ調はず、各國へ使節を差遣し、屢鎖港の談判に及ぶとも、各國の政府不承引、さすれば戦争の外策あるべからず、依て右等を貴國に災する者と申すなり、昨年、毛利大膳意恨を含みて外國船を妄に擊惱したる一件も、速に僅の軍艦を差向け恨を晴さんと欲すれども大君殿下の制止難默止、無餘儀軍艦引上候ひしが、長防二國を攻撃せし事は、各國政府の嚴令なり、但貴政府の主意に不戻爲め、各軍艦を引上げて、長防を撃んことは止たり、(各國艦隊の下の關を撃にあたりて、長州侯よりの書により一旦は引上げたれども、公使は幕府にての挨拶次第にて、猶再舉して重くこれを懲さんとの心ありしがごとし、元治元年八月中、各公使と參政酒井飛騨守と對話書中に、第一下ノ關海岸を御料に被成候事、第二、瀬戸通りの内に、一港御開相成候事、右の御決答暇と何度候、且長州表へ相廻り候軍艦呼戻し方、此程中より縷々御談じ有之候に付、上陸致居候軍卒不殘歸船爲致、水師提督も呼戻し、軍艦も半以上引返させ、其餘を長州の押

として、番船同様同所沖手に碇泊爲致置申候、前書御逢は、何れ水師提督常港歸着の上出府の心得に御座候、其節の御決答振に寄、右番船も引上候積御さ候、とあるがごとく、全く長州侯一紙の書にて事を了する都合にはあらずしがごとし、しかるに幕府は、既に征長の詔を奉じたれば、一議もなく三百萬元の償金を引受て、萬事處分すべきことを任したるにより、軍艦を悉く引上させしにて、本文のいふ所は此事をいひしものなり、依て思ふに、所詮外國條約の義に付ては、不致様篤と日本の事情を説示し候故、英の公使今日迄出帆延引致したれども、最早待兼、頻と上坂せんことを望む、もし一人にて大坂に至りなば、如何なる所業を致さんも難計ければ、猶又英の公使と會議して、某の意見を説候故、英の公使某に同意して、何事も卒爾の舉動無之様堅く約して、既に横濱を出帆せんとする時、阿部豊後守、松前伊豆守、松平周防守様より御書翰を得たり、(此書翰今考る所なし、)就ては此度推參せしことは、各様方と計り、諸事速に決斷致さん事を欲す、左すれば英の公使に理不盡なる舉動爲致間敷、若又格別の御配慮もなく、御盡力もなきに於ては、無餘儀某も英の公使と同意して、不日京師に是非推參可致候、佛の公使至極の實情を以て申進ずる條、萬一條約の儀に付、天子大君と永く御同意不被爲在に於ては、進んで四公使上京の上、押て天子に可奉謁、と公使等の衆議は既に決せり、固より京師に於て條約許容せられざれば、自然

各國の疑心も不解して、總て交際大いに親睦するを得、然る時は近來新發明したる武器戦法の珍奇奇術等も不可傳授、左すれば日本堅固強武の策も不被行、貴國堅強せざれば、國不得貴、國不得貴ば、天子及び大君政府も不貴、就ては大君天子を貴うせんとし給はば、天子暫く各國の條約を被爲在勅許而、交際の親睦を結び給ふ様、貴政府に於て宜しく御盡力肝要に可有之候、亦暫く各國と親睦し給はば、多年を経ずして、貴國實に堅強なるを得べし、若極て堅強なるの後は、譬ひ一二の外國より異論を發して、貴國人情に逆ひ、もしくは、貴國の疆界を犯さんとするまで理不盡の處置致すとも、其期に及んで大防禦の力充ちなば、各國の人心其時實に貴國天子大君を可貴、また恐るべし、

且貴國の形勢を篤と、案ずるに、或諸侯不忠の働あつて、表に鎖港の議論を立、且天子までも及奏問、裏には開港の志を抱き、薩州長州のごとき密に英國へ使者を遣し、英政府と熟談して、其領國の中、海邊に可然地を擇て、一个の港を開かん事の情をあらはせり、然らば、可願は、兵庫を速に開港被成、英吉利政府の疑念を解かしめ、不忠なる諸侯の邪謀を可排、御處置無之ては、夥多の不都合を可釀も難計ければ、此段篤と御賢察の上、速に御明斷被爲在候様存上候

各國公使の横濱を出帆して大坂に通るべきことば、既に江戸より注進ありたれば、將軍は遽に九月

十六日を以て京師に上り、同廿一日に參内ありて其事を奏上ありし、と引ちがへて、十七日に、公使等は兵庫に來り、條約の勅許あらんことを請ひ、七日の間を以て決答を得ざれば、直に闕下に到らんと申出たり、而して此書はその十九日に上りたるものなり、阿部閣老は將軍に陪して大坂にありしかば、直に兵庫に赴き、各國公使に面接して周旋する所あり、將軍廿三日を以て大坂に歸られ、一橋卿を召して相議する所あり、然るに飛語ありて、阿部閣老は獨斷を以て各國公使に兵庫の開港を許せしと傳へたれば、朝紳は大に驚き、十月朔日に遽に勅詔を以て、阿部松前兩閣老の老中を罷め、官位を褫ひ、其領國に謹慎すべきの命を傳ふ、折柄外國公使の請ふ所の期日も既に過たるに、又此消息をきき、皆意を決して各護衛の兵を率ひて上京せんとす、危機殆ど瞬息の間にあり、こゝに於て、將軍は意を決して開職を辭し、これを一橋卿に命ぜられんことを上奏あらせられ、直に大坂より駕を命じて東下の途に就せられたり、其上奏にいはいはく、

臣家茂、幼弱不才の身を以、是迄征夷の大任を蒙り、乍不及、日夜勉勵罷在候處、内外多事の時に靡り、上宸襟を奉安、下萬民を鎮むる不能、加之國を富し、兵を強し、皇威を海外に輝し候力無之、竟に職掌を汚し可申と痛心之餘、胸痛強く鬱閉罷在候、然處臣家族の内にて、慶喜儀は闕下に罷在、事務にも通達仕、大任に堪可申奉存候に付、臣家茂退隱、慶喜に相續爲仕、政務相讓候間、

臣家茂時の如く、諸事委任被成下置候様、偏に奉希上候、尤當今時務の儀に付ては、以別紙奏聞任候間、右慶喜へ御沙汰御座候様奉願上候、

其別紙には、曰く

臣家茂、謹で宇内の形勢を熟慮仕候處、近來追々變遷いたし、和親を結び、有無を通じ、互に富強を計候風習に推移り候、是天地自然の氣數、不得已の勢に可有之奉存候、皇國に限り、一向御外交不被爲在候而は、卑怯退縮の姿に相成、御國体御國威とも、却て相立中間敷、既に先年、於下田、亞墨利加使節と和親條約爲取替相成候も右等斟酌の上、遂奏聞御許容相成候儀に付、其以來追々鎖國の舊格を變じ、富強の基漸く相開候處、其後外交拒絶之儀被仰出候に付、可成丈聖諭遵奉仕度志願に御座候得共、無謀之掃攘は致間敷旨猶々被仰出候趣も有之、何れども富國強兵の策相立候上ならでは、膺懲の典も難被行、就ては彼の所長を探り、貿易の利を以て多船砲を設備し、以夷制夷の術を講じ候事、當今第一の急務と奉存候、

是迄種々苦心罷在候折柄、防長の事件相起り、大坂城迄出張仕候處、不料夷船兵庫港へ渡來、條約の廉々、改めて勅許有之候様申立、臣家茂於て取計ひ兼候得ば、闕下へ迄罷出、直に可申立旨申張、種々論議を盡し、應接仕候得其、何分承諾不仕、去迎無謀の干戈を動候而は、必勝の利無覺東、

縱令一時勝算有之候共、四方環海の御國柄、東西南北且暮攻掠を受候而戰爭無止時は、皇國生民の糜爛、此時より相始り、不仁不慈此上は有之間敷、誠以歎敷儀、臣一家の存亡は姑く差置、實

祚の御安危にも關係仕、實以て不容易儀にて、陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相戻り可申哉、

臣家茂於ても、職掌相立不申候間、右思召被爲分、乍恐衆口に御動搖無之、斷然御卓識を被爲立、何卒改而條約に付、去虛就實、至當の談判仕候儀、判然と勅許被成下候様仕度、左候得ば如何様にも盡力仕、外は外夷制馭の實備を立、内は防長追討の力を遂げ、上宸襟を安じ奉り下萬民を安堵せしめ、臣祖先の志に報い可申志願に御座候、皇國如何様英武の國に候とも、萬一内亂外寇一時に差滂、西洋萬國を敵に引受候ては、聖体の御安危に拘り、萬民塗炭の苦に陥り候は、必然の儀、誠以痛哭慨歎の至、假にも治國安民之任を荷ひ候職掌、如何様御沙汰御座候とも、施行仕候儀何分にも難忍奉存候、仍而前文申上候通り、速に勅許の御沙汰被成下候は、實祚の無窮、萬民の大幸無此上、千々萬々奉懇願候、誠に不堪悲歎號泣之至奉存候、尤も外夷闕下へ罷出候様相成候ては、深く奉恐入候儀に付、精々盡力遂談判、來る七日迄兵庫へ爲差控候間、成丈早々御沙汰可被成下候様仕度、此段奉願候、(此上表は向山常五郎の草する所なりと傳ふ)

これ實に阿部松前兩關老を勅許ありしと同日なり、朝廷にも大に驚かせられたれば、先優詔ありて

その辭職をとりめ給ひ、又その江戸に歸らんとするをとりめて京師に到らしめ、その四日を以て、一橋卿を初、會津桑名の二侯、及び小笠原閣老（即ち圖書頭此時改て壹岐守といふ、而して將軍此次上京の際にありて、閉居の内より起して、再び閣老に任せられたるなり）及在京諸藩の重臣數十人を、廷中に召され、將軍上奏書につきて評議ありしが、例のごとく鎖攘を表とする諸士共、容易に議論の纏るべくもあらず、一橋卿は、此議決せざれば殿門をば出でまじと誓はせられ、小笠原閣老は、この勅許を得ざれば、血を殿階に漉がんとまで斷言して、諸士の論に抗して、徹夜の辨駁數回を重ね、竟に勅許を奏請すべきに決するに到りしは、其翌日の夜に至りしと、

而して外國公使は阿部松前兩閣老の罪を得しが爲、猶更に激昂せしも、小笠原閣老の代て事を執るとききて、稍意を安んじ、猶七日までの猶豫をなさしめたり、蓋し曾て生麥一件の償金を、一身に自擔して交附せしの後、一時は鎖攘の書簡をおくりたるが爲に、攘夷黨の一人と目せられしこともありしが、久しくして其内情も世に隠れなかりまより、各國公使は此侯の任せる上は、誤りあるまじと、やゝ由也の一言を信ずるの狀ありて、上京の事は暫くねもひ止りたるなりときこゆし、

然れども兵庫港の事は、薩藩士大久保市藏よりの建議ありて許されず、左のごとき勅諭あるに至れり、

條約の儀御許容被爲在候間、至當の所置可致事、

而して、更に、

別紙の通被仰出候に付ては、是迄條約面品々不都合の廉有之、不應敷慮候に付、新に取調相伺可申、諸藩衆評の上御取極可相成事、

兵庫の儀は被止候事、

こゝに於て、條約の事は勅許ありといへども、其中の一條件、兵庫開港の事は被止るとの次第なればその勅許を傳ふと同時に、その旨をも陳ぜざるを得ず、外國公使いかでこれに甘諾すべき、必入京の事を主張し、これまでの行かり、折角の盡力も皆水泡に歸すべし、これ當局者の最苦心せし所なり、當時其局に當れるは、大目付兼外國奉行、山口駿河守（今泉處）にして、其節の事情を談話せるを、其まゝ筆記して世に傳ふるものあり、今これを左に抄出して、讀者をして其形勢の如何を察せしめんとす、

慶應元年でした、兵庫へ外國船が遣入て來たのを、私大目付兼外國奉行で、大坂へ行て、直に命を蒙りて、彼を喰留るには、随分骨が折れました、會津其外の藩には、惱まされましたよ、勅命に従て、薩藩が受持て、夷人を斬るといふのです、京都からは打攘といふ、やれば騒動が出來

る、中々苦勞でした、外國人に歸れといつても、中々歸らない、彼の時日は忘れましたが、今でも夢に見るやうです、老中の阿部豊後守といふ人に、是非否やの決答をしてくれろといふのでした、其時豊後守は、なアニ、己が腹を切れば濟から、決答する覺悟だといひましたが、愈となつて、豊後守は御役御免となりました、所が前代未聞の事で、禁中から老中の免職を申て來たのです、(中略)將軍家は御上京で、攘夷の取消になる様に奏上がある、私は大坂に止つて居ましたが、日限が切迫して來て耐りませぬから、京都へ往かふと思ひまして、淀川船に乗て往きました、松浦(目付)といふ人が、馬に乗て來た、何所へゆくといふから、京都へ往かうともふが、貴君は何所へゆくのだと申すと、昨夜勅諭が下りたから、大坂の老中松平伯耆守并賈川方へ、寫しを持ってゆくのだ、と申しましたから、それではといふので、河邊の茅屋に遣入て拜見します、と兵庫大坂は許さぬといふことです、これではゆかぬ、兵庫大坂まで許すといふのでなければ、迎も届かぬと申たら、松浦は私にさう仰たつて駄目です、と申した、大坂留守居番は、松平伯耆守殿ですか、愚圖々々して居ると、夷人は端船で上陸し、直に京都へ出るといふ事だから、何しろ私共では届かぬから、小笠原壹岐殿はどうしたといふ、と不快だといふ、そんなことをいつてゐる場合ではない、出てもらはなければ困るといつて、そんな問答をして居た所が、退々夜が明るし、

駄目だから、それから大坂へ引歸つて、外國船は天保山沖に居り升、此方の船に乗て出ました、何でも外國人の足を捕へても、上陸を止めやうともひまして、シーボルトといふ和語の出来る人が、英國船に居たのですから、シーボルトに遇た所が、御老中は、誰が來る、と問ました、御老中は誰が來るか知りませぬから、小笠原壹岐守が來るだらう、といふので、確かにいはず、曖昧なことを申して置きました、すると向ふから、赤い船に鎗を押し立て來たから、誰が來たらう、小笠原が來れば宜いが、ともつて居ました、小笠原が來ればどうか應接も出來やうが、他の人では六ヶ敷、と心配して、(此談話にて當時小笠原開老が、外國人に信ありしを見るに足れり)望遠鏡で見ますと、松平伯耆守だから、しまつた、何であんな人を出したのだらう、といつたが仕方がない、其中船が近附ましたから、端船を出して此方の船へ乗移りましたから、貴君は今度の事情を、委細御承知の上で御出になりましたか、といふと、私は存じませぬ、貴君方に御尋ね申して、京都の同列から申越たといふのです、これには落膽しましたナ、小笠原はどうしたといふ、と不快で來られぬから、拙者に出るといつて來た、といふのです、(此事皮相を以てすれば、小笠原開老は、難を人に譲りて、其衝にあたるを避たるものごとく、平生に似合ざるが如き觀ありといふ)とも、當時の勢、最初にこれに當らんには、また阿部開老の二の舞たらざ

るを得ず、故に一時これを松平閣老に委して、其成行を見、萬一事彌切迫して、各國公使上陸し、直に京都に押上らんとするに及べば、斷然身を挺して、これを處せんとの意ありしものならん。と察せらる、といはれた、そして兩人が能心得てゐるから、といふのです、困りましたヨ、私に附て居た御目付は、赤松左京といふ人です、左様です、私等は事情は知て居ますが、貴君方が、今日何とか決着なさつて答がなければ、約束通り、京都へ往て仕まひます、京都へゆかれては、事が六々しくなるから、と申すと、それは困つた、然うで御座るか、此勅諭では、全く注文違ひで、兵庫も大坂も條約通り開くといふのでなければゆかぬのです、松平は、どうか取計ひはあるまいか、と彼是手間取て居り升中に、英船の方でも今に誰か來るといふので、待てゐたのですから、松平伯耆守の乗て來た船を見附て、シーボルトが又端船でやつて來ました、御老中が來たかと思ますから、來たと申ました、全体本船は兵庫にあるのですが、一艘此方へ來て居たのです、本船へ早くといふのですから、仕方がないので、松平伯耆守に隨て本船に往きました、乗移つた時の体裁がどかしい、パークスがいふには、今日は決答の日であるに、何故阿部豊後守は來ぬか、同人は退役させたと、大切の老中を此場で退役させるとはどかしい、退役とは嘘だらう、と申ました、種々事情あることを申しましたら、それは第二として、兵庫大坂の事は、どうだと申しました、

それに就て、大君も京都に出られまして、盡力があつたが、結局がかうだといつて、寫を示しました所が、パークスが大怒で、眞赤になつてしまひました、といふこんなものはベクだ、といつて、それを松平に對して擲り付まして、そうしてぐる／＼客座のまわりを歩いて、手が付られませぬ、自分は勝手に仕ますといつて居升、私は外國人の腹を立に早いことは、度々出遇て知てゐ升から、今に疲れたら、椅子にかゝるだらう、と思つて、暫く無言でゐました、彼是十二三遍もくる／＼まわつて、椅子へ腰をかけましたから、私は、成程貴君の怒るのも尤だが、我國の老中が出て來たのだから、無禮を咎める譯でもないが、さういふ失禮をするのは、兩國の交際上に於て如何なものか、私の方から使節がいつて、そんなことをしたらどうする、と申して、論を横道へ持て往きました、其答には詰つたのです、それから段々内國の事情もあり、斯く／＼のことになつてゐるから、これはこの儘にして、吾々が歸つて、大君へさういつて、猶京都へ建白して、どうでもする手段があらませう、まづ怒るのはつまらぬ、と種々申したが、話が纏まりませぬ、こゝで御同様にぐ／＼いつてゐた所が仕方がない、悪いことは謝すとして、まづ事の早く運ぶのが肝要だから、それにまた佛蘭西公使の船へもゆかなければならず、亞米利加へもゆかなければならぬ、日が暮れて仕舞から、と申すと、パークスはそれでは、マ、佛蘭西の船へ往つて御出な

さういふので、それから伯耆守に伴ふて、佛蘭西の船へ行き、レオン・ロセツに遇て、その書記官カシヨンを通辯にして、一應挨拶仕ます、と公使が大分英船で暇がとれましたなといふ、イヤどうも英船では酷い目に遇た、これくだと申したら、さうでせう、彼奴は酷い人物です、虚假威しですといふ、私はよくロセツにはなして、逆も此事情では仕方がないから、其儘で濟ふとはおもはぬが、何しろ京都がこんな鹽梅で、會藩などは外人を斬るといふので、始末がつかないことを一ツ酌取て、貴君が仲裁をして、取計つてくれることは出来まいか、と頼みました、するとロセツが宜敷御座り升、私が引受ませう、といつて暫く考へてみました、御老中連印で、兵庫も大坂も開く、後日必開くといふことを誓てくれ、それを持って取計ませう、といふのですから、伯耆守に相談します、と拙者一名ならよいが老中連印となると、皆なに一應話しをしなければ、謀判のやうなものになるから、といふのです、私は成程御尤です、併謀判をする位に御奮發なさるかパークスがあの通り怒てゐますから、事を敗るか二に一の場合です、私はこゝでなにかせむでは、到底駄目だともひ升、貴君の御考次第ですと申したら、伯耆守も、これは大事件ぢやナ、といはれました、詰り謀判をして貴君と私が罪を蒙ればよろしいのです、定めて重罪に處せられませうと申した、それではといつて、暫く考へて居られるから、御歸京があつたら私が無理

にこういふことをさせた、と仰されましと申したら、伯耆守も、無理に御手前にさせられたといふては、拙者の顔がたぬといふのでした、しかし仕方がないから、誓かせることになつた、所が老中方の花押が知れませぬ、然るに伯耆守に隨行の御祐筆に問合せると、兼て老中方の花押は寫して持て居るといふから、私が鼻紙へ下書をして、御祐筆にかゝせ、小笠原壹岐守、松平伯耆守、松平周防守、と連名にして、其文段は、此度斯いふ勅詔が下つたけれども、將軍の主意は、各國と條約を結んだ以上は、精々京都へも建白し、何れ吾等が受合て、大坂も兵庫も開く、といふ様なことでした、それを持って、ロセツが出掛て、私は證人としてロセツにつれてゆかれました、モウ日は暮て仕まひます、船は一同烟を上て、大坂の方へゆく支度をして居升、ロセツは、それで、パークスとはなしを初めました、何だか詞はわかりませぬが、餘程永い議論で、それからこれによいといふことになり、各國各通にしてくれといひ升、その通りにかゝせて、今度は私一人自身で持て行きました、漸く落着して、横濱へ引るといふことになりました、けれどもまた安心か出来ませんから、各國の船の引拂ふまで見張てゐました(下略)

これにて一ト先其局を終たり、此實に六日の夜のことにして、かの延期を申込たる期日の終りにあたり、其狼狽の体眞に憐笑すべきものなりといふも、兎に角こゝに事の敗れに及ばず、平和に

購せしは、當局者の盡力察するに餘りあり、竟に翌七日の拂曉、各國公使各其國々の軍艦を率ひて、横濱へ歸りたり、

是に於て、鎖攘の説は全く消滅するに至りしといへども、幕府の威權は益地に墮つるを致せり、蓋し條約を批准して、其實行を許すは、其國君維一の權なり、今勅許ありて、始て國人をして條約を遵奉せしむべき基を定むるものとせば、此勅許、即ち批准とひとしく、よし政事御委任等の名ありども、國內維一の權は、即ち朝廷にあることを、明かに外人に示せしものたるは論を俟たざるなり、然ども安政以來、數年の間、糾紛して解く能はざる鎖攘論の、一朝にしてかく變化するに到りしは、固より一橋卿と小笠原元老が盡力に出でしに相違なきものから、また當時世人のやゝ外事に注目するに至りて、其事情を知るもの多く、且鹿兒島下の關の戰爭にて、あくまで攘夷を唱へし強藩も、忽ちに和局を結びし跡を見て、やゝ其意を沮るものあるがごとく、殊に筑波一黨の戮に就きて、世漸く粗激の士を減じ、かの口を攘夷にかりて、幕府を攻撃せんと計りし輩も、流石に自から顧みては、進んでわれは顔にこれを論せんことを遠慮するの趣ありて、又これが咬噬に従ひて、咆哮するの暴徒や、其人に乏しきにもよれり、これ將た自然氣運の潜移默遷する所、人力の得て制し能はざるものたることなるべし、

◎横須賀製鐵所

安政二年、初て荷蘭人を聘し、海軍傳習を開きしの際、差向瀛機の脩理換裝等の爲に、必要とすべき器具なくては差支あるべきは勿論なれば、時に傳習の事を督せし目付水井玄蕃頭より、上臈する所ありて、これを荷蘭に注文せしに、其四年にいたりて注文の器具も舶載し來り、又其爲に聘雇せし工師も長崎に來りたり、折柄永井は其任を卸して、既に東歸せし後なりければ、奉行水野筑後守荒尾石見守其後を承け、港中飽の浦の地を相し、同年十月を以て工を起し、文久元年に及で成を告げ、こゝに初て我國に脩船製機の工場あるに至れり、其年の四月、當時の奉行岡部駿河守よりの上申書に、關國持渡の器械代は除之、御場所建物等、物御入用途、金四萬三千三百四拾七兩餘は、長崎會社借入銀等の内を以、御出方取計、金二萬二千九百四拾五兩餘は、去申年二月より、石炭並に同所に而製作致候諸品御益銀を以、此節迄仕拂、去月廿五日迄にて、御普請御成功、器械据付方迄不殘相濟、といへるにて知るべし、されば、其費途は、器機元代金凡一萬七千兩に、工場設備の費、合計六萬六千二百九拾二兩を并て、僅に八萬五千二百兩の餘に出でず、此後また竹内下野守等が、西洋各國に使を奉ぜしの便を以て、更に廿五馬力の瀛機を購入して、これをこゝに据付、猶又鑄鐵の機具をも増置して、大砲をも鑄成し、追々其規模を擴めしは、文久二三年の頃の事にして、神戸

に海軍操練所を置くに及びて、竟にこれが所屬と定められたり
 初め幕府の製鐵器械を荷蘭に注文せしに次で、肥前藩よりも同じくこれを注文せり、其機器船載し
 來るに及び、これを設置すべきには、猶幾何の費を要し、又其工事に任ずべきの人物も少きを以て、
 自から之を用ひず、竟に擧てこれを幕府に上れり、長崎奉行はこれを受けて、同じく其設置の費用
 の出處に窮せしものとて、上申書中、「此度肥前守方より献納仕候器械元代者、凡金九萬兩程の
 趣に付、御場所御据付相成候には、四五萬金程も相懸り可申、さ候えは是亦御入費不少云々」とあ
 りて、爲にその工場にて製作する所の銅鐵具等拂下の利益を以てこれが仕填となさんとの計畫をな
 し、その資本なる鑛銅購入の方法などを議上せしことあり、蓋し其元金九萬兩といへば、これを幕
 府のものに比して、規模稍大なりしを見るべし、されども世既に鎖攘を唱ふるもの多く、幕府は物
 議を憚りて、更にこれを建設すべきの氣力もなく、長崎に其まゝ打捨置て、往々鏽腐を免かれざる
 に至れり

然るにこの頃に至り、幕府爲政の方針、頓に二變して、専ら富強を計るに力むる方に傾きたれば、
 江戸近邊に船廠を設立すべしとの議起り、幸にこの肥前藩上納の物を用ひ、猶其足らざる所は、こ
 れを荷蘭に於て購入し、其規模を大にすべし、且其工事も、彼にありて講究傳習せしむべしとて、

軍艦役頭取肥田濱五郎、其他を荷蘭に派遣し、かの献納の諸器械は悉くこれを横濱に運輸せしめたり、
 實に元治慶應の交なりき、

これと同時に、佛蘭西よりはレオムロセスを以て、全權公使とし、これを我國に駐劄せしめたり、
 ロセスは、其國帝の内意を奉じ、大に我國を輔けて爲すところあらんとし、かつて布教の爲に我國
 に來り、久しく箱館にありしメルメッドカシヨンの我國語に熟し、且才あるを以て、用て書記官と
 して、通辯の任に膺らしめたり、折柄栗本瀬兵衛(勅雲)の拔られて目付となるあり、(瀬兵衛、初瑞
 軒といふ、幕府世祿の醫家たり、瀬兵衛氣慨ありて、學識に富む、醫を業とするを屑とせず、され
 ども舊規のあるありて、其業を改むることを允さず、こゝに於て自から奮て蝦夷地に移住して、植
 拓の事に任じ、唐太荒寒の地に、氷雪を凌ぎて數年の冬を過したる杯、往々名聲の上達するありて、
 始て士班に列する特典を受け、遂に累遷して、此職に陞れり、その曾て函館にありし時、カシヨ
 ンと交りありしより、佛蘭西公使も其ちなみを以て、深く信ずる所あり、折柄幕府は、征長の事あり、
 將軍の上坂あり、猶各國公使連合して、京師に迫り條約の勅許を乞はんとの議ありて、當路者も臆
 脆に困の餘り、この間に周旋すべきの人を要する際なりしかば、當時の慣例、外國奉行たらざる
 ものは、直に外國公使に接するを得ず、またこれに接するも、必ず目付の立合を要するなど、無益

の規則あるにも拘らず、佛蘭西公使には、多く瀨兵衛をして應接意を通せしむるの役にあたらしめたるがごとし、されば語次海陸軍の皇張せざるべからざるに論及し、また船廠鐵廠の海軍の爲必無かるべからざるを説て、その設置に就ては、佛蘭西に依托あらんには、ロセス自からその責に任ずべしとの事をいひ出すに及べり、於是勘定奉行兼外國奉行小栗上野介をして、瀨兵衛と共に佛公使に面接して、其事を商量せしめ、竟に關老水野和泉守、阿部豊後守、諏訪若狹守連署の公牒を以て、これをロセスに一任すべき旨を傳へり、是元治元年十一月十日にして、其地は、相州三浦郡横須賀灣に、船廠を置、横濱本村石川口に、鐵工廠を置くことに決せり、ここに於て佛蘭西公使は、其本國の海軍提督にて横濱に來泊し居たりしシヨロイスに謀り、其海軍の工部士官ウエルニを幕府に推荐して、その建設の見込を立てしめたり、其大略は、船廠建設に先ちて、先一の工廠を横濱に建て、以て艦船修理の用を達せしめ、佛蘭西海軍士官を雇用し其事に幹せしめ、且邦人をしてその業を習學せしむべし、これ今より一ヶ年を期して其工を竣るを得べしといへども、船廠に至りては、よし其規模を小にするも、二の船渠、三の船架を設け、差向佛蘭西人四十名許を雇用せざるを得ず、而して邦人を役するは、二千人も及ぶべし、其經費は、二百四十萬弗にして、四ヶ年を以て落成し得べし、と報じぬ、而して幕府もこれを採用するに決したれば、

佛蘭西公使は、更にこれが約書を訂結せむことを要し、慶應元年正月廿九日、關老水野和泉守參政酒井飛騨守連署の約定書を、公使に附せり、曰く、

今般横須賀灣へ、佛蘭西國の周旋に依り、製鉄所を取建るにつき、公使へ商議せし處、上等器械官ウエルニ最も其按に長じたるを以て荐揚せられ、アドミラル厚情を以て、上海より右ウエルニを呼寄せられ、同意したり、これに依て爾後の爲約する所の條目、左の通、

- 一 製鉄所一个所、造船場大小二ヶ所、造船場三ヶ所、武器庫、及び役人職人の役所、共に四ヶ年にして落成の事、
- 一 横須賀灣地形、地中海々岸土倫灣に似たるを以て、製鉄所は右地方に取建ある模式に倣ひ、大概横四百五十間、堅二百間の地坪を以て取建る事、
- 一 製鉄修船造船の三局取建諸入用、總計凡高一ヶ年六十萬ドル、都合四ヶ年二百四十萬ドルラルにて落成の事、

但佛蘭西政府へ約定書相届候上は、右の六十萬ドルラル取揃置べく、猶四ヶ年の間、年々納方ドルラル差支不申様可致事、

右は兩國政府の允准を経て、公使にわいては、其上等器械役ウエルニに專任を命ぜられ、我等

においては、勘定奉行松平對馬守、軍艦奉行木下謹吾、目付山口駿河守奥本瀬兵衛、並淺野伊賀守に専ら其取扱を命じ、只順成を要するものなれば、彼我内外の間隔なく、懇誼をもとめて取極るものなり、

而してその歳の四月廿五日、外國奉行柴田日向守を派して佛蘭西に使せしむ、これ兼て公使及ウェルニールと商議せし所にして、佛蘭西政府に就て技師工手の備入、機器物品の買収等を要するの理事官たり、且此序を以陸軍傳習のことも依頼すべきの命を受たるものなり、されど佛蘭西公使は、この事に就て、己の國一手に引受ることは、隣國英吉利の猜妬を招かんことを慮りたれば、機器の幾分かは、これを英吉利に購買せしむるの得策たるをおもひ、此を幕府に説て、柴田理事官をして英吉利にも渡らしめ、其政府に依頼なさしめたり、されば柴田は、「御用有之、英佛兩國へ被差遣、」との使命を受けて、佛蘭西公使は勿論、英吉利の代理公使ウェンチスターにも、公然と閣老より通牒に及びたり、ウェルニールは、兼て相商定せしがごとく、我理事官一行に先ちて馬塞耳に在り、これを延て土命の船廠を見せしめ、次で巴里に入り、又オルレアン、ブレスト等の船廠をも巡視して、参考の資とせり、福地源一郎が懐往事談に、當時の狀を記して、曰く、

柴田は、小心謹密の人にて、敢て政治家と稱すべきの器量あるに非れども、僚屬に對しては、極

て親切なる人にてありき、其性質は、保守の氣象に富めるが上に、一行の行狀につき、歸朝の上批に難を被りては容易ならずと憂ひたり、故に草履に代るに革靴を以てする事は許したれども、衣服冠物ども、都て純然たる日本風を守り、決して外國の風を學ぶ事なかれ、我國威を隕し、彼が嘲笑を招くは、實に國辱なりと戒めたり、(中略)余等は當時竊に柴田を目するに頑固を以てし、其西洋の文華を嫌へる事を罵りたりけるが、今日に成て回想すれば、柴田が守る所を守り、殊風異俗の嘲嗤は恥辱に非ず、風俗は國家の憲章を以てするに非るよりは、妄に變ずべからずといひ、己れも守り、隨行員にも守らせたるは、感服といふべきか、柴田は隨行員が夜遊して不品行の譏を招かん事を恐れ、招待に應じて、晚餐、或は夜會に赴くの外は、曾て一人にて、夜中門を出たることなく、其の一身を以て隨行員を抑留するの犠牲に供したり、故に某劇場、もしくは曲馬、興ありと聞けば、隨行員を引率して見物に赴き、平日は、晚餐を畢るの後は、盡く座敷に集り、俱に珈琲、紅茶、或ひは酒を飲み、打興じて高談劇話し、種々の遊戯を爲し、遂には腕押、座り相撲の殺風景に至るまで、己れ餓鬼大將となり、禿頭に汗を出して其相手となり、如何なる事にも、更に否む色なく、俱に打興じて、隨行員を娛め喜ばしむるを務とし、大抵午夜か一時に至るを常とし、朝は隨行員よりも先に目を覺して、公務を執れること毎日なり、是に由て、此

行には夜游の不行は至て稀にして、其令聞を維持したり、是も亦常人に出来ざる所にて、柴田が手段は實に勉めたりといふべきなり、

柴田の事を執りて、續密勤勉なること實にかくのごとく、且其僱入て此事に幹たらしめしウエルニは、流石公使と提督との藻鑑に背かず、年尙少なりといへども、慮密に、斷勇に、海軍大臣の引合より、諸造船所長、工場長等の應接、皆一身に引受て、沮滯する所なく、又たよく諸事柴田と相商て、敢て自擅せず、協同和衷共に事に膺りしかば、よくこの使命を完するに至れり、

前に敘せる如く、肥田濱五郎は、是より先に命を受けて荷蘭にありしが、幕府既に斯大舉に及ぶ上は、又其要なきを以て、新に命じて柴田の一行に加り、其事に參せしめたり、而に肥田は造船所設置の地に於て異論あり、蓋し之を江戸灣尤奥深の地、即ち石川島越中島邊に設くべし、横須賀は形勝の地と雖も、既に外船の自由碇繋を許したる横濱港の外にあれば、開戦の日に當りて、其不便甚しかるべしといふにあり、ウエルニは、江戸灣内横須賀こそ、天然形勝の地なれ、これを石川島越中島に設くるも、如何なる工事を施して、之をして船廠に適すべきの地とならしむべきや、縱令まかるを得るも、幾何の費用を算すべきや、これを慮らざしてまかりふは、空論に庶幾じといふにありし、柴田も此兩者に就て其一を擇むに困しみ、兩人の説所を具して、これを上稟せしも、幕府には、前

議を持して、横須賀に決定せり、肥田は柴田と共に歸朝の後も、猶ほ此事に就て意見を上りて、地所變換の事を切論したり、其書に曰く、

私儀、去る中年、亞行御用中彼地に於て、マリトチアルセナル、(海軍造營場の義、以下海軍造營場と譯申候、)其外諸製作所等細觀、歸朝致候後、度々建白仕候通、海軍造營場と唱候場所は蒸氣機械、同釜製作所、大小鍛冶場、同銅鉄鑄物場、造船場、修船場、綱具綯立場、同貯所、帆縫所、同貯所、木材挽割所、同圍場、大小砲車臺、並小銃臺製作所、大小砲置場、彈丸貯場、小銃鑄刀等武器貯所、水夫病院等は不及申、兵糧、油、石炭、筆、墨、紙、蠟燭、水夫胸服、同冠物、履等に至るまで、軍艦所用の品は、悉皆具備仕、平常修復は勿論、總て軍艦打建より、戦地に仕出し候迄右一々所にて萬事差支無之様設有之候を、即ち海軍造營場と相唱候儀にて、既に海軍御開相成候上は、速に御取建無之候而は不相成義に御座候、尤右造營場御取建相成候而も、是を護衛するの兵備無之、戦争の節、若敵に被奪に到り候而は、彼我地を換、却て身方を破るの器を製する所と相成候事故、能其地理を熟考し、砲戰に不拘、便利の地へ取建、是を守り候爲、堅牢の砲臺を築き置候事、造營場の定法と承り候、依之御國內地理の利害を勘考仕候處、此上廻々海軍御盛大に相成、造營場一々所にては御差支と申次第にも至候は、其節の形勢と後來の模様を合考

仕、猶五六ヶ所も御取建相成可然儀に御座候得共、差向常節御取建可相成地は、江戸内海の外可然地無之候間、見込の場所等、兼て申上置、私和蘭滞在中、同國海軍ミニストルの見込書等相添、尙彼地より再應建白仕候得共、(此柴田により建白せしものなるべし、今其書を供す、)別に御卓見被爲在候哉、此度相州横須賀表へ、海軍造營場御取建之義御治定相成、既に經營の御模様乍見受、愚意中上申は、恐入候得共、同所は地理不宜、石川島より越中島洲崎もよりの方可然と奉存候間、兩所之利害左に奉申上候に付、何卒御場所替相成候様仕度奉存候、

一相州横須賀の方は、岸深にて、大船の入津も自在に候間、其場所而已に取候而は至極可然哉に候得共、一体之地形に取候得ば、右等に難換の凶害有之候、其の故は、海口に近く、奥行深からず敵船の彈丸造營場に達し可申、縦令彈丸不達候共、右様の地理に於て、海陸より攻來り候敵を防候には、如何様の砲臺を築候共、防禦無覺束儀と奉存候、自然防禦出來候とも、敵船此沖合に縦横致し、我軍艦の通路を妨候は、兼而太平の日、多分の入費を以て、戦争の用に設候場所、期に臨み其功を奏せざるを以て、殆ど贅物に異ならざる而已ならず、尙ほ莫大の武器を備へ、多分の兵卒を分ちて是を守らざれば、右に有之候處の武器兵糧、其外一切の機械忽ち敵手に陥り、身方を破るの大害と相成候間、無餘儀贅物を守り候歟、或は莫大の國用人力を費し、戦争の用に設

候場所、其節に至り、取毀候歟、兩様の外策有之間敷哉奉存候、尤も兼て建白仕置候通、江戸海口、富津、觀音崎、十國煮、旗山、猿島等の要所へ、巨大の御臺場を築き、尙其間に裝鐵の蒸氣浮臺場を備へ、これを外廓の虎口と被遊、羽田邊より、品川沖手に御臺場を築き、同じく小形蒸氣裝鐵船を備へ、これを内廓の虎口と被遊候は、横須賀は稍外廓門内には候得共、前條申上候通、造營場は實に大切の場所に候間、成可は内廓の内に可有之等と奉存候、其上同所は如何にも海口に近く、殆ど戰場同様に候間、戦争の節は、自然不穩、且絶えず砲聲の耳を貫くより、下賤の職人共不得安心、逃去候は必然の儀に付、造營場は無事に候共、更に其用を難爲候、加之萬一外廓相破候節、同時に造營場贅物と相成候歟、或は敵手に陥候而は、内廓の防禦亦百倍之苦心を醸候儀と奉存候、殊に外廓の御備向も中々御大業にて、急速御出來の儀如何可有之哉、何れにも不便利の儀而已と奉存候、

一石川島越中島邊は、品川沖より直徑凡三里餘も有之候間、敵船の彈丸造營場に達可申思も無之、且萬一敵手に陥り候時は、江戸と共に候得ば、即ち内海戦争の終局と奉存候、乍併海底遠淺にして、大船の入津不便候間、此度和蘭國に於て御買上相成候、パツヘルモーレン、(水底を浚ひ蒸氣機械に御座候、)を以て、我軍艦の自在に入津可致程、新に濬を堀り、其土を以て、土手水門等を築

き、別紙圖面の通り、其内に軍艦の溜り所を拵へ、且右造營場守衛として堅牢の御臺場御建築有之度、夫等の御入費は、中々不少御儀に候得共、右臺場の儀は造營場の有無に不拘、御府内御警備に必ず可有之筈と奉存候、左候得ば、一事兩用の儀に候間、横須賀の方より却て御入費も手輕にて可有之哉、元來海軍造營場の所要は、戦争の用を主と致候儀にて、期日に臨み其功を奏せざる様の地理には、假令如何程御出方減じ候共、御取建被遊間敷儀にて、如何に御出方相違候共、非常之節御用立候地理へ、御取建相成候社、御當然之義と奉存候、且右様之造營場、御府内近傍に有之候得ば、諸民其機械之便利をも悟り、自然自力を以て、他之機械を求め、或は木材を挽き、或は織物を織候様にも相成、民間利用の道相開き、一ツは人智を發し候一端にも相成可申哉、殊に御府内に候得ば、諸職人も得易く、且邊鄙へ御差遣し相成候より自然役々の御宛行、諸職人共賃銀も御手輕に付、多年の内には、右等の御利益も不少儀に有之、且前文申上候バツヘルモレンを以て、品川御臺場内手を浚ひ、水流を安く仕候得ば、年々堤川除け等の御入費も相省け、隨て川上の水損も減じ、廻船の入津も便利相成候事故、右は相當の石錢御取建相成候得ば、夫是の御利益にて、退ては造營場に臺場等の御入費も御取戻し可相成旁々地理と申、實に十全の儀と奉存候

右申上候件には、先年中より諸書籍を取調、或は其道巧者なる者に承り候儀にて、猥りに管見を主張致候儀には無之候、尤佛人は横須賀の方を可然地理と申上候哉にも承り候得共、和蘭海軍ミニストルは、別紙の通石川島越中島の邊可然旨申候、且昨年中英佛蘭三ヶ國海軍造營場を歴觀仕候に、和蘭海軍ミニストル論、尤穩當と奉存候、既に和蘭に於ても、別紙同國小全圖の如く、海口に近き、フツツシング、並ウツインの海軍造營場を、不殘アムストルダムへ可引移の議有之由、右は初代ナポレオンの築候巨大の砲臺有之、私共見受候處にては、實に堅牢と奉存候程に候得共、夫すらアムストルダムへ引移候位に付、夫是を推考仕候ても、横須賀の地理可然とは難申上候、何れの道御入用を被爲掛候儀には候は、同所の方は速に御差止、川格の御英斷を以て、直に石川島越中島の方へ御場所替被仰出候様仕度、尤右は何れも國家の安危に拘り候大事件に而、中々拙文を以難申盡、纔に九牛の一毛申上候儀に付、尙委細の儀は御尋問被成下候は、見聞の事實巨細可奉申上候、依之和蘭海軍ミニストルへ地理の善惡問合候節の返答書並和解、洋板江戸海圖、小和蘭全圖、品川沖御臺場内浚方築建方繪圖、及バツヘルモレン圖相添、此段申上候、(圖は都て從省)

この儀も終に行れず、當時或はこれを遺憾とせしものも甚なからざりき
さて右に叙せるごとく、こゝに竟に東洋無比と稱道せらるべき船廠は、横須賀に打建らるゝに及べり、

これ小栗上野介が専ら任じて其事に幹せしによれり、當時幕府は兩度上洛の後を受け、こゝに又征長の舉あり、將軍また上坂せらる、帑藏罄を告げ、財政の困、極れり、小栗勘定奉行を以て、其費用の浩繁なるを避けず、拮据盡力、この一大舉を成せしは、其膽力と伎倆と、實に幕末三傑の名に愧ぢざるものといふべし、されば當時起工の初にあたり、其の費用の給せざるも、かつ幕府の命運久しかるまじきを慮りて、これを沮止せしものありしに、小栗はこれに對して「たゞこのまゝ賣据といふ札を張るとも、せめては土藏附としたくはなきや」といひしは、今に至りて語り傳ふる所なり、其心事實に悲むに足るものあり、されど小栗といへども、此際において他策あるにあらず、矢張幕府柄政の間、第一の秕政と唱道せらるゝ、濫惡の貨幣鑄造通用の拙計に外ならざりし、然ども小栗は其後を善くするの方畧ありて、漫に寶永の萩原近江守を學びしにはあらざるなり、蓋し異日價格正當の通貨を改鑄して、萬國と同くし、從來の幣政を一變せむとの底意ありて、たゞ一時沍注の爲、この惡幣を發行すといへども、猶これに次で紙幣を發してこれを收回し、竟に純粹の貨幣を以てこれに換へんとの成竹は、歴々既に胸中にありしがごとし、これ江戸約書第六條（次章參看）に約せる所、以てこれを徵すべく、而して兵庫開港の際、紙幣發行の緒を開きしにても知るべし、然るに幕府還政の期に迫りて、其經綸を施すの時なく、徒らに今日に至るまで、小栗二分

金の名をといめたる事情むべしといはざるを得ず

◎改稅約書

安政の際、五國と條約を結び、兼て貿易の規則収稅の目をも議定せしも、我國には未だ經驗あらずるを以つて、貿易規則稅目等は、神奈川開港五ヶ年の後、實地に驗して猶再議する所あるべき旨、豫じめ約訂する所ありて、これを條約の尾に明載せり、これ亞米利加公使ハルリスが殊に注意せし所にして、我國をして貿易の進歩に従ひ、官民ともに益々その益を得せしめむと計りしものにして、固より徒らに彼のみを益して、我に損あらしめんとて豫め設けし條款にはあらざるなり、然るに今茲慶應元年、既に其期に到りし折柄、各國公使は、各々其軍艦を引率して、兵庫に逼り、條約の勅許を請ひ、併て兵庫港を期に先立ちて開かん事を要求せり、幕府は漸くにして其勅許を得しといへども、兵庫開港を拒絶すべしとの命を奉せしを以つて、閑老松平伯耆守は、爾時直に兵庫に趣き、其趣を諭して、公使等の退去を求めしに、公使等は、兵庫の先期開港を猶豫することを承諾するの代りとして、稅目改議の要求を起し、わが弱處を擡て、その志を達せんとす、もし此請を容れざれば、幕府は外國貿易を障礙し、鎖國の舊に復せんとするものなり、條約にいふ所の和親を無視せんとするものなり、然らざれば幕府は此國を統治するの權なきものなり、いづれの道、幕府の手を離れ、

直に京師に押登りてこれを闕下に請ふか、或は薩長のごとき有力の大名にして、開國の主義を執るものを媒として、朝廷に奏請せしむるか、兩途の一に出ざるを得ず、と威嚇して其必諾を要せり、幕府の當路者は、纔に條約の勅許を得て、聊其心を安ぜしに、復び此請求を拒みては、如何なる變事を生ぜんも計りがたし、と懼怯の餘、眼前其不利を知りつゝも、これを聽可するの已を得ざるに至り、終にその請がまゝに税目を議減し、また貿易上多少の便宜をも外商に與へん爲に、數件の要求(約書中、第三、第四、第十一條のごときは是なり、下に抄掲せる約書、全文を參觀すべし)をも容れて、約書を訂結すべきことを約し、其談判を江戸に於て開くべしとして、漸くに各國公使を兵庫より退くることを得たり、一体輸入の物品の税額を減じ、並て從價抽税の煩を避け、量目丈尺等に從ひ、一定の税目を設けて、支那海關のごとくせんとは、時の英國公使バークス先に支那にありて其慣見する所なるを以て、これを我國にも施さんとの意ありしのみならず、英國商人の尤も冀望する所、全くこゝにありしなり、されど最初條約訂結の際には、亞米利加公使ハルリスの説を容れて、日本政府には既に貿易上の定則を議定せしを以て、後來の英國獨り異を立つる能はず、無據其の成約に依違せし(前章、條約談判の條を參觀すべし)ものなれば、いつかはこれを破りて、其志のごとくせむとは、これ多年英國政府の望む所なり、されば嚮に兩都兩港延期談判の時も、佛蘭西

政府と相議して、輸入品中、幾分の税額を低減し、猶も其機を窺ひ居たりし時なれば、今その要する所の先期開港の事、朝廷の斥くる所となり、幕府これを聽くあたはざるを機として、この一題目を提出し、劫して其欲する所を達せんとせしものなり、こゝを以て横濱に歸るや否、第一に松平閣老に面接を請ひて、息壤の誓を蹈んことを要し、引つゞき翌二年三四月の頃までも、屢次書簡に面談にこれを促して彌々その談判を開くに至り、幕府これを勘定奉行兼外國奉行小栗上野介に任じて其應接にあたらしめたり、余は文久の末、池田筑後守に從ひて歸朝し、嚴譴を蒙りて禁錮せられたりしが、閉門待罪百日にしてこれを解れたるも、未だ官に就くを許されず、(幕府の成規に、罪を得しものは、其輕重により幾年間か就官を許さざるなり)然るに此際出役の名義を以て、外國奉行に屬し、組頭同様の勤務をなすべしとの命を受け、小栗に屬して其事に參せしめられたり、小栗の爲人は、曾て聞し所なりしが、今親しく其外人に接するの状を目睹して、其才の敏なると其膽の壯なると、又我國産茶葉繭絲の製造より、其市場に聚散するの情況等に諳熟なるには、實に感服の外なかりき、小栗は、當時彼が主張する所に代へて、輸出税を全廢し、以て從來のごとく輸入品の課税を維持せんと試みしが、彼またこれを疑ひ、しからんには其表面外人より税を收むることなくとも、開港場まで輸送するの間に税を課すること、支那釐金の制のごときことあらんとてこれを斥け

しかば、爲に第五條の約を設けて、其疑を解かんとせしむ、このことは、公使等の承諾せざりしのみならず其の全廢といふ名に怖れて内にも非難するもの多く、これが財を擧て、小粟をして充分に主張するあたはざらしめ、遂にかれが要するごとく、輸入税目のみを議減するに決し、空しく第五條云々の約のみをなごりにといめぬ、(下文約書本文を參觀すべし、)

而して又貨幣の事に於ては、曾て開港の初に於て、水野筑後守等が最も心を苦しめたるがごとく、各國通用の貨幣と同じきものを鑄成して、貿易物價の平均を保たんとし、既に兩都兩港延期談判として使節を泰西各國に派遣せられし折も、英佛等政府へ其事を談判に及びしに、貨幣は其國々々に自由鑄造通用せしむべきものにして、他國より干渉すべきものならずとして取合ざりしも、我國にての行が、り然る能はざるの事情あるを説て、當時約書中に、此一條を掲げ、使節歸朝の上は其事に従はんとの經畫ありしも、安藤閣老職を退けるが爲に束閣して、今日に至りたりしを以、再び其遺意を紹述してこゝに第六條の約を結びたり、これまた小粟が方寸中の大經綸たりしなり、されども此約書の事は、兵庫先期開港の代りとして要求せしものなれば、その我に不利ならんことを知るといへども、これに抗する能はざるの窘境にあり、小粟といへども其伎倆を逞くすることを得ず、一二修正改補する所なきにあらざるといへども、大体の減税五分といへる一案は動かすべからず、

らず、これ時勢のしからしむるもの已を得ずといへども、今に至るまで其弊を蒙り、外交を論ずるの志士の慨憤措あたはざる一題目たり、其約書は左のごとし、

日本安政五年、戊午、(西洋千八百五十八年、)日本政府と、大親利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國荷蘭四ヶ國と取結びし條約に添へたる、交易規則第七則に定め置し通り、其輸入輸出の運上目録を改むべき旨、右四ヶ國の名代、夫々の政府より一樣の命令を受け、且又慶應元年乙丑十月、(西洋千八百六十五年第十月、)四ヶ國の名代人大坂に赴きし折、日本政府より輸入輸出の諸品、都て價五分の運上を基本とし、右運上目録を猶豫なく改むべき趣を約束し、將日本政府は外國との交易を盛にし、和親の交際益篤からんことを欲するの證を更にあらはさんか爲、日本外國事務老中水野和泉守殿、大親利太尼亞の名代人、シル、ヘンリー、パークス、佛蘭西の名代人、モツシエル、レオンロセス、亞米利加合衆國の名代人、エル、シ、ホルトメン、エスクワイル、荷蘭の名代人、モツシエル、ドデガラリアンボルズブルック、合議の上、左の十二條を決定せり、

第一條

各政府の名代として、此度約書を議定せし全權は、此約書に添へたる運上目録(目録は省に従ひこゝに抄掲せず)を採用し各政府臣民皆堅くこれを遵奉すべきこととせり、其運上目録は、日本

と右四ヶ國と取結びたる條約に添たる元の運上目録に代ふるのみならず、又日本政府と、大貌利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國、荷蘭政府と是迄度々取結たる右運上目録に關係せる別約にも代れるものとす、右新運上目録を取行ふこと神奈川に於ては、日本慶應二年丙寅五月十九日、(西洋千八百六十六年第七月一日)より、長崎箱館に於ては、同六月廿一日(第八月一日)よりとす、

第二條

此度の約書に添へたる運上目録は、調印の日より日本と右四ヶ國と取結たる條約の内に併せられば日本來る壬申年、(西洋千八百七十二年七月一日)に改むべしといへども、茶生絲運上の分は、此度の約書調印より二ヶ年の後、雙方の内、何れの方よりなりとも、六ヶ月前に告知して、前三年中平均相場の五分に基き、これを改むる事を求むべし、又材木の運上は、此度の約書調印より、六ヶ月後に告知して、時相場に従ひ、運上を納る事を改めて、品物に従ひ、運上高を定むることを得べし、

第三條

元條約に添たる交易規則の第六則に従ひ、是まで取立來れる免狀料は、此度より相廢せり、尤も

荷物陸揚船積に付ての免狀は、是迄通たるべしといへども、其謝銀を出すことなかるべし、

第四條

神奈川に於て、日本慶應二年丙寅、五月十九日、(西洋千八百六十六年第七月一日)長崎箱館に於て、日本慶應二年丙寅八月二十三日、(西洋千八百六十六年第十月一日)より、日本政府、輸入する者より運上を納ることなく、其輸入品を藏に入置用意をなすべし、日本政府にて其品を預り置間は、盜難並に風雨の損害なき様引受べし、尤も火難は政府にて引受ずといへども、外國の商人どもに右荷物火難の受合十分出來すべき様堅固の土藏を取建べし、就ては、荷物を輸入する人、又は荷主、これを藏より引取んとする時は、運上目録の通りの運上を拂ふべし、其品物を再び輸出せんと欲する時は、輸入運上を納むるに及ばず、荷物を引取る節は、何れにも廢敷を拂ふべし、右藏敷高、並に貸藏取扱向規則は、雙方相談の上議定すべし、(此貸藏の事は、文久元年竹内下野守等が西洋各國に使せし時、英佛兩國に於て取替せし覺書中、既にこの約ありしも、爾後因循してこれを實施するに及ばざりしを以て、こゝに此約をなせしに、此度新に約せしものにあらず、)

第五條

日本の産物は、運送の陸路水路修覆の爲、諸商賈に付て取立る通例の運上の外、別に運送運上を納むることなく、日本の内何れの地よりも、外國交易の爲開きたる各港へ運送する事、勝手たるべし、

第六條

日本と外國との條約中に、外國貨幣と同種同量の割合を以て通用すべしと取極めたる箇條に従ひ、是迄日本運上所にて、墨是哥ドルルを以て運上を納むる時は、一分銀の量目に比較し、ドルラ、百枚を一分銀三百一十個の割合を以て受取來れり、然る處、日本政府に於て、右仕來を改め、總て外國の貨幣と日本の貨幣と引替る事に障なき様にし、又日本通用の貨幣を不足なき様にし、交易を便利にせん事を欲するにより、日本金銀吹立所を盛大にせんことを既に決せり、然る上は、日本人、又は外國人より差出すべき總て外國金銀貨幣、並に地金は、日本貨幣に吹替、其諸雜費を差引、其質の眞位を以て、其爲定めたる場所に於て引替んとす、此處置を行ふ爲、日本と條約を取結びし各國は、其條約に載せたる貨幣通用に關係せる箇條を改むること緊要なれば、右箇條を改むる様、日本政府より申談、承諾の上、日本來丁卯年十一月（西洋千八百六十一年）第一月一日、より其處置を取行ふべし、

第七條

運上所諸取扱向、荷物の陸揚船積、及び船人足小遣等雇方に付、開港場に於て、是迄訴出たる不都合を除かん爲、各開港場の奉行、速に外國のコンシユルと談判及び、雙方協議の上、右の不都合決して無之様規則を立、交易の道、並に各人の所務を、可成丈容易くし、且安全ならしむる様雙方爰に議定せり

右規則の内には、各港に於て、外國人荷物陸揚船積の爲用ふる波戸場の内にて、荷物雨露に損せざる様、小屋掛を作ることを書入るべし、

第八條

日本人、身分に拘らず、日本開港場、又は海外に於て、旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船、蒸氣船共、買入る事勝手たるべし、尤軍艦は、日本政府の免許なければ、買入ることを得ず、日本人買入たる諸外國船は、蒸氣船は一噸に付一分銀三個、帆前船は、一噸に付一分銀一個の運上を定通り相納むる時は、日本の船として、船目録に書載すべし、尤其船の噸數を定むる爲、日本長官の需に應じ、其筋のコンシユルより、本國の船目録の寫を相示し、其眞を證すべし、

第九條

日本と右四ヶ國と取結びたる條約、且日本政府の使節、日本文久二年壬戌五月九日、(西洋千八百六十二年第六月六日)大親利太尼亞政府へ送れる覺書、及び同閏八月十三日、(第十月六日)佛蘭西政府へ送れる覺書に載たる別約に従ひ、日本人と外國人との交易、又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て、日本政府より既に觸書を達したり、就ては日本の諸商人政府役人の立會なく、相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方にて、海外へ出る許しを得れば、各外國に於て、外國商人と交易すると勝手たるべく、尤も日本商人、通例商賣に付て取立る運上より餘分は、日本政府へ納むることなく、且諸大名並に其使用する人々、現在取締の規則を守り、定通りの運上を納むる時は、日本役人の立會なく、諸外國又は日本の諸開港場に赴き、其場所にて交易する事、右同様勝手たるべし、

第十條

日本人、身分に拘らず、日本の開港場、又は各外國の港々より、日本の開港場、又は各外國の港々に赴くべき日本人所持の船、又は條約濟外國船にて、荷物を積入るゝ事勝手たるべし、且既に日本慶應二年丙寅四月九日、(西洋千八百六十六年正月廿三日)日本政府より觸書を以て布告せしごとく、其筋より政府の印章を得れば、修業又は商賣する爲、各外國に赴く事、並に日本と親

睦なる各外國の船中に於て、諸般の職事を勤むる事、故障なし、

外國人雇置く日本人、海外へ出る時は、開港場の奉行へ願出、政府の印章を得ること妨げなし、

第十一條

日本政府は、外國交易の爲、開きたる各港最寄、船々の出入安全のため、燈明臺、浮木、瀬印等を備ふべし、

第十二條

此約書取行ふ以前、雙方政府許允の沙汰を待に及ばざる故、日本慶應二年丙寅五月十九日、(西洋千八百六十六年第七月一日)より取行ふべし、

右約書を、政府允許の上は、雙方の全權、其段互に通達すべし、

右通達の書面は、雙方君主保證の代りとし、

此證據として、前文全權、此約書に名を記し、調印せり、日本慶應二年丙寅五月十三日、(西洋千八百六十六年第六月廿五日)江戸に於て雙方全權、各々其國語を以てこれを記せり、

この約書を通觀するに、減税の條を除きては、あつて我に不利あるものともいふべからず、殊に第九第十條のごときは、こゝに至りて初て鎖國の鎖を解きしものといふべく、これまで幕府當事者が物議

に沮せられ、敢て斷行し得ざりし者を、公然約書中に掲げて顧みざりしは、時機熟せしどはら、亦小栗が果敢にして斷ずる處あるによらずんばあらず、

小栗は、幕府の世臣にして、所謂旗下八萬の一なりき、短小精悍、事に臨んで踔厲風發、目中人なきの概あり、其勘定奉行たりし時、先例によりて國費の精算書を閣老參政列座の席に朗讀報告すべき時に當り「今これを朗讀すとも、閣下方にはこれを解せざるべし、上野かくてあらんには、ゆめ御爲あしくは、かり候はじ、しか觀念あらざるべし、」と放言せしは、その自任自信の篤きいかんを見るべし、されば人其才の用べきを知るといへども、亦これを忌むもの多く、加るに夙に開國の論を執りしを以て、世に容られず、屢々用られて屢々退き、貶黜せらるゝと數十次に及べり、漸くこの時に至りて任用せられ、少しく其抱負を實施するを得しも、既に幕府將に倒れんとするの兩三年前にありて、大に胸中の經綸を行ふを得ざりしは遺憾といふべし、されど其職にあるにあたりて、水野閣老を輔けて、多年の政弊を掃除し、財政を釐革し、守成の時に於て、建設の政を施さんとす、故に征長の事起るに方りて、此機を以て徳川氏の武威を張り、長州は勿論、われに不利を計れる薩藩をも殲し、勢に乗じて、各大藩を削弱して、大に強幹弱枝の容を施さんとの思念は、其方寸に蟠る所なりき、されば伏見の事敗れて、慶喜公の東下せらるゝに方りて、専ら兵を擧て王師に抗すべき

を主張せしも、用られざりければ、直に身を退きて其采邑に屏居し、天下の變を待んとを計りしは、予が澁澤成一郎(喜作)にきく所に徴して知るべし、其言に曰く「予が戰論を主張せしは、實に見る所ありて然りしなり、無謀の血氣にはやりしにはあらず、されど事既にこゝに至り、人心挫折して、機既に去れり、縱令東北諸藩連衡するあるも、主將既に順に歸せり、何事をかなし得べき、とはいへ事既に平ぐの後、強藩互に其權を争ひ、内必ず相軋して、以て邦内割據の勢をなすに至るとあるべし、其時こそ直に起て、主公を奉じて天下に徹し、以て中興を計らんとす、もししからず、天下太平に謳歌するに至らば、一頑民となりて没ん、とこれ其心事なりしに、その久しく財政を管せしを以て、その貯蓄の厚からんを疑ひ、土匪のこれを襲ふありしも、よく擊てこれを退けしが、かの土匪等は、官軍に頼てその志を遂げんとし、これを東山道總督の軍前に訴へて、その幕府の金銀兵械を私竊し、采邑に砦を構へて反を謀るとの趣を以てせしかば、遂に其手に囚はれ、空しく烏川の上に斬首せられたり、その平生操守尤も嚴にして、贈遺を斥け、一毫も私する所あらずりし、小栗上野介の家に遺財あるまじきを知らずして、却て誨盜の狀ありしは、是非なけれ、兎に角幕府の末、經費浩繁の際、一身財政を主りて、その窘迫を見ず、天晴蕭何の任を盡せしのみならず、陸海軍の皇張より、祿制官制の改革までも、多くは其經畫する所に出で、この積弱積貧の幕府をして、伏見

の一役まで、其命脈を保護せしめしは、實に小栗の力にありといふも、虚譽ならざるを知るべし。且こゝに附記すべきは、此約書の第十一條なり、これかの下の關價金三百萬弗の内を以て、これを建立すべきの内議ありしがごとく、又彼償金消清の上は、この燈臺の爲、通航の船舶より若干の税を課すべしとの豫約ありしと覺えぬ、然れども幕府の傾覆と共に、かゝる事もこれを紹繼するに道なく、今日の狀に成行しものなるべし。

◎巴里博覽會

慶應二年、幕府は征長の再興志のごとくならず、諸藩の非難と數度の敗戦とに、益々其威權を墮したりし上に、其年の七月、將軍大坂城にありて篤疾に罹られ、竟に二十日を以て薨御あり、うたゝ其力を失ふの狀ありといへども、一橋卿遺命を以て、宗家の相續ありて、將軍の職に任せられ、天下の大政を掌管せられたり、この君固より外交の重を知せられたるより、大に面目を改むる所あり、また世上の風潮も頓に昔日と相反し、さきに鎖國攘夷といへるをもて、幕府を窘めたるの徒も、今は逆に、開國講和の實あがらざるを以て、隱然幕府を困しましむるに及べり、幕府開港の初とて、固より中外人の親しく交を結ばんことを、阻隔せしにはあらざれども、當時鎖攘の説盛んに行はれて、外人とさへ視れば、暗殺誘殺の卑怯をも憚らず、一太刀試みんとするもの皆是なり、加

之時の士人、各腰に雙刀をたばさみ居たり、濫に公使等に接見せしめば、いかなる變事を生ぜんもはかりがたし、されば門戸の警衛よりして、諸事嚴重に過ぎ、自然交通を阻隔せし狀を呈せしは、已を得ざるものなりし、然るにこゝにいたりては、學術上其他の事にて、諸藩の士のみならず、其藩主までも、外人に接し親しく交はらんことを欲するものあるも、餘弊いまだ革るに及ばず、何かと煩雜の手續を要するがごときことありしも少からざりき、されば外人は、これを以て幕府を責むるに至しかば、その爲に促されて、また益々外交上の事には其意を注ぐに及び、今は萬國の交際場裏に押出して、共に與に周旋すべしとの決意を有せしがごとし、而して恰も佛國巴里に於て、萬國大博覽會來る千八百六十七年を以て開設あるべしとの事に會せり、即ち來る我慶應の三年なり、而してかの政府より、我國の參同を照會し來れり、こゝに於て幕府は、日本國の名を以てこれに參せんことを望み、駐在公使レオンロセスに謀り、これが經書をなせり、蓋しロセスが勸誘するに原因せしものごとし、この議決するや、時またかの製鐵所建設の爲に理事官として出使せし柴田日向守、猶巴里にありしを以て、これに命じて、其事を佛蘭西政府に申込しめ、其準備をなさしめたり

これよりさき、薩藩には、生麥の一案結局の際、時の英國代理公使と相約する所あり、爾來頻に款を通じ、既に其家老某を派して、英國に至らしめ、又留學の少年を送り、序を以て佛蘭西に至りし

は、恰も我理事官柴田日向守がその都に滞在せる時なりき、福地源一郎の懷往談に記する所あり曰く、

此時佛國にては、(千八百六十七年)を期して、大博覽會を開くの舉あり、幕府は其照會に應じて、是に參同出品するの豫定なりしかば、柴田は兼て此事をも預り聞たり、茲に巴里にモンブラン伯爵といへる貴族あり、此人功名心の深き性にて、頗に日本に關係して榮譽を博さんとおもひ、(モンブラン伯爵は、曾て日本に來りし事あり、其時僱仕せし齋藤謙次郎といへる少年書生を拉て本國にかへりたり、予が池田筑後守に隨て、さきに巴里にありし時も、その招待を受け、使節の許を得て其晩餐に赴きたりしに、其給仕としては、かの謙次郎の頭髪既に摘剪せしをも、態と假髻を作らしめ、羽織袴を着せしめ、外に南洋の蠻人には、赭色の裸体に、紋布の腰巻をなさしめて、二人を以て其座に周旋せしめたり、勿論外に洋人の客はなく、たゞ通辯のブレッキマンのみなりしが、それにて平日の態もおもひやるべし、かれ實に一の立異矜奇の特癖あるものなりしなり)、柴田に交を通じて、稍々其意を洩したるに、其評判の餘り上等社會によろしからざる所より、かゝる人には關係する事を止られよといへる忠告を受たりければ、柴田も悟る所ありしが、敬して遠くる様の交際をなしたり、モンブラン伯爵は、是に不満を懷き、然らんに我もまたなすべき所

ありとて、他方に眼を注ぎ初めたり、時に薩州より某々といへる藩士數名佛國に來れり、(自注これよりさき、薩州または長州より藩士等數名、いづれも幕府の許可を経ずして、英佛兩國に來り、現に某處々に滯留せりとの報道を得たり、依て其人々を召喚して、事情をも尋ね、又その取締をもなすべし、然らざれば幕府が日本政府たるの實を欠べし、と柴田に論じられたれど、柴田は愍に此人々を召喚しては、藪を突て蛇を出すの恐あるべしとて、これを不問に置き、知らぬ顔して打過たれば、隨行員は敢て此人々を訪問する事も出來ざりき、)

モンブラン伯爵は此藩士に交通して自ら其特別委員と名乗り、薩州侯は日本政府の下に立る大諸侯にして、兼て、琉球王たり、薩州侯としては、幕府命令の下に立とも、琉球王としては、獨立の君主なり、依て薩州侯は、琉球王として今度の大博覽會に參同せんが爲に、其重臣を佛帝の下に差出し、其事の承諾を乞ふなり、此事更に日本政府に干係なし、といふ書面を大博覽會總裁へ出し、薩州侯兼琉球王の徽章を造り、大に其事を巴里の諸新聞に揚言したり、斯かる狀況に至る上は、最早捨て置くべきにあらず、速に新聞紙上に於て其事の非なるを辯明し、また琉球王國は、日本の版圖内にして、薩州侯また決して琉球王にもあらず、琉球また決して獨立國にあらずれば、私の具稟は、采聽あるべからざることを、佛國外務卿に豫告し置かれよ、と談たれども、柴

田は聽入れずして、彼方より問合れば、其時こそ左様には答ふべけれど、同じく不問に附し去りたり。(下略)

かくのごとく此柴田が干渉を避けて、傍觀厭過せしが爲に、終に一大難事を惹起すに至るべしとは、柴田も豫想し得ざる所なりしなるべし。

扱幕府には、前にもいへることく、其外交の方針を一變し、萬國交際場裏に馳驅せんとの意向あるを以て、先英佛兩國に駐劄すべき公使を選任されたりしは、二年九月の廿七日にして、英國へは外國奉行合原左衛門尉、佛國へは同淺野美作守、(元伊賀守)と定められたりしが、(英國公使は、後に塚原但馬守に命ぜられたるも、未だ任に赴くに及ずしてやみぬ)後また改めて佛國駐劄公使には外國奉行向山隼人正(今黃村)を命ぜられたり、向山は、名を榮五郎といふ昌平學校にありて英才を以て目せられ、後に歴任して外國奉行支配組頭となり、特に擢られて目付に任じ、開老小笠原圖書頭の文久三年の上京に隨從して、其帷幄に參せしを以て、同じく隨員を蒙りしが、後また再び起用せられて原任に復し、かの條約勅許の際同じく小笠原開老に隨ひて盡力し、今また此重任に膺るに至れり、而して向山は予を荐て組頭とし、公使館書記官として其の任に從はしめたり、然るに予の慮淺く才疎に、一時緊急促進の事情に迫られて、斷然不動の勇なく、一大錯を鑄成するものと見做さるゝに至

り、此知已なる長官をも累して更迭の沙汰あるまでにいたらしめしは、今に至るまで追恨措くこと能はざるものなり、そは自らいふも慙愧に堪へざれば、下文に向山が辯解書を抄載して其事情を示すべし。

かくて公使の任命も定めり、博覽會に參して出品すべしとの議も決せり、この機を以て、幕府は此國の實際主權の存する所なるを公示して、其祖宗以來の基業を固くせんとの方畧をめぐらし、將軍の令弟、徳川民部大輔照武を以つて、清水家の相續とし、これを日本大君の名代として、先博覽會儀に參せしめ、現に各國帝王と親しく交を結び、締約各國をも巡聘せしめらるべしとのことを以て、十二月廿日を以て、其沙汰を行れたり、これ蓋し佛國公使ロセスが内々にすゝめまをせしものと知らる、而してその猶幼年におはせしを以て、目付、山高石見守(今信離)を以て、これが傳に任ぜられ、且本官を以て公使職務を監すべきを命ぜられたり。

翌慶應三年正月十二日、民部公子は、公使向山隼人正と共に佛國郵船に駕して出帆あり、隨行の外、佛蘭西在長崎の岡士マニロー、職事を帯び歸國の次を以て、往路船中並上陸等の用辨を達すべきを命ぜられ、又英國公使館の通辨、アレキサンドルフォンシーホルトも、歸省の便を以て、同じく公子に陪隨して、通辨其他の事をも辨すべしとの命を受けたり、公子の斯行は、實に大君の地位を西洋

諸國に顯揚すべきの舉なれば往路着船上陸の場所々々、其の接待振等は殊に注意を要し、体面を傷けざるやうはからふべしとは、別段に訓令を奉ずる所なれば、差向香港着の折、祝砲の手續等は、最懸念する所なり、(これ英國にては、既に幕府を以て日本統治の權あるものと認めず、たゞ諸侯中較大なる者とするの説あればなり、)されば郵船の着するや否、先シーボルトに上陸せしめて、彼方待遇の如何を探らしめしに、いかにも相當の禮を盡すまじき狀あるを以て、公子の事は別段公の披露をなさず、上陸總督の面會等、皆向山公使其一行の者にといめたりしが、柴根は佛國の藩屬なれば、廿一發の祝砲をはじめ、其他の禮遇、此方の意を満たすに足りなき、しかして三月の初、佛國マルセイユ港に到着あり、こゝには柴田日向守が理事官として佛國に派遣せられし際に、日本コンシユルゼネラルとして、我用達を命じたりし、フロリハラルドをはじめ、博覽會の事につき先發せし外國局の屬僚數人來迎あり、其第一に訴ふる處をきくに、薩州藩の者琉球國王の使節と稱して、巴里にあり、博覽會にも琉球國產物陳列場の一區を借受け、これには琉球國王の名を標し、丸に十字の國旗を掲げ、既に去る開場の日にも、其者共は琉球國王の使節として式場に列れり、此事頗る國體に關する所あり、かの幕府にして日本の政府たらんには、不問に附すべきものならじとの事なりき、はじめ年度の博覽會に、我國にも參同すべしとの議決するや、國內に布令して、これが出品

をなさんと欲するものは届出べしと告げたりしは、二年の四月中なり、而して薩州藩は、其在江戸邸吏を以つて、幕府にこれが出品をなすべきを報上せり、幕府は佛國人パロンレヒツプを以つて、日本出品取扱の委員長に命じ、彼地にありて物品の取扱を托し、又此地より輸送其外を取計はしむべしとて、前にいへるフロリハラルドの手代シベリオンを我國に來らしめて其事に幹せしめ、並に漁船イーストルンクインをやとふて、これが輸送をなさんとす、されば其物品の目錄、及び重量面積等を預知せざるを得ざるを以て、數々薩藩の邸吏を召てこれを促したりしも、遠路未だその目錄を得ざる旨を報じ、將物品は近に就きて長崎港より輸出すべしといひ出、其箇數は概ね五百箱にも及ぶべしと告げたり、然るにかの備漚船が長崎に寄港せし際、同所にある佛蘭西コンシユルゼネラルは薩藩士の囑に應じて、その荷物五百〇六箱の内、二百五十箇をこの船に分載し、餘は英人ガラウアの手にて輸出したりとは薩藩よりは報ずる所なかりしもかのコンシユルゼネラルより長崎奉行に報じたり、其船の江戸灣に回漕せし際、シベリオンは其荷物に琉球の符號あるを見出し、これを報知せしこともありしとき、されど琉球は原より薩藩の附屬たりとは幕府にても兼て認る所なれば、これを怪しむ所もあらざりし、なれども其荷物の事につき、委員長に豫告すべき目錄を得ること能はざりしには、頗る迷惑せりとす、これ全く日本政府の手を離れ、琉球國王として獨立して出品

す、下心なりしとは計り及ばざりしなり、向山公使はこれに驚き、捨置べきにあらず、巴里到着の上は直に其事の談判に及ぶべしとの事なりしが、其七日に巴里に着し、公使到着の報告と共に外務執政への面接等、通常の儀禮未だ了らざるに、その十五日、琉球王國の博覽會委員長との頭銜を記せる佛國人、コムトモンブラン、公使の旅館に來り、面謁を請へり、折柄公使不在なりしを以て、翌日を期し迎接せり、其時には彼のフロリヘラルドにも立合しめたり、公使はモンブラン役名の事より詰問ありて、暗氣頗る厲なりしが、モンブランも猶抗論して服せず、竟にこの儘にて立別れぬ、フロリヘラルドは其傍に在りて、一言をも發せず、彼れ歸去の後僅に口を開きて、今日に及びては、彼に一着の先を輸したり、佛國政府に向て談判すともいかにあらんなどいひて歸去せしが、直に書を送りて明十七日博覽會場の事につき、レセツプ方に會議あるべし、自分は日曜日なれば出席せざるにつき、公使附屬書記官にても遣はさるべしといひ越したれば、公使は手に其の會に參すべきを命ぜられたり、これ前にいひし予が失事の一にして、委曲は次の辯解書にて明かなるべし、

琉球諸島王と偽稱いたし、博覽會に品物差出、政府に抵抗せんと仕組候もの、名代取扱人(即ちモンブラン)と、使節一行のもの、内一人(即ち予)と申談、私に其號を定候との風説有之、右は全

く風説迄に候は、屹度の御沙汰は無之間、其心得を以て、委細の辯解可仕旨被仰渡、奉得其意候、右國王の名義、私に議定仕候との儀は、全く風説のみに候得共、薩摩より差出候産物の儀に付、摺額認方等談判仕候次第、自然右様に御聞込相成候事と被奉存候に付、其節此方の模様、委曲の事情有体に左に陳述仕候間、右にて御諒知被下置候様仕度奉存候、一体、私共巴里到着最初、未だ外國事務執政にも面會相濟不申内、當三月十六日、御國御用取扱候フロリヘラルドより文通有之、明十七日、御國博覽會の儀御委任相成候パロンセツプ方にて、右會の儀に付會議有之候得共、日曜日に付、自分は不相越、使節一行の内にて書記官にても御差出可然旨申越候間、支配組頭田邊太一に、通辯山内文治郎(今勝明)差添差遣候處、主人レセツプの外、外國局の役人、博覽會の儀取扱居候ドナと申者、並に兼て琉球諸島王の委任(原註、コムミセルゼテラル、即日本にてレセツプに被命候と同仁に候、)と、名乗居候、コムトモンブラン、松平修理大夫家來兩人集會致居、(原註、本文家來は、岩下佐次右衛門と申者にて、太一入席の節は、殊の外鄭重に挨拶いたし、民部太輔殿當地御着の儀も、風聞にて承り候得共、不案内の土地、御旅館も不相分、御機嫌をも伺不申、御詫申上候杯申出候、就て太一より博覽會の儀に付ては、御觸の趣も有之、其國産出品の事、江戸表留守居より申出も有之、其邊は如何心得候哉相糾候處、遠隔の事にて、朕

とは承知不致、兎に角右一條は主人よりモンブランに委任候事に付同人より聞取候様有之度、自分共は此席に列座候とも言語も了解不致迷惑候様申、會議中、佐次右衛門丈けは、竟に中座にて退去いたし候、)モンブランよりは、昨日全權使節と談懸の一條、此席にて談決可仕旨申聞候に付、(原註、此儀、當十五日モンブラン事旅宿へ相越、面會申入候處、私不在中に付、此より挨拶に及旨申答、翌十六日フロリヘラルド爲立會、同人へ而會候處、琉球諸島王より委任を受、博覽會事務取扱候間、日本大君政府全權と、委任の證照合の上、談判致度様、不取留義申立候間、程能説破いたし、差かへし候事に候、)琉球諸島王と申立候とも、先日本琉球との干係相糾候上に無之而は、談判は致兼候事につき

其儀もレセツプには如何心得候哉、と太一よりモンブランは差置、先レセツプに申談候處、兩國干係等の事は、政事上の儀にて、博覽會に係り候事に無之、此會の趣意にては、何れの國土にて、何れの人民にても、品物差出候事望に候者へは、爲差出候迄の事にて、其邊の頓着は無之筋に有之、モンブラン申條通、御聞届にて可然とて、取合不申、いづれもモンブランを庇護候様子相見候爲、前文ドナと申ものは外國局役人と承り候上は、全く政治上に關係不仕とは難申と存、右のものを別席に延き、太一より御國琉球との事跡、即島津家先代幕命を以て征服いたし、爾後

同家の附庸として參觀いたし居候次第、荒増話し聞け、且既に琉球國王と相唱候に至り候は、取も不直、日本部内に新に獨立の一邦相立、日本と比肩並立候て、萬國に交際候筋に相當可申、此程都見格國內にて、新に一獨立國出來候事も有之、佛國政府にては、琉球を以て、右同様に認居候事有之候哉承り度旨、申談候處、新規獨立の事は、爲に條約も御座候事にて、琉球島の儀は左様に心得不申旨、相答候間、さ候には、琉球は即薩摩の分内にて、日本の一部に有之、別に琉球と唱可申筋は有之間敷、事實の如く薩摩と相唱、日本の部内に、産物陳列候事相當可有之、申聞候處、了解いたし候様子にて、元席へ立戻り、レセツプに向ひ、多時相談仕候處、モンブランには餘程憤怒の氣色相見候得共、論争仕兼候哉、レセツプにも庇護いたし兼候事と相見候、申談候通り可致旨申聞候、さ候得ば此迄博覽會場中摺額に、琉球と相記有之候分は悉く相削り、博覽會目錄中、琉球諸島王と相記し、サマセステイの尊號御座候分も相改め、爾後右出品には、薩摩と相記し、尤別區に陳列の事は差支無之候得共、(原註、此儀、先年薩摩藩士當國に相越居候節、博覽會場にて、既に一區の地を借有致し居、此度御國より出品の儀被仰入、右委任レセツプへ被命候以前に有之、右故夫迄御國にて借入候地に取纏めさせ候様には相成兼候事に候、)其上に日本と特書いたし、只今迄建有之候丸の中十字の旗章に引かへ、日の丸御旗爲引揚候様申談、レ

セツプ、ドナ兩人とも引受取計可申旨申聞候、(原注、此儀、私共當地到着早々博覽會の模様爲承合候處、場所掲額、東洋關係の區内には、阨日多、塔尼素、暹羅、支那、交趾、琉球、と大書致し有之、却て日本と申字は更に無之、且品物目錄中にも琉球諸島王、松平修理大夫源茂久と認有之サマゼステイの尊號をも冠らせ有之候て、此方より御差出可相成品物に付而は、何の記載も無之、且四月一日、開場の式席にも、前文岩下佐次右衛門事、琉球諸島王大使(原注、ムムパスサドール、國王の名代たるべき頭等の使節に有之候、)の名義を以て參列いたし候由、畢竟御手後れより生候不都合にも可有之候得共、さ候而はレセツプに折角御委任御座候詮も無之、却てモンブランと朋友の私情より、其事を左右致候哉にも被疑申候、)乍然、席上の談話のみにては爾後の證に不相成候間、儘成書而爲取替置度旨、レセツプ申出、且申聞候には、自分事、日本政府より博覽會の御委任御座候上は、御國にて御出品の儀は、一々自分手を經可申筋に有之候、然に薩摩産物に限り、最初より其手を經不申、勿論其事に付政府より御沙汰も候得共、喉をいたし候目錄も未落手不致候間、跡より輸送可相成哉杯存居候位の儀に有之、却てモンブラン方にては、琉球諸島王の名義を以て萬事取計、場内地所受取方、其外の談判共、日本政府より被差遣候使節當地在留の眼前にて、無憚爲相濟、何の故障も不被申出、其姿にて相濟候事、(原注、此儀、

先年柴田日向守製鐵所機械御買上御用にて、佛國へ相越候折柄、修理太夫家來、新納刑部と申者、當地へ相越居、其節博覽會の談判等いたし候事に有之候哉に承り及申候、(其節、自分には御國政府より博覽會出品の取扱被命候得共、右に付柴田より談じも不承候間、右にて宜敷事と心得罷在候處、只今御談の趣にて、委細了解仕候間、引受取計可申心得には候得共、最初より別手に取扱候事故、自分の權無之間、今日席上御談の趣に基き、證書爲取替、儘に根據相座えは、モンブラン儀、自儘の振舞は爲致間敷との趣に候間、然ば右證書案認め可申旨、太一より申談、ドナ執筆相認太一へ相示し候處、政府御出品の上には、日本と特書いたし、御國旗掲げ、其下に征夷大將軍云々御職名相配し、クワントウタイシユのグウエルマン、(原注、政府と譯し來り申候、)と相配し、薩摩品物の上には、同様日本と配し、サツマタイシユのグウエルマンと相認、將右文案中、御國旗の事、ミカドの旗下云々と有之、關東太守の御唱號は、素より有之間敷筋、且ミカドの旗下と申候上は、薩摩と同等比肩の者と相見え、日本の主權御掌握被爲在候事とは相見え不都合の段は極口説破いたし、條約面に基き、日本大君政府と記し可申旨申談、右にて押据候得共、薩摩太守のグーウエルマンと配候一段に到り、其名義不都合に付、只太守とのみ認可申旨申聞候得共、モンブラン事何分承服不致、(原注、此儀、モンブランよりレセツプに論談候趣、通辯

の者傍聴候處にては、薩摩太守は、農にも工商にも無之間、自分出品可致様無之、即其國産を取
集め差出候者に候上は、其政廳よりの出品と記候方、當然と主張いたし候様に承り候由に御座
候。

談判も此迄にいたし、今日席上の相談は取消可申と申出候間、此方にも左様相心得委細歸館の上
全權へ申立可申旨申答、引分れ立歸り可申積にて、太一も其座を離れ候處、レセツフ、ドナ兩人に
て達て引留、今日の御談にて、琉球島王の稱呼も相刪り、一同に日本の國旗を掲げ、且日本どの
文字も掲候事迄談判漸く相詰り、たゞ此二語の刪不刪にて不相纏候得ば、博覽會場面は、此迄の
姿に差置候より外、兩人も處分無之、一体明日は、國帝會場巡視も可有之に付、御都合相計、日
曜日をも不論、今日の會議相催候位の處、右様の次第にては、有形の儘、琉球の文字も、琉球の
旗章もさし置、夫にて國帝の一覽を被經候御心得に候哉、尤も右は日本政府の御都合次第、佛國
人より彼是申上候儀には無之候得共、枉てモンブラン申條丈け承諾は叶中間敷哉と申聞、何分此
方申條通り相纏り可申様子に無之爲、太一事も無據決心仕、且事實グーウエルマンと申文字も、
差して御不都合にも有之間敷と心得候間、然らば右改正候證書を以て、承諾の記名可致旨相答候、
(原注、此儀、佛語にてグーウエルマンと申候は、一体土地の支配の役所と申候義にて、縱令はフ

ランスのグーウエルマン、英吉利のグーウエルマンと唱候はば、勿論其國君の政府に有之候得共、
香港のグーウエルマン、加那太のグーウエルマンと唱候へば其土地々々の政廳と申儀に相成、其
所用に依り輕重御座候趣に心得候に付、薩摩産物の上、日本と特書いたし、御國旗も爲引揚、其
下に云々と相記候上は、獨立の姿には相當り中間敷、其上政府出品の分には、日本大君と特書い
たし、右大君の御稱號は、各國御條約面にも著しく、誰人も承知可能在候儀に付き、衆人矚目の
處にて、同列比肩のものとも見受け申間敷旁、不得已場合に迫り承諾候旨、太一申聞候、乍然、
右グーウエルマンの文字、畢竟兩意に相渡り候間、モンブラン方にては、右文字刪去の事、強て
不服を申立、夫より右に附會いたし、剩へ大君太守と申も同義杯との説、新聞紙に記載、傳播爲
致候事に相成候、(當時予の見る所は、ルダム、とフィガロの兩新紙なりし、殊にフィガロにては、
其ロレセツフ方にて晚餐の饗宴ありしにより、遠東の僉夫、佛國釀造シヤパンの醇味に酔ひ、お
のれの掌る所をも忘れては、此迄の化の皮を露し、かゝる調印をなせしならんと筆を放て嘲罵せ
り、當時その正誤辨解の爲ラフランス新聞社へ投書せしも、これを掲載せず、是れ又恐くはモン
ブランがその故障をなせし爲なるべし。)御聞込の趣は、全く右等よりの儀と存候、且修理太夫而
已にも無之、追々松平肥前守よりも産物差出可申、且現に商人共の出品も有之。(吉田六左衛門、

清水卯三郎。右等も盡く出品陳列の上に標識の振合は、薩摩産物同様に可爲致旨をも談置候。(原注、此儀、薩摩産物而已、右様の標識相掲候而他の出品は別段目立候程に無之節は、自然大政府と對峙候姿に相見え可申に付、商人共迄右様に看版爲相打、家々紋印等爲記候は、御体裁相繕候儀と心得、申談候趣に候。)右にて記名仕、猶此一事に付而は、博覽會のみとも難申、自然政事上に干係仕候事に付、何れ公使より外國事務執政へ懸合候義も可有之旨、申殘し置、漸く當日夜五ツ時過歸館仕候而、前文の次第逐一私へ申聞、且グウェルマンの文字は、明日見分の間に合せ候心得より、不得已次第と存、承諾の記名仕候事には候得共、何分心障に被存候間、猶此上評議を被盡、右談判不宜との事に候は、詰り附屬一士官の越度として、再應の御懸合出來不申義にも有之間敷と存候旨、太一より申立候、云々、(下略)。

當時の事實、實にかくのごとくなりしなり、然るに上にもいへることく、此度の擧は、幕府の主權を固めんこと、其大主義たりしに、いかでかゝる事を見逃すべき、予は忽ち歸朝の命を蒙り、將に罪を正されんとし、又特に栗本安藝守を以て、留學生を率ひて巴里に來らしめ、又向山公使と議する所あらしめんとせり、其初命は、かくのごとくなりといへども、其實はこれに代らしめんとせしものなり、されば幾もなく向山も亦歸朝して、栗本代りて公使たるに至れり、栗本は、爾時の情を

記し、向山の其僚屬の言を偏聽して、佛國人との折合よろしからざりし、といひしは、蓋し其微罪を擧たるものにして、其實は彼にありて此に在らざるがごとし、而して其佛國人との折合よろしからざりし事は、また其由なきにあらざりし、

初め佛國マニスウツト派の宣教師、メルメットカンヨンは、久しく我國に在り、我言語にも通じ、我事情をも諳ざるを以て、公使ロセスの我國に來るや、直に擧て通譯の任に膺らしめ、又兼て書記官の職務をも勤めしめ、國事上談判の事、其中間にありて、大に盡力する所あり、且佛語學校を開、幕府人士の子弟其他を教育するも、最其力を致せり、されば此度の事も、公子に隨陪して、萬其周旋をなすべきあらましなりしが、所用ありて公子出發の際、これに隨行するの期に後くれたるによりて、かのマニレーをして途上の世話をなさしむるにいたれり、されど公子が國帝謁見の時までには、カンヨンも巴里に來り、其儀式に參し、通辯の職をつとめて、此はれの場所に、己が名譽を施さんとは、其下心なりし、然るに其數日をおくれしのみにて、恰も謁見の二日前に巴里に來着せしにも拘らず、向山公使は、謁見の節、隨行の員を定め、これをかの外務大臣に通牒するに、隨行の一員、保科俊太郎を以て通辯の役を執らしめんことを以てせり、さればカンヨンは、自から外務局にいたり、己の其任にあたらんことを請ふにいたり、外務局よりも、其内意を公使に通ずるに及べ

り、而してカシヨンは手に面して、其所以を詰問せり、予はこれに答へて、保科は既に子が教育を受たる人物なり、然るに今佛國の語に熟して、此盛儀に參し、通辯をもなすべきに到りしは、子が教ふる所の如何を示すにたるべきものにして、子の榮譽に於ては、自から其場に參せんにまさる事幾倍なるべし、公使の此儀にあつて子を用ひざるは其故を以てのみ、さる不平のあるべしとは意外なりとて、これを斥けたり、然るにこゝに一の不都合を生ぜり、そはかのシーボルトが此儀に參して、謁を賜るべしとの事なりき、これ我方より請求せしにはあらざれども、かの父は、東洋學者を以て、歐洲に名を得て、隨て佛國帝にも親しく、(鎖港談判使節の條參觀)又其知己も多かりしなるべし、されば我等が知らざる間に、其筋に周旋して、此榮譽ある席に出づるの階梯を得しにや、又は現に我國にある英國公使館の隨員の一人れば、邦交上かれこれを省くに遠慮せし所ありしかは知ざれども、外務大臣より通牒上、明に其名を載せて引見あるべし、と告げられたり、前にいへる如く、公子一行の國を發する時は、シーボルトは、かのシュレイと共に、途上周旋のことを囑せられたるに、シーボルトは、我が言語にも諳熟し且年尙少なるを以て、公子をはじめ其以下のものも、自から交り親しく、用ひらるゝ所も多く、シュレイは殆どあるもなきがごとくなるさまなりしかば、媚妬の餘、深く我等がシーボルトを偏信するものとおもひ、カシヨンにその事を訴へ、カシヨ

ンも安からずおもひ居たる折から、又かゝることさへ生じたれば、カシヨンの激する事益々甚しく、其夜は十二時頃まで、予が室を去らず、かにかくと論じて已まざりき、されば公使は終に議を更めて、謁見の當日公子の口上をば保科これを通じ、佛帝の答勅はカシヨンこれを通ずることとして此儀式を了りたり、これよりして予との間も何となく平なる能はず、公使をはじめ一行のものとも親しく往來することもなく打過ぎたりしが、此不平は必ず我國駐在公使に訴ふる所なきにあらざるべし、將又公子には、博覽會事終るの後は、こゝに留學あるべしとの事にて、教育の事は、將軍より親しく佛帝へ頼み入られたることとして、陸軍中佐ウイレットを撰みて、其の任にあたらしめられたれば、ウイレットは、己の知る所の士ボツシニアをすゝめて公子佛語の師とせしが、引違ひて、閣老より、カシヨンを以て、公子の師、並に國事談判の通辯に用ゆべきを令せられ、且シーボルトの備を解くべきの訓ありたれども、事既に後れたれば、たゞ通辯の用にのみ充つべきを上申し、且シーボルトは固より途上の用を辨せしめたるのみにして、今は既にその備を解き、本國獨逸に歸りしよしをも報せり、されど此下令あるに及びしにて、當時如何にかのカシヨンが我等の所爲に憤を含み、又ロセスが如何に我等に不平ありしやは知るべし、扱民部公子謁見の式するや、佛帝には、皇室の宴會夜會等には、いつも招待あり、自からその太子

と公子を左右の手に提て、來會の各國帝王皇族等にも紹介せらるゝほどなりしかば、かの博覽會場の云々より、誹謗を肆にせし新聞の噂も、いつしか烟散して、日本公子の名世に噴々稱道せられ、尊崇せらるゝに及び、かの此舉を以て幕府の基業を固めんとの政略は、その欲する所を達せしものごとく而して、かの琉球王國の大使は、博覽會の未だ果てざるに、其蹤跡を知ものさへなくなりたり、(時に風説せる所にては、負債漸く嵩み、加るに注文の武器等追々成るに及び、その代價の仕拂方にも差支ふるに至りしかば、其蹤をくらましたるものなりと、既にその王國の勳章を帶、これがゼーテラルと稱せし佛人、オゴットは親から我公使館に來りて、日本に用られんことを請ひしことさへありき、後に聞ところにては、其事の爲なりしや、否は知らざれども、モンブランは再び自ら日本に來り、鹿兒島に至りしに、通辯として携へたる齋藤謙次郎は其地に暗殺せられ、其志を得ざりしが、維新の初に當りて、朝命に依りてコンシエルゼテラルに任ぜられ、かのフロリヘラルドと代り、所謂琉球王國云々はこゝに全く消滅せしと、されど、事既にかくの如くなるに至りては、交際上自から夫相應の準備なかる可らず、故に巴里の公園ポアデブロッグの傍に邸を構てよりは、猶更成丈は費を省くといへども、公式の禮事をはじめ、門者侍者皆それらの服を着せしむなんと、其他の事に到るまで、彼中佐ウイレットの沙汰として、萬般華美を盡して、其威嚴を保つだけの用

意をどゝのふに到りて、經費上匱を告げざるを得ざるに及べり、公子は博覽會開場の後は、將軍の名代として各國を應聘せらるべきは、出發の時既に其命あり、また各國政府にも、公に通牒ありしことなれば、今更中沮し能はず、且其事を果てたらんには、巴里に留學あるべきあらましなれば、早く其公事を終へて、専心學業に従事あらんこと、一日も猶豫すべきならず、さりとて本國よりの資送を待つには、いつを期すべきとて、公使をはじめ首を疾しめたりき、一体公子の出發の際には、小栗上野介より内談あり、上海なる佛國マサチュエリー會社長クレイと議する所ありて、六百萬弗の外債を巴里に起さんとする、されば公子の雜費は、給をこれに与るべしとのことなりし、クレイが巴里に來るに及びて、これを問へば、勿論其相談を受けて、其筋々々に照會して、必成を期したれど俄にして其約を解かるゝに及びたれば、今は奈何とも爲しがたしとの事なりし、(勝安房伯が、其所著の開國起原に自叙して曰く、余一昨年十一月罷を得て閉居せしが、此五月(慶應二年)、突然閣老奉書を以て登城すべきの命あり、閣老達して云、大坂より上命あり、速に上坂すべきなりと、予唯々謹で其旨を奉ず、(中略)、小栗上野介其他二名、予を引て別室に到り、窃に議し云、君今坂地より降命あり、必樞要の議に預らむ、知るがごとく方今危急の際なり、政府佛蘭西に托して、金幣若干、軍艦幾隻を求む、到着次第、一時に長を追討すべく、薩も亦時宜に應じこれを討たん、然して後邦内

にまた口を容るゝの大諸侯なし、更に其勢に乗じて、悉く諸侯を削小し、郡縣の制に馴致せしめんとす、是最秘密の議、既に大凡決せり、君定て同意を表するならん、若然らば猶上坂して説く所あるべきなり、と予論争徒に時日を消するの益なきを察し、口を不開、唯これをきくのみ、後大坂に至り、閣老板倉伊賀守に謁す、且關東の商議如何を問はる、予謹で答云、郡縣の儀は、萬國交際起るに當て當然の儀なるべし、今我徳川氏邦家萬世の爲に、諸侯を削小し、自から政權を持して天下に號令せんとするは、大に不可なるべし、眞に邦家の御爲を以て、此大事業をなさんと欲せば、先づ自から倒れ、自ら削小して顧みず、賢を選み能を擧げ、誠心誠意天下に愧ぢざるの位地に立ち、然後成すべきなり、此心神明に恥ぢず、此心泉下の祖靈に愧ぢず、信じて疑はざる時は、焉う區々薩長を悪まんや、かくのごとくならば、臣不肖といへども事にこゝに従はん、有司輩の説くところ甚だ不可然、また決して成すべからざるの空議、將天下の怨を受け、其災害の至る所不可知也、希くは此議上聽に達せよ、臣從此譴責を蒙り死を賜ふも、敢て辭せざる所なり、と叩席論破數刻、云々、とあり、これ、蓋し此外債の議の中沮せし所以なるべし、

こゝに於て、公子應聘の費共出づる所を失ひ、いかにすべしとの事なりしかば、予は議を獻じて曰く、公子は日本大君の令弟たり、その費用として逆爲替を取組まんに、いづれの銀行なりとも、引

受けざるの理あらじ、佛蘭西にては、此まで種々の事情ありて、いひ出すに妙ならざる所なきにあらずといへども、英の東洋銀行、荷蘭の貿易商會に計らば、決してこれが供給をいなむべからずとて、自から奮て二國に赴き、その事を辨せんことを請へり、公使はこれを容れて、兎に角其様子を探らしめんとて、當時英國にある留學生の頭取、川路太郎、中村敬輔、及び荷蘭の内田恒次郎（英國に留學の少年を送りしは、慶應二年の初にあり、荷蘭は前に述ぶごとし）に、予より書を發してその事を問合さしめしに、東洋銀行にては、五千ポント、貿易商會にては、五萬弗を供すべきの旨を得たり、こゝに於て予は故らに其地に赴くにも及ばずして、巴里にて金子受取の手續をなし、こゝにこの費に當つべきの金額を得たり、然れば公子巡聘のことは順に決し、先白耳義荷蘭を初として、瑞西より伊太利に及び、各々その君主頭領の引接を受けて、尊崇禮遇溢からざりき、しかるに英國にいたりては、香港にての振合もあれば、みだりにこれに赴きて、意外の辱を受けんも計りがたし、されば先各國を廻歴し、至る所に尊崇を受けたる上は、英國とても流石にこれと異なる待遇をなし得まじとて、最後に同國に赴かるべき豫定なりし、然るに伊太利にあるにあたりて、其都府に駐在せる英國公使よりして、此途次英領マルタ島の堡砦一見ありたし、然らんには該島の都督に照會して、軍艦を派して迎送せしむべし、と申入れたり、香港新嘉埠等、東洋にある英國の藩屬地にての待遇

は、公子の親ら歴しところにはあらざるも、其充分なるまじきはたしかに見る所あり、されど歐洲中にての状はいかゝあるべきやは、未だ試みざる所なり、これこそ英本國にての待遇如何を卜すべき好機なりと見てければ、時に隨從せし山高石見守は英國公使に對して、先其待遇の如何を問試たるに、かれはまた無頓着に、無論各國君主の令弟を迎接すべき禮を用ひんことを約したれば、即その請を容れて、英國軍艦の迎を受けてマルタに赴かれ、其地にて特異の待遇を受け、一夜を都督の邸に過して、再び英國の軍艦に送られて、伊太利に歸着あり、されば此機を失はずして、英國を訪はるべしとの議定りて、伊太利より巴里に歸着ありて、直に英國に赴かれぬ。

英國にては、女皇たましくウインドンル城に、暑を避け給へる折柄なりければ、正殿に於て迎接せらるゝ所あらざりしも、極て尊崇の禮遇ありて、巴里にありしとき、太子の交際ありし事どもいひ出でられ、特に公子の年少におはせしを以て、いたく親愛の情を呈せられき、されど向山公使が龍動にありて、時の外務大臣スタンレイに接して、我國駐劄の公使パークスが我大君に對せし尊稱のことにつきて問ふところありしも、要領を得る能はざりき、次に抄せる當時對話筆記に見て知るべし。
(此方)此程、我大君襲職の初、各國在留の公使に謁を賜られ候節、各國公使は、皆マゼステイの尊稱を用ひ候處、其公使パークス氏には、獨りハイチスの稱號を被用候、右はマゼステイよりは

一階下の稱號と、此方にては被心得候、右は全くパークス氏一己の了見にて、右様被稱候事にや、又は本國よりの差圖有之候事にや、既に最前條約取結候節も、其約文の初に於て、雙方共マゼステイの尊稱相用ひ有之、對等の禮を用有之候處、右様の次第は如何にも訝敷被存候に付、御面會の序を以、御尋可申旨、本國政府より被命候、

(彼方)右は、固より此方より差圖におよび候事には無之、乍然パークス於て、ハイチスの稱號相用候ども、決して御國大君を辱候ほどの存寄より仕候事には有之間敷被存候、就而は、御國內にては、大君を奉稱候而、如何の尊號を被用候哉、ミカドとは、如何の差御座候哉伺度候、
(此方)我國にては、禮文簡易に有之候而、概ねサマと申語を相用、即御門には、キソリサマ、大君には、公方サマ、と相唱申候、

(彼方)何れに致候も、此方にては可否の御答は申上兼候間、パークス方へ申遣し、其答を得候上、猶御談可申候、

これ我等が國を發せし後、各國公使大坂城にありて謁を賜はるの際、英國公使而已、ハイチスの稱號を用ひたりしを以て、幕府も大に驚き、外國奉行して其故を詰らしめしに、彼かつて支那にありて、漢字に通ぜざるを以て、殿下と稱するは、即ハイチスに相當するを以て、しか稱せしとて服せざ

りしが、此を説破するに言なく、其まゝに過されたりしも、英國に至りし時は、その質問をなすべしとの命ありしを以て、向山公使は此問答ありしなり、公子の未だ英國に在るに於て、栗本安藝守の巴里に着せるあり、よつて更に議する所ありて、猶餘國へ巡歴あるべきことは、暫時見合さるべき事となりき。

此章を終るに當りて、こゝに一事の記すべきは我國にても勳章の制度を設けられたし、どの向山公使よりの建議なり。

蓋し既に萬國交際場中に入りし上は、なかるべからざるの具なりとは、薩州藩の所爲、幾かこれが刺激をなせしといへども、流石に向山公使の慧眼、早くこゝに見る所ありしなれども、幕府に於て未だ議決にいたらざるに、早くも大政返上の大改革に及びたれば、其事は行はるゝにおよばざりしなり、今こゝにその建議の文を抄して、以て論史者に告げん。

西洋諸州において、軍陣戦勝者は勿論、凡百の功勞有之者を賞し候ため、相與候功牌、メダイル杯相唱、金銀寶石等にて製造いたし、衣領間に懸候者有之、右者聊の品には候得共、當人に取候而者、無上の榮と相成、却而千金の賞より重候趣に有之、右者全く其國限りの者にも無之、他國帝王をはじめ、其臣民までも、功勞の酬として差贈候風習にて榮名を以て、人心を籠絡いたし候

一術として、交際上第一の品と相聞候、御國において未だ右様の品御取設無之より、各國在留ミニストル任滿歸國の節は、例の如く時服等被下置候得共、服飾の制相違いたし候間、晴の場所に着用仕候儀も不相成、折角の恩榮も、筐底に收置候より外無之候間、御恩惠も實不申、何程骨折候ても其詮無之姿に付、自然盡力いたし候はり合も薄く相成可申候、然處、私共佛國到着已來、風聞承り候得ば、薩藩の者共、四五ヶ月以前より罷越居、琉球國王の使節と申唱佛國人コムトモンブランに手寄り、其筋樵家に取入、種々取工みの儀も有之哉、既に新規右功牌取拵、國帝並に事務大臣等へも差贈り、外國掛り諸役人、其他骨折候ものへは與へ可申約束も御座候のみならず、海陸軍人の職を離れ、窮途に罷在候ものなども、手なづけ候て、琉球國のアドミラル、或はゼナラルなどの職名を授け、此功牌を付與いたし候哉に相聞候、佛國人の内には右恩榮を悦び競てこれに左祖し、力を盡候ものも有之勢も相見候、尤も國帝又は大臣等は、妄に受納も仕間敷候得共、國民にいたり候而は、東洋懸隔の國柄、深く御國の政体を辨へ不申、たゞ眼前の寵榮を以て、向背の勢相分れ、隨而薩藩のため、奔波盡力仕候様相成候は、夫より國人の輿論も相傾き、如何様の姿に可相成も難計、將薩の功牌、佛國人多數服佩致候は、詰り薩摩琉球の名聲各國に傳播いたし、未々は認而獨立の邦といたし、別に條約取結候國々も出來候運に相成候は、

即御國分裂の端を開候儀にて、御國事此上如何可相成哉と杞憂不少候、就而勘辨仕候處、今般民部大輔殿博覽會へ爲御名代參同被爲在候儀は、御國御統轄の御實證、海外に被爲顯、奸藩浸潤の詭策を、暗々裏に壓服可被遊御見込にも被爲在候處、薩藩於て政府をも不憚、右様の儀取行候を、其儘打捨置候は、彌以御威權諸藩に者不被行實證を示し候も同様有之、去迎薩人共は自身は佛國政府へ引合不中、其國人身柄の者ユムトモンブランに手寄り、隱然取工み、其筋のものも十分籠絡仕候様子に見受候間、公然佛國政府に懸合ちよび候とも、彼方にては表立候儀に無之上は、右様不筋の事に候は、直様薩藩に御糾問有之、其罪を被正可然義、此方にて干涉可致譯に無之、と申述べ可申は必定にて、迎も行届申間敷、さ候得ば、右奸謀を打破候爲には、所謂伐謀の計に出候而、眞偽判然いたし、薩摩琉球など申唱、願與候功牌をば服佩仕候事、銘々耻辱と心得させ候様の仕向に仕候より外有之間敷存候、就而は、此迄外國人有功のものへ時服等被下置候處、服用にも相成不申、更に榮譽を公表候廉、相立兼候間、右代りとして數種の功牌御取設、當地フロッグヘラルドの如き、御國の爲盡力仕候もの、夫々功勞の等差に應じ、各種の功牌被下置候様仕度候、既に前書申上候通り、差迫り候形勢にて、一日御手後れに相成候は、夫丈御國の害相長じ、追々深入仕候得ば、終に御挽回も相成間敷哉奉存候間、早々御下知御座候様仕度、右様式等、見

込の通別紙圖面入御覽間、右可然被思召候は、製造方等は、於當地手馴居候職方申付候様可仕奉存候、右者、山高石見守申談、此段奉伺候、卯三月

◎兵庫開港

初幕府の各國と、修好通商の條約を訂約せしや、五港二市を開きて、貿易の地となさんことを約せり、而して其内の三港、即神奈川長崎箱館は、直にこれを開き、新潟は、二十ヶ月の後、兵庫は、五十六ヶ月の後、江戸は四十四ヶ月、大坂は、兵庫と同じく、五十六ヶ月の後を以てこれを開くべきの旨は、明かに其約章中に掲載せり、然るに鎖攘の説漸く起り人心平ならず、當時外交の衝に當りし閣老安藤對馬守は、一時その開港開市の期を緩めて、人心の定まることを待たんこと、時にこの策略なりとし、その開期を延さんことを各國に請求する等、使節を派發するにあよび、竟に各政府の甘諾する所となりて、五ヶ年延期の約をなすにいたりしは、前に述るところの如し、而して其五ヶ年の期は、實に今茲慶應三年の初に迫れり

慶喜公將軍の職を襲ぎ、天下の政柄を執らるゝに至りて、ことに外交に意を注ぎ給ひ、曩に條約勅許の際、兵庫開港のこと朝旨の許さる所なりしも、今はこれに拘り信義を失ふべきにあらざり、と決意あられしを以て、朝廷に奏上して、その必開かざるべからざる意を陳られたるは、實に其歳の

三月五日、あり、其書に曰く

一昨年十月中、條約勅許之節、兵庫は被止之旨、御沙汰之趣、早速外國人へ可申渡候處、左候而は忽ち瓦解に及、折角平穩の御趣意、水泡に可相歸、且一旦取結候條約相變候は、唯々信義を外國に失ひ候のみにて、所詮可被行儀に無之、其段深く心配仕候得とも、一時切迫の狀態御諒察の上。條約勅許も被爲在候儀、今又彼是可申候義も斟酌可仕筋に付、先其儘御請申上置、篤と熟考可仕奉存候折柄、長防の事件差起り、引續故大樹の大故に及び、遂開港の期限差迫り、各國より毎々申立候條件も有之、右に付猶再熟慮勘辨も相盡候處、條約變更の儀、強而施行仕候得ば、必定義理曲直の論に及び、大に不都合相生じ、千萬の生靈塗炭に苦、皇國の浮沈にも相拘り候様可成行は目前に有之、右様の形勢に至り候上、無據條約履行候而は、實に御國體、御威信共、總而不相立、職掌に於て、最不相濟次第、殊に堅艦利器、彼の長を取り、皇國之富強を計り候は、今日の急務に候間、何れも開港可仕は當然の儀に有之、然る處今更彼是申斷候儀は、是迄苦心仕候富強の術も一時に盡果可申、且條約の儀は、各國交際の基本にて、永久不易の規則無之候而は、大は小を凌ぎ、弱は強に被制候様可相成、西洋諸國大小強弱は御座候得共、全く信義を重じ、條約を致遵守候に付、凌奪併呑の患も無之、夫々立國罷在候事にて、條約の守否は、國の存亡に

拘り候儀に御座候得ば、旁以一旦取結候條約は、是非遂行不申候而は難相成奉存候、就而は被爲於朝廷候而も、右の事件篤と御勘考被爲在候様仕度、自然利害得失如何と被思召候義も候は、參内の上、巨細言上可仕と奉存候、猶又字内の形勢變遷の義、追々申上候通に御座候處、古今情態、篤と考究仕候得ば、萬國森列、風俗の異同は有之候得共、均く天地の化育を受、今日其生を遂げ其死を全く致候に於而は、素より彼此の別無之、既に民生同胞に有之上は、隨て信義を通候は、天地の正理に候處、皇國は環海の御國柄を以、坤輿中東西要衝の地に相當り、即今海外諸邦、日々に相開、萬國如比隣、自在交通の砌、獨斷轍を堅く相守、萬國普通の交接不致候ては、自然の大勢に相戻り、不易禍害、頓に可相生奉存候、因は形勢の變易、方今の機會に候間、四海兄弟、一視同仁の古訓に御基き被爲遊、天下と共に御更正被爲在候様仕度奉存候、左候は、是迄の陋習一洗、數年を不出、富強充實致し、皇國の御武威彌増皇張奉安宸襟候様盡力可仕奉存候、然るに、朝廷にはこの明白正大の議をも容られず、猶允許の沙汰なかりしかば、公はその廿二日を以て、再び書を上りてこれを論ぜり、曰く、

兵庫開港、條約履行の儀に付、過日見込の儀建言申候處、右は重大の事件、被對先朝候而も難被及御沙汰筋に付、尙品々諸藩見込をも被聞食候間、篤と再考可仕旨御沙汰の趣奉畏候、慶喜儀

年來閣下に罷在、先朝以來御趣意の程親敷相同居、殊に一昨年の御沙汰も御座候上は、開港等職
 く建言可仕に無之候處、皇國の御爲、利害得失勘考相盡し候得ば、何れにも過日建言仕候通の御
 儀に無御座候而は、永久御國体難相立、輕重大小再三斟酌仕申上候次第に而、此上外に勘辨可仕
 様無御座、且一旦取極候條約變更の儀は、所詮難相叶事情に御座候間、各國より申立候儀有之節
 は、過日建言の趣意を以、夫々違置候事に御座候、尤打續き國事多端の折とは乍中、重大の事件
 に付、聊も不打捨何と歟取計不申候而は不相濟儀に御座候處、此迄遷延仕居、今更彼是申上候段、
 對朝廷深く恐縮の至奉存候、就而は前件の次第、國家御安危の界に付、幾重にも一身に引受、御
 斷可申上奉存候、右の情實、篤と御承知被爲在、今一應被盡朝議候様仕度、云々、
 一面は此奏上あり、一面は喪職の故を以て、各國公使を大坂に召れ、此月の末を以て、賜を賜ひ、
 しかも従前の儀式を更正ありて、稍これを簡易にし、又文書應接の際、相當の敬禮を表すべきの訓
 令もありて、外交上一層の和好を加へたるがごとし、竟に五月廿四日に至り、
 兵庫開港の事、元來不容易、殊に先帝被爲止置候得共、大樹無餘義時勢言上、諸藩建白の趣も有
 之、當節上京の四藩も、(越前守和島土佐及島津大隅守) 同様申上候間、誠に不被爲得止、御差許
 相成候、就而は諸事屹度取締相立可申事、

一 兵庫被停候事、

一 條約結改の事、

右取消の事、

かゝる朝命あるに到り、條約所載の條款、こゝに於て始めて洩るゝ所なく履行せらるゝに及べり、さ
 れば此時を以て、幕府には外國奉行柴田日向守を以て、兵庫奉行に補し、開港の準備をなさしめ、
 同時に大坂市を開くべきを以て、此二所に外人居留するの規則を議定せしめ、又江戸新潟は、來四
 年(即ち明治元年)三月九日を以て開くべきに決し、此又夫々規則を議するなんと、頗る多端なりし、
 當時諸藩の内、殊に鳥取侯の如きは、最も異論あり、素より御卓識御活眼の上被爲行義には可有御
 座候得共、當時の御事蹟、凡庸不肖の慶徳等にては、内外倒回の様に被相窺、上は侯伯より下匹夫
 に至る迄、幕下は外夷あるを知て、我神州あるを不被爲知召云々、とまで切論せしとありといへば、
 當時物議も頗る驚しかりしは知べし、然るに幕府は爲に動く所なく、斷然開國の方針を取れり、さ
 れば世に或はこれを以て將軍を議するものあり、以爲く其後見職たり補佐たりし時に於ては、毎に
 朝旨を奉じて、攘夷といひ、鎖港といひ、幕府を困ることの多かりしも、將軍の職を襲にあよびて
 は、忽ちに前説のごとくならず、遽に開國の方針を取られ、大坂城公使謁見の擧のごとき、京師に

於て尤も嫌忌畏懼せらるる兵庫開港の事さへ、理を陳べ情を説く、諤々遜るところなく、力て朝意を回さんことに心を用ひられたりしは、嚮の云々せられしは、結句取て代らんが爲めに、難きを責められたるがごとしと、成程其皮相する所を以てせば、しかおもはるるところもあるべしといへども、自ら任ずると、人を輔くるとは、實に大差異あることを察せざるべからず、公の第二の疏中、「幾重にも一身に引受、御斷可申上奉存候」との一語、これ人に代りていひ出し得べきの言ならんや、蓋この決心おはせられたればこそ、朝意に逆ふのかたきを知らせられながらも、國の爲民の爲、自から任じて躊躇し給ふ所あらせられざりしなり、况んや曾て條約勅許の際にも、一身を以て其衝に當らせられて、幕府の爲に、かの一險阻の地を出るを得せしめられたる誠心の特表すべきあるをや、事情既に斯のごとくなれば、嚮に安藤閣老の時、亞米利加公使を介して宇内に布告し其結約を屏絶せしも、今は復これを拒むことなく、白耳義の如き、伊太利のごとき、丁抹のごとき、皆昨年よりこの歳にかけて和好通商の約を議定するに到れり、此兵庫開港大坂開市の時を以て、幕府には紙幣を發行すべきの計畫あり、其議實に小栗上野介に出たり、これ粗前にもいへるごとく、これを以て幣政を改正すべき地となさんとするものなるのみならず、大に經綸を施さんとのころありて然るなり、されど此歳の末は、既に幕府還政の日に當り、

竟に實施し得ざりしといへども、其議上せし所は、これを左に抄示すべし

此度兵庫港御開可相成に付ては、此迄長崎横濱兩港の仕來にては、開港に相成候度毎に御損失に相成、西洋各國において、港を開き政府の利益を得候方法とは相反し、實以て奉恐入候次第、右は全く商人組合の仕法無之、薄元手の商人共、一己一己の利益にのみ耽り候故の儀と奉存候、將又兵庫並に大坂へ外國人居留地御取扱相成候に付ては、兩所地平均築立等にて、凡二十萬兩程は相懸り可申、其餘運上所、波戸場、常夜燈、掃除方、役々御役宅、西國往還西の宮より兵庫迄の間、道附替、其外にて總計いたし、八九十萬兩は、當年の御出方に相成可申、尤も地平均築立等は、居留地御貸渡に相成候得ば、御入費元高は相返り可申候得共、借受人急速無之節は、一時に繰戻し候譯には參り不申、運上所以下御用途金は、年々税金にて御仕埋の積には候得共、是等も一時に繰戻兼可申、兎も角も、差向候處、當年丈けにて、八九十萬兩の御出高に有之候處、近來御多端の折柄、御用途も相嵩、當年中にて八九十萬兩の臨時御出高不容易儀にて、縱令御差繰相成候共、當節の形勢、少くも御貯蓄相成置、非常の急需に御差向置の方可然、就ては右御開港に付、商社取立方並に御用途金出方の儀勘辨仕、存付の儀左に申上候、

一大坂町人共の内、身元宜敷者廿人程人撰仕、兵庫開港場交易商人申渡、右の者組合諸商賣致、

其餘望の者は右廿人の組合に入取引致候積、一体交易筋は、商人共一己の利益のみを貪り、薄元手の者共、互に競取引いたし候様にては、元手厚の外國人の爲に利權を得られ、當時横濱表商人の如く、今日僅に千金の益あり候とも、明日直ちに一萬の損失出來候儀は、全く商人組合無之、一己一己にて取引致候より、右様の次第に陥り候儀、右は商人一己の損失計の様に相見候得共、一商人其利を得ざるは、一夫其所を得ざると同じ理に而、即ち御國もいて夫丈けの損失と相成、十商人の損失も、百商人の損失も、其高丈け御國の損失に相成、遂に全國の利權を失、外國人の爲に蔑視され、西洋商人のために、東洋に於て貨殖の地を興る儀にて、實に歎息の次第に御座候、就ては外國人と取引いたし候には、何れにも外國交易の商社(西名コムベニ)の法に基不申候はでは、逆も盛大の貿易と、御國の利益には相成中間敷と奉存候

一御用途金出方の儀、凡百万兩と見込候而、前文中上候通、當年中臨時御出高にては、御差繰も如何可有之哉、差向候處、六月下旬よりは、夫々目論見不申候はでは間に合中間敷、即今莫大の金高御入用に付勘辨申候處、右は前書町人共より金子爲差出、右にて仕拂置、追々御仕理の方と奉存候、乍去、大坂商人共、是迄上納金も致、且只に御用の申渡のみにては、利益を以て生業と致候商人共、たとへ如何様の引當手形相渡候共、御請中上候儀は、有之間敷、就ては兵庫開港諸式御

入用金の廉を以、百萬兩の金札、右町人廿人程の者共より差出候儀御免許に相成候は、町人共あこれ利益有之候事故、御請中上候様相成可申候、尤廿人に而百萬兩は、大數の如く候をども、右廿人商社頭取に相成候事故、五畿内は不申及、近國の内には加り候者も有之、就中東西近江の豪商共、右組合に屬し可申候間、百萬兩位は出來可申と奉存候、若又右にても危み候様にも候は、右の内より御用達申渡、税金取立役所に出張爲仕、取立の税金、立會の上御預けに相成候は、日に月に元金入に相成候間、危み申間敷、横濱表當時税銀大凡一ヶ年百萬兩餘は有之可申、兵庫は、新港の事故、三分一と見込候而も、三ヶ年程には皆濟相成可申と見込申候、

一右町人共へ、御差免に相成候金札の仕様、譬は、
 一兩の札、 十萬枚、 十萬兩、
 十兩の札、 一萬枚、 十萬兩、
 五十兩の札、 二千枚、 十萬兩、
 百兩の札、 七千枚、 七十萬兩、
 合 百萬兩、

右札は、頭取商人共にて取調、仕立上りの上、元方大帳へ番號を以、御勘定方、御目付方立會の

上割印いたし、金銀同様通用可致旨御觸渡に相成、公儀にて御入用金有之、たとへば開港御普請、並諸式入用拂方の節、金札也、正金也、町人共より爲差出、御拂方に相成候節より、分合の利分御下げ相成候事、

一 楮幣通用の儀、財政隨一にて、實は公儀にて御施行相成候様仕度候得共、一体楮幣は百萬兩なり、千萬兩也、現在の實貨備へ置、楮幣に代候事故、引替の節、何時成共差支無之、上下是を信用し、通用差支無之、爰に於而利權相立、物價にも相懸不申候共、支那往昔よりの楮幣、並御國諸侯の楮幣は、現在の實貨なくして、國貧より起り、猥に楮幣を行候間、引替の節差支、上下これを信用致不申、遂に同種同價の物といへども、楮幣と實貨との相場、格別懸隔に至り候儀に御座候、支那並御國諸侯の楮幣は、貧より起り、泰西各國の楮幣は、富より起候儀にて、其實天淵の違有之、同じ楮幣にて、利權を失と、利權を得とは、是に基き候事、貧は益貧に相成、富は益富の確證御座候、右の通楮幣は、公儀にて御施行實に可然候得共、目今御備置の實貨無之、此度町人共の楮幣爲行候も、全く御貯蓄の實貨無之故より起り候儀にて、迎も即今は難行候、且比年御用途多にて莫大の御物入有之、三都商人共、並寺社等へ上納金も被仰付候次第故、申上候も恐入候得共、御府庫御充實に無之段は、上下粗察知候事故、迎も公儀の楮幣は信用不致、遂に人

心に關し、物價に響き可申候間、此度は御勘忍被爲在、一先楮幣の利權を町人共へ、御任せ有之候方、御提徑と奉存候、

一 楮幣を行ふべからざるの論は、古今比々有之、至極尤の議論に有之、右は全く前書貧より起候楮幣故、行ふべからざる論至當に候得共、富より起候楮幣は必行ふべき儀に御座候、就ては前文楮幣御差許を拒候議論も有之可申候得共、即今燃眉の急を御救置、四五年相立候は、右通用停止相成候ても、聊無差支、右仕法も左に申上候、

一 町人共へ金札停止の仕法、

三年にて、凡税銀百萬兩には相成可申に付、右にて町人共より差出候金高は皆濟相成候間、其節に至り、前書町人共金札、停止被仰出候共、町人共是迄のれくの利分は有之、御入用に差出候文は、元利共御下げ切相成候事故、聊も故障不服の儀は無之候、是に而全く町人共の金札は相止可申候、

一 公儀にて金札（前書申上候、富より起候楮幣）御施行の仕法、

前書、三ヶ年目より、又候二ヶ年も相立候は、追々税銀も相増し、現在の元金實貨百萬兩は御備置に相成可申可間、其節公儀より金札御施行可被成、左候は百萬兩の現在實貨にて、二百萬

兩の御融通に相成可申候。

一公儀、並町人共々、上下共に金札施行の仕法、前書三ヶ年目に至り、町人共金札御停止に相成候共、町人共において、公儀へ對し御非分聊も無之間、故障不服の儀は無之候得共、銘々此迄手廣の商賣筋、全く半高に相成候事故、必歎願可申立、其節はいまだ公儀に於ては、現在の實貨無之候間、楮幣は御施行被成兼候得共、一時冥加金被差出、御聞濟相成置、又候二ヶ年も相立、前書現在の實貨御貯蓄に相成候節、又候町人共楮幣停止に相成候は、又候歎願可相立候間、其節永々の冥加金爲差出候而、御聞濟に相成、公儀においても楮幣御施行に相成候は、上下共に楮幣の利行はれ、其中自然公儀の楮幣位貴く、町人の楮幣位賤く、利權全く公儀に歸し候様相成可申候、(但此三ヶ條、三ヶ年にして百萬兩、交易盛大に有之候得ば、必如斯に有之可申、新開港場の事故、若又交易筋不十分に候とも、唯此年相延候丈にて、仕法の順序に取候ては違ひ候儀は無之儀と奉存候) 一右の外、氣燈、書信館、鐵道等、公儀に在りて御取設相成候は、莫大の御利益相成可申候得共、右御取建可相成元金御不足にては、都て御下手は出來兼可申候間、差向前文申上候通御仕法相立候様仕度奉存候云々、

これ此開港を機として、一大商社を立、兼て銀行の事務を執らしめ、兌換紙幣のときものを發行し、人々紙幣の利便を了知すると同時、國庫も稍積蓄する所あるべきを以て、政府紙幣を發行して、その利を以て氣燈を建、書信館をも設け、鐵道をも築き、泰西發明の利器を我に資りて、以て富強を計らんとすの成算、井々條あること見るべし、これ小栗が經綸の存する所にして、行ふに及ばざりしものなり、

◎遺韓使節の議

佛蘭西マニスウツト派の僧徒が、布教に熱心なるは、人もよく知ることく、支那國中にあるものごときは、皆其衣飾より辨髪にいたるまで、其風習のごとくものにして、内地に入こみ居るもの幾百人なるをしらず、されば此輩は追々に東漸して、遼東義州の邊より朝鮮にも入り、朝鮮人の内にも漸其恩に懐、其教を信するものあるに及びしは、數年前よりの事なりしが、朝鮮政府は其事を聞知し、竟に其國人の信從者を罰し、併て布教者をも擄斬するに至りしに、其内の一兩輩、僅に脱して支那に歸るありて、其よしを訴へてければ、これ差置くべきならずとて、東洋艦隊の提督ロースは其所屬の軍艦を率ひて、直に其罪を問はんとせり、當時横濱の西字新聞に其事を記せる、左のご

とし、
先頃、支那海にある佛國軍艦の高麗に赴きたる事の報告あり、
此戦争の因て起る所以を原ぬるに、數月前佛國の弘法使者九人、高麗の役人に殺されしによつて
佛國海軍提督ロース其仇を報ゆる爲に、此殘毒なる悪人を誅し、且其國人をして西洋の開化に感
化せしめんと欲する也、

海軍提督ロースは、統轄せる軍艦に北直隸海灣芝罘に來會すべきを命じ、第九月中旬、悉く其地
に到着せり、其船々は、

旗船 フレガット、螺機船、キニトリール、

コルハット、螺機船、ブリモウキウト、

同 ラフレイン、

砲船三隻 フローレイド、ブレトン、タルマン、

通信船 キンチャン、

第九月十八日、提督はブリモウキウトの船上に本國の旗章を掲て、フローレイド、タルマンの二船を
率て高麗灣及シオール河の地形を察し、其測量をなし、且軍容を定めんと欲して、芝罘を發し、フリ

ンシセロメの海灣に至り、其後此河口に於て、好碇泊所を撰み、こゝに碇を卸せり、偕ブリモウキ
ウト船をこゝにとり、提督ロースは、指揮役ボチエットと共に、二隻の砲船に駕して、此河の
急流を溯る事六日を費して、シオールの都府に近き一所に至れり、高麗人は、第九月二十六日シ
オール府を距る數里の處に於て、無數の船を鏈環して、此河流を立切り、兩岸より小砲小銃を連
發して、佛國の砲船を打碎かんとせり、其日の第一時に二隻の砲船は、無數の敵船敵兵を打拂ひ、
此府に對して碇を卸し、廿四時こゝにあり、其後提督はフローレイド、タルマンの二砲船に命じて、
此河を下りて、カンホア(江華)を奪はしむ、此府は高麗國王の最も堅固なる城寨の一なり、
且說、艦隊はチーフィーを去り、第十月十三日に盡くプリンシセロメの海灣に來着し、其翌十四日、
カンホアの海灣に近きて碇を卸し、其日我兵に令して、此城を繞る山邱を奪てこれに據しめ、其
翌十五日、我鋭兵進で其城壁に迫れり、此城は、海をさる事凡四マイル、十六日の早朝、提督は
自ら鋭兵を率て上陸し、進で此府を攻るに、敵兵唯僅に砲發して、敢て防戦すること不能、十一
時に、其前門を奪ひ、我兵を進ましむ、こゝに於て、一都府皆佛國の有となれり、府中の人民は、
佛國の兵入らざるさきに已に奔逃せり、故に提督は、國府私財の處置をなせり、蓋しカンホア必
ず我有となるに至るべし、元來此府中は、數多の公衙隣比し、新舊製の兵器を貯收せる許多の武

庫あり、又高貴の邸第は、都て花美なる園囿中にあり、カンホア都府、實に高麗王の要害なり、故に此都府を陥れたるは、其政府をして和を我に請しむるの基と成べし、

使船ラフレーションは、上海に此新聞を報せんと、廿二日、カンホアを發せり、其時提督は、委任の全權を握りて和を議し、且つ其事件に就て至難の事を處置して、成就せしめんと欲せり、又記する所あり、いはく、

十一月十五日附書簡、朝鮮より到着す、書中の趣、左のごとし、

佛蘭西艦隊、朝鮮の最要害なる府城カンホアを攻撃し、其地に留在すること一ヶ月、朝鮮國王の恃む所の城塞を滅却し、許多の軍器を破壊し、此度支那日本に向て歸帆する支度をなす、此地方は嚴寒にて、冬月は滞留しがたく、兵をどしむるも益なきが故なり、

提督は、十八日を以て、シオール河の封鎖を、平常に復せんとす、

シオール河口にて、數日來、高麗の船舶を焼きしこと、大約二百艘なり、

斥候の說に、五百餘の敵兵、カンホアに着し、佛兵を追散するの方略を盡すと、こゝに於て、前哨隊を發して内地に侵入せり、此一舉や、提督の失策にして、一旦兵艦を退け再舉を計るの意は、此失策より生ぜしなるべし、午時前哨隊は、其兵百五十人にして、進で村のある所に至れり、此

城邑は、濠を深くし壘を高く築きあれど、一人の高麗兵を見ず、既に城内に入り、内城に達せんとする時、胸壁上忽ちに五百人の敵兵を見る、銃を發すること甚烈しく、三十五人を傷け、三人を殺せり、其内の五人は士官なり、且此銃火を受けし地は、平濶にして隠蔽すべき所なし、故に指揮官は退兵を令したり、高麗兵はこれを尾撃せんとす、我小銃を齊放して之を防ぎ、其儘陣營に歸れり、

斥候者、又高麗には大に國中に令して、益兵備をなすの報を齎せり、且氣候は漸く寒に向ひ、河流氷結して、船を行るに便ならざらんとす、且氷雪を凌ぐべきの準備あらず、また艦上の戦士の、よく上陸して戦に用ゆべきもの六百人内外なれば、萬一不慮の損失あるときは、これを補充の備なし、勿論此小勢を以てなりとも、奮勇突戦する時は、沿海の城鎮を陥るべしといへども、此の舉もと京城に至りて、罪を其政府に問ふにあれば、高麗如何に小國なりとも、彌京畿に迫るに及んでは、全力を盡してこれを防ぐべし、これに當るべき算なかるべからず、とこれ提督の此地を退き、春を待て再舉なすべきに決せし原因なり、

而して朝鮮よりも、其事を幕府に報知せり、其書に曰く、

朝鮮國禮曹參議、任 冕鎬、奉書

日本國對馬州太守拾遺平公 閣下、

玄英珥節、緬惟啓居珍岳、慰潮並擊、竊以敵邦、與貴國講信修好、垂三百年、凡係邊圉之政、疆場之事、未有不陳述、因由開示方畧、即所以申舊約而敦隣誼也、西洋英佛諸國、遠涉重溟、來講交易於敵邦者、不止一再、而竟至兵刃相加、則其毒愈慘矣、本年春間、有南鐘三洪鳳周者、或紳紳通列、或衣冠遺裔、傳習邪教、糾結匪類、潛引洋人、奉爲教主、薰染既久、煽惑益廣、奸跡掀發於緝捕之際、悖黨駢就於刑辟之下、夏秋間、洋船一艘、先泊於湖西海美縣前洋、次泊於畿內江華府地、爾來旋往、懇請通商、敵邦嚴辭牢拒、終不聽允、則彼乃欲望而退、又於此際、洋船一艘、自西海轉入平壤府羊角島、剽掠商貨、殺害人畜、道臣設計大攻、盡行勦滅、八月十六日、洋船二艘、自南洋直入京江、三宿而返、言語不通、情狀相阻、行止笑語、編來自恣、乃於九月初六日、洋船大小三十餘艘、又到京畿、或留碇於富平府前洋、或直向江華府甲申津、打破樓櫓、焚燬廟宇、殺害人民、擄奪牛黃、成藉輓漕、盡爲剽劫、着巡撫使李景夏、開營戒嚴於營下、先鋒中軍李容熙、陣于通津府、左先鋒將鄭志鉉、陣于濟物鎮、右先鋒將金善弼、陣于富平府、遊擊將韓聖根、陣于文珠山城、遊擊將梁憲珠、陣于鼎足山城、遊擊將李基祖、陣于廣城鎮、總戎使申觀浩、召募使李元熙、陣于楊花津、召募使鄭圭應、陣于江隘口、御營中軍權鎔、京畿中軍白樂賢、陣于幸州隘口、楊州牧使林韓洙、陣于礪峴隘

口、招討使韓應弼、陣于延安府、防禦使柳琬、陣于坡州、都護使、陣于長湍府、移檄宣戰、期日相見、賊盡其衆、聚保港汊、無意交鋒、沿浦舟楫、沒數燒燼、間或潛襲、文珠鼎足諸城、輒被守將擊却、敵邦敵敵器仗、修繕船艦、又令三路舟師合勢進攻、十月十二日、大小洋船、仍即捲還、退向外洋而去、此爲敵邦被兵之大害也、敵邦昇平日久、戎政弛而武備疎、未能長計、勝使片帆不還、則雖有數三克捷、多少勦殪、固不足爲耀威武而懾遠人、且夷情匪測、進退無常、未可以目下之紆急、永圖方來之憂虞也、又有一事、不容不據實相報者、敵邦之瀕海、東南與貴國諸州、涯淡可辨、牛馬、境界殆聞、鷄狗、而自夏秋、至于近日、無數帆船、自西而南者、出沒於烟雲島嶼之間、封疆之臣、飛報日至、知彼夷將欲起、疊而貴國設備而待、變歟、未知貴國已與構兵、而彼夷左次而敗、歟、又未知彼方恣睢潛伺、磨牙鼓吻、而貴國或未覺悟、其閃秘之情狀、逆折其發之氣勢、歟、敵邦用是憂慮、不即自恤、茲以控舉顛末、修牘展布、幸將右項事由、轉達東武、是所深望、統惟崇照、肅此不備、

これ實に慶應三年の初なり

初め徳川氏の天下の政柄を執れるや、専ら海内の治安に心を用ひたりしかば、豊太閤遠征の後を承けて、講和に意を注ぎ、宗對馬守を介して、其事を讒せしめし已來、二百有餘年、玉帛の交、渝る所

なかりしは、皆人の知る所のごとし、されば彼方よりもかゝる報知もありしなるべし、而して幕府のこの報をきくと同時に、佛蘭西公使よりも其事を通知し、來陽を以て再舉すべきことを報せり、加之、亞米利加の商船、同國海岸に漂着せしをも、其の人を慘殺し、其船を燒燬せし報ありて、亞米利加よりも、これが復讐をなすべしとの説あり、論史者試に想へ、このこともし二三年前にあらしめば、我國の所謂有志なるものはいかに、必ず同僚の氣を作興し、朝鮮を助けて共に攘夷をなし、攻守同盟をもなさんとの論は、乍ちに天下を風靡して、上は朝廷を動かし、また幕府外交上の困難をも來すべかりしならんに、世の風潮は實に思議すべからざるものにして、當時かゝる横議をなすものもなく、且幕府は、既に斷然其方針を轉じて、今は萬國の交際場裏に馳驟せんとの決心ある折柄なれば、此機を以て隣交上これが仲裁をなし、朝鮮を勸誘して、西洋各國との交をも開き、以てその兵禍を避けしめ、我も亦願て以て朝を東洋に稱すべきの地をなさんとの大志ありしを以て、爲に使節を派して、朝鮮京城に至らしめ、其事を議せしめんとの結構あり、既に使節の任命までありき、これ蓋し新將軍の經綸に出づるものにして、また或はかの佛蘭西公使ロセスとも密に相謀る所もありしなるべしと思はる、されど、其事の文書に徴すべきを見ず、たゞ三年の始に、閣老より亞米利加公使へ送れる書あり、曰く、

以書翰申入候、然ば朝鮮國、近時佛蘭西と爭戰の事起り、復貴國無辜の商船を殘害せしと聞く、同國は、素我接攘舊交の國にて、如此無義の舉をなし、我同盟親交の國民を慘害すると聞て、我大君深く痛歎に堪へず、且隣誼に於て、忠告善導せざるを得ざるの理あり、此度、彼國王に國書を投じ、平山圖書頭、古賀謹一郎に命じて、彼國に使せしめ、委曲曉解せしめんとす、而して彼舊愆を悔悟して我に頼み和を講ずるに至らば、貴國旗を回し、舊怨を棄て、相友善するの道を開かんことを希望す、右等の情狀、貴國政府へ深く周旋を頼入候、尤彼の舊習半として説べからざるは難測といへども、隣誼に於て、我盡すべきを盡し、四海の和平を祈るは我が大君の素志なり、諒悉盡力有之度候、

而して公使ワルクンボルグは、これに答へて、曰く、

本年第五月、余謹で御老中の一書簡を我政府へ送りたり、但其書翰の意は、高麗に於て曾て亞墨加利人になせる曲事を、向後なす事を防ぐ趣意を以て日本政府より、高麗へ公使を送るべき由を述るものなり、

余より我政府へ送れる文通の返書に、合衆國の大統領は、貴國の懇親なる所置を大に善とすることを、余に申來れり、是を以て余閣下にこれが謝辭を述べし、○余又閣下に左件を告ぐべきを

命せられたり、若高麗にて十分の言譯、即詫言をなすことなきときは、合衆國の政府は、如何にして其正當なる償を得、且其恭敬を失ざるべきや、これを考ふるを要す、

余貴國政府より高麗に送ると定めし公使のなせる手續に付て、閣下より其報告を得ば、余これを我政府に申送るべし、

此答書の達せしは、三年の末にありて幕府既に政權を還せし後なりき、その事はさて置、彼使節も任命せられて、其事をも宗氏よりして彼政府に通知せしめられし際に、一の流言ありて、大に朝鮮政府に疑懼を抱かしめしことあり、左の往復文書にて明かなり

花煦舒長、緬惟敬處冲裕、邇誦無射、敝邦與貴國隣港之衣帶只隔、訊譯之冠蓋相續、爾來二百餘年之間、講信修好、終始無替、今春節使自北京回、言得聞傳說、則有日本國客人八戸順叔言曰、日本江戶政府督理船務將軍中濱萬次郎、日前特至上海、制遣火輪船八十餘艘、近日已啓行回國、々々中共有二百六十諸侯至江戶會同議政、現有與師往討朝鮮之志、八戸順叔者、不職爲何狀人、屬藉之的在貴國、既不可詳、流寓之現因何事、又不必詰、而竊怪其捏造、讐語、恣意譏幻、公肆流播、無所顧畏、揆諸事理、實是窮究不得者矣、噫兩國之誠信、日星可鑒、先世之條約、金石可透、百神共證、不渝之盟、萬姓方遠、無量之福、判不當以一時驟聞之謠說、遽認實際、然義在、永好情出、

無隱、茲庸臚述耳聞、披展衷曲、幸將右項事實、轉達東武、明賜覆音、是所深企、肅此不備、

我はこれに答へて曰く

我國の者、近年上海へ往來せしめ候儀相違無之、乍併、本邦の貴國に於て、御親睦の久敷、三百年に垂とす、誠信情誼の敦化、無可比之、殊更唇齒の間柄、聊右様の廷議可有之様無之候、尤も方今洋人共、我邊土浮浪の輩をかたらひ候て、自然兩國離間の邪謀を巧候儀有之間敷とも難申、此等之變、本國にても御掛念の事に候處、果て今日之煩相讓候は、何共氣の毒成次第に候、既に公廷被仰出候御旨は、及御示談候通、向後御互に赤心を露し、兩國益々誠信に隣睦を厚くし、唇齒萬世相保の勢、肝要の事に候、依而は通商貿易の道も自今膠柱偏固の設禁を除き、交際之法則、時勢の便宜に隨而變革之、兩間永く休戚を可共の公意に出、此上厚御隣誼を繼候御趣意に候へば、尙右邊の處、追々及御示談候合に有之、云々、

これ當時一書生の上海にありて、我派使の事を傳聞し、妄に誇張の語をなせしを、上海の漢字新聞に掲載し、其新聞の寫しは得たれども、これを抄示すべきまでの要なきを以て省く、遂に朝鮮人の目にも入りしなるべし、然るに恰も我遣使の事を宗氏より通知せし際にあるを以て、かの少見多性の朝鮮人には、いかに其臆を寒からしめたるや知るべからず、固より故常に泥み、變通を解せざる朝鮮人な

れば、最初遣使の事を申入たるにも、種々これを拒みたるものごとく、又この報を得ては彌忌疑の念を固くし、舊約故典を楯として我遣使を拒まんとせしは、一々その文書を得ずといへども、最後宗氏の臣にして釜山浦にある幹事に宛て、彼訓導別差より差出せる書に於て、これを見るべし、曰く、今夏、以東武使停廢事、公幹非止一再而至、有我國書契中添句之舉、而况尊公職在幹事、歸則幹旋之方想不虛也、僕等跋候、回音、遣間四五月、意謂使事之已廢矣、今見書示、則滿紙臚列、惟始料之所未及、亦多究說不得之語、此弊邦夷懇之未孚、而然歟、貴州周旋之悠泛、而然歟、第念東武遣使、爲出眷隣盛意、則謝不容筆、感不以言、而頃於書契中、仰懇者、非但迎送煩弊之爲念、交隣章程、係是兩國先世之述作、而三百年誠信愈篤、賴以後人之守也、今此東武使、即是舊約之所、未有則章程一毀、約條難守、可不慎哉、近因洋船之出、沒遠近、貴國之長崎交易、敝邦之江都劫劫、各有措處、亦相通報者也、今我深海諸防、設備益嚴、固無貽惱於隣國、則自東武、亦何須遠勞神思、遣使起、溟乎、且交隣庶務之專、管於貴州、自是不易之舊約也、今若以機密之事、或恐泄漏、不使間、擬於貴州、寧有是理乎、竊爲之萬々訝惑、而况今年則例使之外、漂差與大差使行相續出來、又有將來之大差兩使裁判兩次、則敝邦館接之節、未有若此時稠疊也、其於惟隣省弊之誼、冀當爲加意幹旋、而如有商議事、則開春海官入去時、務盡停當、未爲不可也、惟望尊公之參量事勢、

終始力圖、期於停使之地、多少事狀、備告于使道前、則答教如右、茲以敷陳、洞諒是希、かゝる事情も、當時宗氏より都度々々幕府へ上申せしことなるべし、されど今度の舉、これ式のごとに拘りて、中沮すべきにあらざれば、其準備もをささ怠りなかりし、然るに長崎にて、英國水兵二人の殺傷せらるゝありて、相手は土州藩の所持艦胡蝶丸の乗組なりとの故を以て、英國公使は幕府に介せず、直に其の軍艦を差して土州に赴かしめ、これを詰問せんとし、幕府はまた其中に在りてこれを處置せんとし、竟に幕府の重役その軍艦と共に土佐に至り、これが處分をなすとの議熟したれば、かの朝鮮使節の任を蒙れる外國奉行、平山圖書頭(後省齋)は、先此事を處理すべきを命ぜられたり、されば平山は高知に到り、其藩侯に面して其事を議し、其犯者を捕へてこれを出さしむべきの答を得て、直に長崎に至り、長崎にあるその藩の艦長に命を傳へ、それより直に對馬に至り、副使古賀のその地に來會するを待て、共に朝鮮に渡らんとせしも、將軍政權返上の事ありしを以て、江戸に歸來したり、然れども此事の行が、り捨置くべきにあらざり、殊に年明なば佛國の再舉は計るべからず、危機一髪の内において勢緩にすべからざるを以て、將軍は其事情を陳じて、朝廷の許可を請はれぬ、これその十一月の廿二日なり、其書に曰く、

昨年、朝鮮國に而佛蘭西教師を致殺害候に付、佛蘭西の水師提督、軍艦數隻を以て及戰鬪候處、時

寒氣に向ひ一ト先解兵、來年春暖を待、大兵再舉の企有之趣に相聞え、且佛蘭西戦争の後、亞國商船、朝鮮國の海岸へ漂着候處、佛國と誤認候哉、韓人妄に其船中の人を殺し、其中に英國人二名乗組居候而被殺候より、三國中合軍艦差向候聞有之、朝鮮國禮曹參判よりも、戦争の次第、宗對馬守へ及報知候、朝鮮國の儀、從來の舊好、唇齒の國柄、外國より兵を向け、彼國滅亡に至り候は、皇國の大患とも可相成、其上同國の儀に付、去癸亥年對馬守より申立候趣建言仕、朝廷御聞濟にも相成居旁、(此事今考る所なし)今度和議可取扱心得を、佛亞兩國公使へ申談、猶朝鮮國へは爲使節、若年寄、平山圖書頭、目付、古賀筑後守差遣候積、對馬守を以、先に彼國へ爲及掛合候、内外多事の折柄とは乍申、兩人差遣方、此上遲延相成候ては、隣交の信義難相立候に付、十一月中出帆の積、猶又爲掛合候申候、右の次第にて、兩人渡海期日差延居候に付、此迄の手續にて取計候儀に御座候は、改て從朝廷、其扱被仰出、宗對馬守へも、同様御達相成候様仕度奉存候、

これ將軍政權返上ありといへども、諸侯上京會議までは、從前のごとくなるべしとの朝命に基きて、此奏上ありしものと知らる、而るに、意外にも朝旨の拒む所ともならざりしを以て、派使の事慮決し、平山以下は、その十二月朔日大坂に着し、二日を以て京に入り、將軍に謁して議する處あり、
國王への書簡をはじめ、處分の方略をも而り訓を受けたりしが、その九日朝廷大改革の舉ありて、この事全く輟むに及べり、その將軍より國王に贈るべきの書簡は、事實施に到らずといへども、こゝにその案を抄掲して、この事の局を結ばんとす、其案は左のごとし、

一書致拜啓候、抑貴國、昨年外國船其境へ侵入騷亂に及候儀に付、邊海警備の事情等、禮曹參議より宗對馬守へ申越の書翰、同人より奏進、致披見候、其後異國船一艘焚燒被致候由、元來貴國にては、一樣に外國船を以視られ候哉に候得共、前に邊海騷擾に及びしは法蘭西國にて、謂も有之由に候得共、後に焚燒せしは、米利堅國の商船にて、東西三萬里を隔、實に無辜の者に有之、兩國とも世界之強國にて、復仇之爲不容易企も有之由、朕どの踪跡、並世界の公評も有之候義にて、貴國は舊來の隣誼、何共不安義に付、今度爲使節、若年寄、並に外國總奉行、平山圖書頭、目付、古賀筑後守差遣候間、被許面謁、方今宇内の形勢、萬國の事情、篤と相悉し、我が深意の在る所を諒せられ、隣交の永遠、唇齒の保固を祈る、併て貴國安寧其社を禱る、謹言、

◎陸海軍傳習

前にも數々陳べしごとく、慶應の初年よりして、幕府の政容は一變し、また朝意奉違といふに事な

らず、頗る自強をはかるに汲々たり、されば、幕府にて其筋のものは、西洋人に就きて、歩騎兵演練の術を攻究せんとし、既に長崎に流寓せる荷蘭武官某に就て、騎軍法を傳習し、又横濱に假寓せる各國公使館の護衛として上陸し居る騎隊の士官に問ふものあり、倉橋某は長崎にあり、成瀬某は横濱にありて、いづれも幕府旗下の士青年のものを督して、その事に従がひたり、而して横濱にて傳習の事は、佛蘭西語傳習と共に、大に彼國公使ロセスが心を盡せし處にして、初は其國の士官の流寓せるものを幕府に荐めて、その事に膺らしめたり、幕府猶もこれに嫌らず、彌其本國政府に照會して、陸軍傳習の教師を聘用せんことを決せり、これまた小栗上野介、淺野伊賀守、栗本安藝守等が専ら盡力周旋する所たりし、而して佛蘭西政府よりは、大尉シャノワンを初として、騎歩砲工、それらの技に長せし士官を差して、これが訓練に力めたりしは、慶應三年のことにして、幕府が僅に節制の歩兵二聯隊を訓練熟し得し時は、既に亡期に迫りたり、されどかの脱走の徒が、此歩兵を率ひて、さしもの官軍に抗して屈せざりしは、其此傳習に力を得しを徴すべし、加之海軍の事も、又英國政府に依頼して、教師を聘用せり、海軍は安政の頃、既に荷蘭人を延て、その訓練に従事し、猶更に進んで諸科學術をも傳習せしめんとせしも、井伊元老が柄政の際、みな廢沮に歸したりと云ふも、海軍丈は、時勢の必用よりして、旗下の士、諸藩の士、皆考究する所ありしに、

猶彼國にて軍艦を製造せしめ、その工を監督すると共に、造船航海練銃醫治等の諸術をも研究せしめんが爲に、學生派遣の舉ありしは、前章既に説く所のごとし、されば、陸に比しては頗る歩をすゝめたりといへども、更にその精を盡さんとし、又陸軍傳習の事を、佛蘭西政府に囑せる上は、邦交の權衡上、海軍は英國に托する事、宜を得るものなるべしとの意味合もあり、或は佛蘭西公使ロセスが勸説せし所もありしなるべし、尤此時、既に私に佛蘭西海軍士官に就て、我海軍士官の傳習せしこともありと聞しが、全く之を英國に托すべきに決せしは、二年七八月の交にありて、閣老より在留の公使に照會して、其本國政府に申達して之を依頼せり、而して三年十月、ユマンデル(艦長)トレンシー初、水卒まで十二名の來るありて、築地海軍所にて、夫々傳習の方法等漸く整頓せし頃は、十二月の頃にして、既に大政返上の後にありき、此等の舉、かの鎖國といひ攘夷と唱へ、京師の意を承るにのみ齟齬せし當日の政略とは、大に殊なるものありて、大に幕府の勢力を養ひ、其基礎を固くせしむべき畫策なりしとはいへど、既に其末路に屬し、事の間に合ざりしや是非なき、幕府は嘗海陸軍武備のみならず、此際また英國に留學生をおくりて、諸學科を學ばしめたるは、二年の末にありて、中村敬輔川路太郎これが督たり、今の大學教授、外山正一菊地大麓のごとき、みなその遺中の人たり、又佛蘭西へも學生を差し、栗本貞次郎これが督たり、其他又露西亞へも三數人を派遣

したり、これ等の事、外交上に關するものにはあらざれども、幕末政界の一變せしこと、此のごとくなるよりして、外交上にも從てその當日のごとくならざりしを見るに足るものあれば、其概を叙して、論世者に告げんとす、其詳細は、各專書(勝伯海軍歴史の類)あれば、これには省して録せず、

◎還政後外交

慶應三年十月十四日を以て、將軍政權返上の上奏あり、其翌日、朝廷これを許納あり、猶國家の大事、及外交の事は、衆議を待ち、加州侯初、諸大名を召集せられて、これを決すべし、と令せらる、在江戸の開老は、直にこれを外國公使に照會し、更に一書を附して、其事の委曲を報道あり、其文に曰く、我が日本の大君、祖宗已來二百五十餘年を経、今日まで傳襲せし政權を、御門に歸し給ふ事を、自から英斷ありしに、余等此國勢變革の際に當りて、或は流言浮説の人心を災惑することあらんを恐れ、各國に其情狀を説明せんことを要する、左のごとし、
目今の事情を了せんには、古往の事蹟を概説するにあらざれば、明晰ならざるにより、古に溯りて申述候、

往昔二千有餘年前、鴻荒の初、國祖降天已來、その子孫常にこの國に君臨あらせられ、全國の政

權、みなその掌握し給ふところたり、これ實に日本の皇帝にして、外國には御門の名を以て知られたるものなり、

然るに、世漸く下りて、御門の政、その外家藤原氏の手に移り、御門はたい垂拱して事にあづからせ給はず、而して藤原氏の政をなすや、徒らに華麗文飾をのみ事として、當時朝廷文武の官ありといへども、多くはその名のみにして、其兵馬の實權は、世職の武官に歸したり、されば國家有事に臨んでは、自から撥甲執銳其役に從ふ能はず、會々不享不廷のものあれば、征伐の事、一に此輩の手に任せり、その武家の棟梁を、源平二氏とす、而して日本の半國を分ち、東の武家は、源氏に屬し、西の武士は、平氏に隸するの狀あり、保元平治の頃、皇位の争ありて、各この二氏に依頼せられて、其武力をかりて、その争ふ所を達せんことを計り給ひ、藤原氏も、同族相軋して、曾各二氏による所ありしが、一時平氏勝を得て、源氏を亡滅せるものごとし、而して戰勝の力と、翼戴の功とを以、平氏は其盛を極め、かの累代この國の政權を執りし藤原氏に代りて、其威を擅にするに至り、天下を制すること二十年、されど其凶暴なる、御門を幽して、我意を振ふに及びしを以て、御門は源氏の貴裔に令して、これを征しめ給ふ、源氏は父祖の舊讎を滅し、朝家を保護するに到りて、御門其功を賞し、全國兵馬の權を擧て、これに委托せられたり、これ

積年の勢、既に諸國に武士なるものありて、郷曲に武斷し、朝廷より命ぜられたる守令の力制すること能はず、武家の勳勞あり閑閑ありて人望あるものにあらざれば、制馭し得ざるにより、かゝる命令あるに到りしものなり、こゝに於て、政權全く武家の手に落たり、是西曆千二百年の頃にして、我國政治の一大變革をなせしものなり、其官を征夷將軍といひ、其位はその時に朝廷より賜る所によるといへども、全國の政は、全く其手にありしものなり、これ日本皇帝の下に、一の大君てふものありて、政治を主宰するの始とす、

これよりの後、國內の政權を争ふものは、みな此將軍の地位を争ふこととなれり、其間治亂常なく、殆ど四百年にして、海内の武士兼并するもの、土地を有すること數州に跨り、各雄を稱し長を争ふて、御門は勿論、將軍といへども、亦虛器を擁するに及び、天下の壞亂極れり、我大君の開祖東照宮、英邁の資を以て、斯間に挺生し、櫛風沐雨、自から汗馬の勞を経て、この大亂を蕩平し、上御門を安んじ奉り、下萬民の塗炭を拯ひて、國家始て太平なるに至れり、當時の御門、此功績の大なるを感嘉し給ひ、これに將軍の職を命じ、又全國文武の政務を擧て、これに委任せられたり、東照宮即權現サマとして、外國に聞ゆる我大君の開祖は、撥亂反正の勳、已前の將軍に比して、更に拔でたる所あるによりて、其政務上の威權も、また前の將軍に比

して、更に大に且盛なりしは、自然の理なり、因て大に全國の武族、嚮に各地に割據し、その自己の威を振ひしものを、その居住せる江戸の地に會し、これが臣屬たるべきことを誓はしめ、其封地與奪の權も、みなこれを其手に收め、爲に券を製してこれに頒與し、また江戸に邸第を置き、隔年、或は毎年時を期して、江戸に參覲するの制を定めたるに、海内大小の武族即諸侯は、みな其法を仰戴き、一の異言あるものなく、悉くこれに服従せり、

かくのごとくにして、其子孫世々相繼、十數代を経て、永く此國の主宰として、朝廷これを允らし、諸侯これに服し、國民みな其業を安んじて、太平の福祉を享けしこと、今日に及て、實に三百有餘年なり、

而して其初に方りては、外國の商船の來るあり、商船の海外に貿易するありて、交通の途、障る所あらざりしに、一外國より渡來せし布教士の、我國不逞の徒と相結んで、亂を計ることありしより、國安を保つか爲めに、大に嚴令を發して、其布教を禁し、其徒を驅逐し、竟に商船の來るを禁し、又商船の出洋をも嚴制して、たゞ一二國長崎に來るを許すにといまひ、國を鎖すに致りしは、當時不得已の方略なりし、

然るに、輓近に及び、宇内の形勢、大に變遷して、亞米利加國より、使節を派來して、開國を勸

誘するに至れり、蓋蒸氣船發明已來、天涯地角悉く比隣のごとくなるの今日にありて、東洋の一島國にして、一天擴張の萬國人民を拒絶して、與に交らざるの理あるべからずとは、當時の大君と、一二その政府に立てる重臣とは、夙にこれを曉解せしかば、その説とてを容れて、遂に各國との交際を開き、貿易を通し、條約を取結び、以て開祖東照宮の舊に復し、中世已降、鎖國の規條を廢棄するに決せり、

是實に皇國の一大變革にして、闔國人民の故常に安するの族には、已甚しく不服を抱かしむるに及べり、是に於て、鎖國攘夷の説、國中到處に囂々たるを致し、大君政府の時勢に鑑みて、斯相當の英斷ありしを以て、外國の兵威に恐怖して、苟且に其意に従ひしものなりと誤解し、これを朝廷に譖して、その委任の武職を盡さるものなりとし、朝廷もまたこれを察せず、容易くその説をいれて、大君政府に命するに、外國の交を絶つべきを以てせり、これより外交上、種々の紛紜を生じ、言ふに忍びざるの不都合を惹起すに到りしは、各公使にもとく承知せらるることにして、今これを述るを須めず、

かくのごとく、我大君政府外交を開きし已來、固より處置の宜きを得たりとは、謂かたきは余等も自から知るところにして、慙愧に堪ざる次第なれども、大君政府にては、既に各國と締約せし

以上は、いかにもして、鎖國の説を唱へて外人を忌嫌ふものをは、漸々に制壓し、約款の一々、これを履行せんとの宿志は、曾て止ことなし、

然るに、幸にして今日に及び、開國の規模を一定し、約款の件々を遂行ふにいたりしは、實に我英偉敏達、天縱の識見を有せらるる、今大君の、將軍職を襲て、祖宗已來、日本の主宰たる地位に立たせ給ひしによれり、されば、本年各國公使を大坂城に延見して、大に親交の實を示され、情誼の厚、守約の固、其大君の任として固より當然なる所とはいへども、百難を排して、此場合にまで到りしは、諸君にも察知せらるる所なるべし、

抑天子に下る事一等に於て、天下の大權を握ること、自然の勢によりて、六百年來因襲し來るところ、我國特殊の政体にして、これによつて、治安を維持し來りしといへども、今萬國と交を通するに方りては、交際上の名分、頗る不都合あるのみならず、今は國內人心の紛亂して、統一に困むものも、多くはこゝに原因せり、これによりて、英明なる我大君は、獨り衷に斷して、斯政權を御門に歸し、改て國內の大宗巨室を集會して、方今の形勢事情を論究し、適時の政府を建立し、將來再び動かすべからざる國憲を制定し、以て外萬國と並立して、國を富強の域に進めんとの深慮に出でしものにして、實に國を憂ふるの深き、古今比類なき所なり、

故に、事ここら及ぶと雖も、外國と日本との交際にて、聊か難事あることなく、都てこれまでのごとく平穩親和ならんことは、言語を費すまでもなく、必尊慮を煩すなかれ。

大君に於ては、締結せる條約の款目に於て、既に已に履行して残す所なく、専ら外交の重を了知せられたれば、此度來會する大小名の會議に於ても、外國事情を辯論あれば、皆これに聳聽すべし、况んや我大君祖先已來の恩澤に浴せしもの十か八九にあれば、縱令守舊の說を執るものあるも、其勢を得ること難し、故を以て、余等は外國公使も、平生の情誼を以て、余等か志を贊成輔翼あらんことを冀望し、他我國の隆盛に趨くに至りて、即貴國の盡力ありし徴として、形影聲響のごとくに視んことを深く願ふ所なり、右はこれまでの成行を推して、余等限り、及演說候、餘は過日書簡を以て申進候通り、京師より申越次第、尙可及報告候。

實に此書中に陳るがごとく、前將軍の斷然政權を返上して、祖宗數百年の鴻業を委棄し、曾て顧惜する所あらせられざりしは、國人尊王の誠心の然らしむる所、維新の氣運ここに熟したりとはいへなくは外國の刺衝により、かゝる場合に迫りたるものなり、その政權返上の際、譜代の諸侯旗下の諸士等に親諭の文中にも、(當今外國の交際日に盛なるにより、愈政權一途に不出候ては、綱紀難立候間、云々)とありしにても明かなり。

然るに、此歳の十二月十六日に、前將軍は、大坂にありて、各國公使(英、佛、荷、米、宇、伊)を延見あり、外交は國政上最重しとする所たり今既に政權返上あられ、而して各國公使を、延見せられたるは、世或はこれを以て前將軍に異圖あらせられたるがごとく疑ふものあり、これこれに一辯せざるを得ず、蓋し既に政權返上あらしは、外交の事固より朝廷にて任せらるべきものたり、然るに朝廷に其沙汰なかりしにより、これまでの行がよりよりしては、外人の間には、又侯鎖國攘夷の古に復せんやとの疑なきにあらず、果して然らんには、折角の偉圖も、竟に水泡に歸すべしとの盛意より出たるものなり、况んや大政返上の際、一旦朝旨を以て、百事奮の如くあるべきの命ありて、諸侯上京會議の上、これを決定すべしとの勅あるをや、故に斯舉たるや、仍かの大政返上あらせられしと同一の主旨に外ならざるなり、されば、爾時各公使へ面諭せられたるに曰く、

我國と和親の條約を結ひし各國は、國內の事務に關係するを要せず、都て條理を妨くることなきを要す、余既に條約の條項は、盡く履行したり、故に此上令譽を失ふことなく、各國の利益を扶け、漸次全國の衆論を以て、我國の政体を定むるまでは、條約を履み、各國と約せし諸件は、一々これを行ひ、始終の交際を全くすること、余か任にあらんことを諒せられんことを望む、その至誠の懷抱、正大の心事、鬼神に質して愧る所なき見るべし、而して其延見の際も、極めて其

禮を簡にし、曾て一國の君主の外國使臣に接見するの儀を用ひられず、一應演說の後には、英佛公使には、海陸軍傳習の謝を述られ、又荷蘭公使には回陽艦築造の爲、其政府にて世話ありしことを謝され、杯にして、末に、(而談を要することあらば、何時にても來訪せば、接見すべし)と陳られたるがごとき、決して一國君主の資格を以てせられたるにあらず、只一身を以て、中外の間に介して、この國の安寧を保せんとせられたるの至情、實に明白なりとす、されば、伏見の事敗れて東歸せられたる後も、佛國公使のごときは、密に王師に抗して、伸冤の舉あるべきを勸說せしことありともきししが、終に垢を含み耻を忍て、一味恭順あられしは、昔國の爲にせられたるものなると、今更に申までにもあらじ。

初幕府柄政の末にありて、外交に關すると、余が耳目の及ぶところ、略上に陳るがごとし、而してこゝに筆を擱に臨みて一言せんと欲するものあり、他なし、幕府の外人に接せしは、余をしてこれをいはしめば、これを外交とはいふべからず、其跡につきてこれを見るに、徹頭徹尾鎖國攘夷を謀りて遂得ざるの歴史たり、

初嘉永の末、阿部閣老が柄政の際にありて、全く開國に意あるが如くなりしも、世に活眼の士乏しく、この鴻圖を翼賛すべきものなく、却てこれを沮するの族多く、閣老また責に任じて、敢て斷す

るの勇なく、事遂に姑息に陥り、國是以て定まらず、

英國公使アールコック三年在日本記事、その事を記して、曰く、

千八百四十五年、英國が初て支那と戦へる以來、蘭人は世界必然の變遷を告知して、日本の耳目を開きたり、外人が日本に入るの道を準備せし、和蘭政府の公平の處置は、諸國より感謝を受けるの理あり、就中、千八百五十四年ヘルリ提督が開港の功を奏したるは、蘭人豫告の力、與りて功なくんばあらず、

これ我國の國を開きしは、かの和蘭國王よりの忠告に源せしものとして、論せるものなり、されど、其實は前にも説けるごとき、全くしかりとはいふ能はざるものなれども、理を推し勢を察すれば、自然の運此のごとくなるものを見るべし、阿部閣老が、此機を用て、其勢を制するに及はざりしは、實に遺憾とするに足れり、而して堀田閣老が次て其事に當るにあたりては、平生の信する所を以て、一切開國の規模を定め、朝廷に啓沃して、以て我國をして萬國と并立し、其交際場裏に立しめんとの卓見あり、其議論の正大光明なるは、天晴濟時の真相といふべしといふも、勢の不可なる、左支右吾以て其志を達するを得る能はず、これに次て、井伊閣老あり、亦時勢外交の已を得ざるを知るものごとくなれども、其政略は、専ら幕府の威權を復せんとするにありて、其外交に於る、

寧ろこれを第二に之くの状あり、加之、條約の勅許を請ふの際、一時の姑息よりして、鎖攘の約を朝廷に結ひ、後來幕府外政上、困難の禍胎となるを致せり、これよりの後、安藤開老のときは、其天資の聰明と、應變の機智に富めるより、外交上や、見るべきものあるかことしといへども、畢竟非伊元老の後を承けて、かの鎖攘の息壤を奈何ともする能はず、剩へ、和宮降嫁の事よりして、鎖攘の預約、益固く朝廷との間に結はれたるを見る、こゝに於て、幕府の困厄彌甚しきを生せり、これよりその後、幕府は朝廷の譴責と浪士の横議とに制せられ、首を畏れ尾を畏れ、外國と朝廷との間に介して、彷徨行どころを知らず、其志す所は如何の所にあるやを知らずといへども、其圖る所行ふところ、一として鎖攘をなし遂げ、以て朝意を達せんとするにあらざるはなし、されば、春嶽老公の如きは、其藩論は開國にありと稱し、然も奏論する所も、其意に外ならざるか如しといへども、當時其施政上、云爲に著るべきもの、一として鎖攘の手段ならざるなし、板倉開老にいたりては、其賊愾忠純の質、太平の宰相としては不足なしといへども、同じく朝意に承順すること此のみ力めて、朝意を回するの慮なきものことし、松平總裁のときは、やゝ氣魄あり尋常統緒輩にあらざるといへども時勢を識るの見なく殆どまたかの浪士輩に傀儡使されたるものにして、決して濟世の器ならず、中間小笠原、阿部、(豊後守)松前開老のときは、頗る開國の主義を持し、外交の外交た

る所以を知るものこときも、また時勢の沮する所、前遊後跋、その志を遂る事を得ず、末年や、その方を得るに及ひし時は、既に幕府運去の秋にあり、故に安政已來慶應の末に、（慶應）を通過し、其事實に順るべきものを鑒みて予は断していはんとす、幕府には外交のことなした、朝意を奉し鎖攘をはかりて遂ざるの積のみと

是全く二百有餘年鎖國の陋習に蝕され、海外の事情を知らず、徒らに故常に安んずるの士多く、幕府の諸士は勿論、諸藩士に至るまでも、皆其輩流の人たり、されば、米使の來るに錯愕して、をそるゝものうたがふもの、皆群起して鎖攘を説くにいたれり、且當時開老として政柄を執るもの、卒みな五六萬石已上の藩侯たり、これを輔翼すべき幕吏中、よく天下の大勢に通ずるの士に乏しきのみならず、各自藩臣の内にも、同じく鎖攘を説きて、力よく其主君を左右するものさへありし、されば眞に卓識あり、眞に膽略あり、名を惜まず、謗を避けず、身を捐て國に殉るの精神あるにあらざれば、この盤錯を料理し得べきならず、また是非もなき事なりかし、近頃老儒某の安政降の紀傳を編し、水滸をはじめ、當時有志者と稱せられし人々の言行を録し、これを尊攘紀事と名づけたるものを見たることあり、予のこの一編の外交談も、寧ろその標目を移して、これに名づけ、同じく尊攘紀事といひたらんこと、或は却て其實を得るに庶幾からんか、

幕末交外談終

明治卅一年六月廿五日印刷
明治卅一年六月廿八日發行



發兌元

著述者

田邊 太

發行者

東京市神田區裏神保町九番地
合資會社 富山房

代表者

坂本 嘉治馬

印刷者

東京市神田區美土代町二丁目一番地
島 連太郎

印刷所

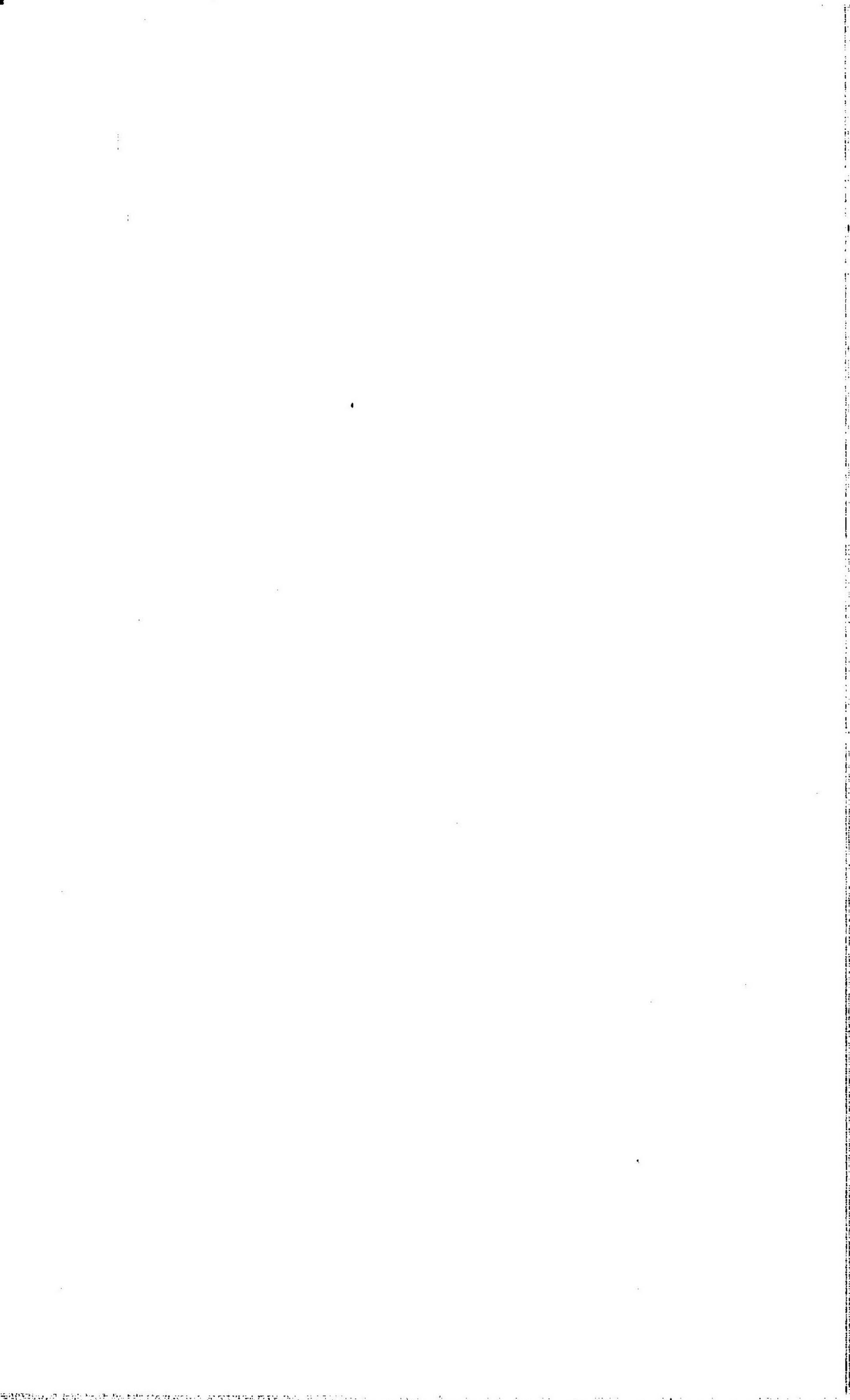
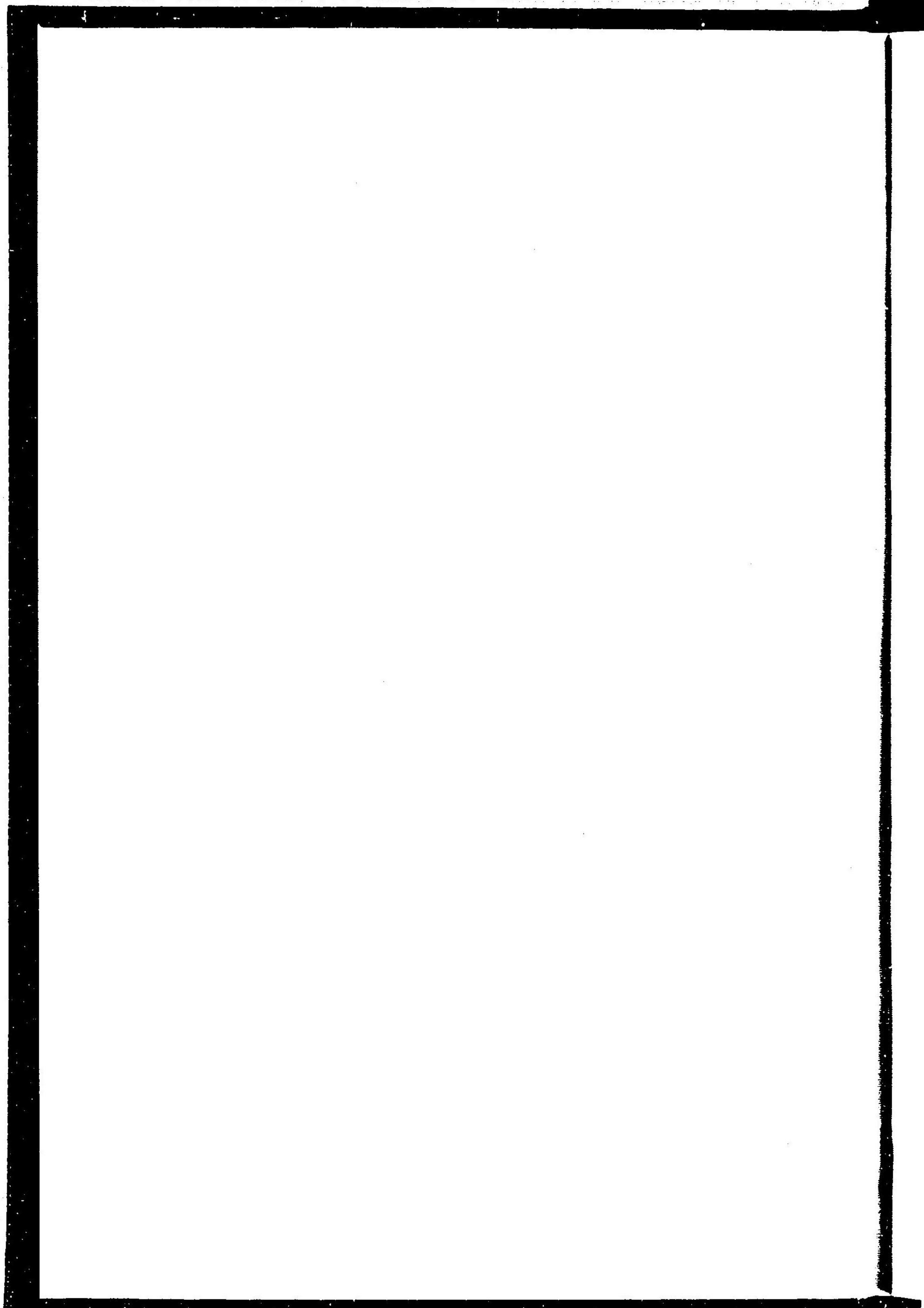
東京市神田區美土代町二丁目一番地
三光社

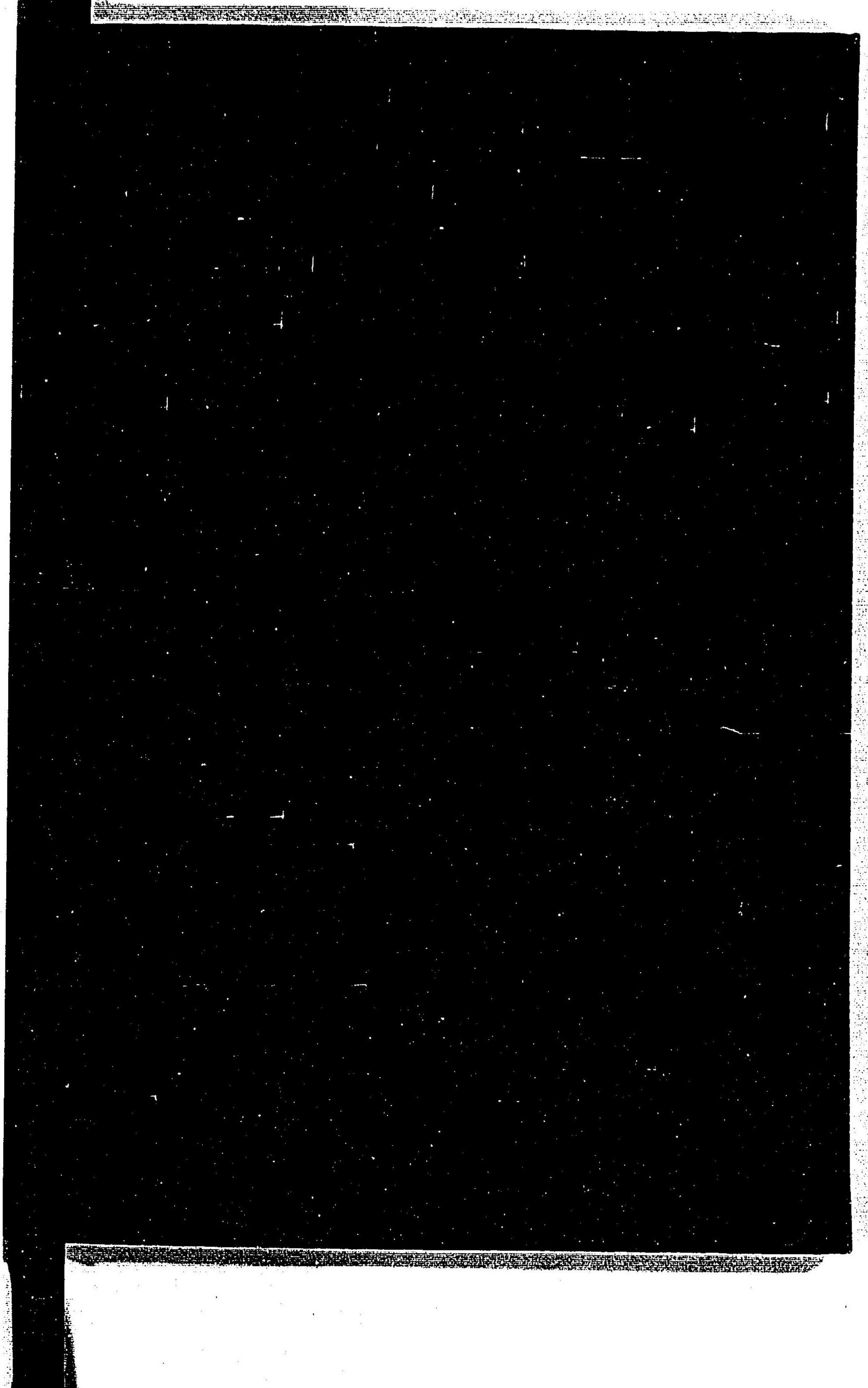
合資會社 富山房

(電話本局一〇六二番)

(幕末外交談與附)

定價金壹圓貳拾錢





210.59
Ta7118

001993-000-7

210.59-Ta7118

幕末外交談

田辺 太一/著

M31

ACB-5074

